

「A-a」として分類されている事務・権限

法務局・地方法務局

- 〈整理番号 13〉 ・ 1 人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務 P1
 ・ 2 人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務

地方厚生局

- 〈整理番号 4〉 ・ 医療法人（広域）等の監督 P14
 〈整理番号 5〉 ・ 国の開設する病院等の医療法に関する手続き P17
 〈整理番号 6-1〉 ・ 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定 P19
 〈整理番号 6-2〉 ・ 特定感染症指定医療機関からの報告聴取等 P21
 〈整理番号 7〉 ・ 「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関の指定等 P23
 ・ 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等
 ・ 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定
 〈整理番号 8〉 ・ 指定医療機関等の指定等 P27
 「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定
 〈整理番号 12 及び 13〉 ・ 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士及び歯科技工士を養成する施設の指定、変更承認、指定取り消し、報告及び調査等 P29
 〈整理番号 14〉 ・ 生活衛生同業組合振興計画の認定 P41
 〈整理番号 15〉 ・ 複数の都道府県を活動地区とする中小企業者による協同組合等のうち、厚生労働大臣の所管に属する事業者が組合員資格に含まれるものに対する設立認可等 P43
 〈整理番号 18〉 ・ 社会福祉法人（広域）等の認可 P45
 〈整理番号 20〉 ・ 消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認 P47
 〈整理番号 22〉 ・ 精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等） P49
 〈整理番号 23〉 ・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行 P51
 〈整理番号 24〉 ・ 医師等の臨床研修施設等の指導監督 P53
 〈整理番号 25〉 ・ 総合衛生管理製造過程の承認等（海外施設の承認等及び製造基準の例外承認等を除く。） P56
 〈整理番号 27〉 ・ 指定検査機関の指定等 P61
 〈整理番号 28〉 ・ 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令 P64
 〈整理番号 34〉 ・ 特定機能病院の報告徴収・立入検査（医療法第 25 条第 3 項及び第 4 項） P66
 ・ 緊急時における報告徴収・立入検査（医療法第 71 条の 3）
 〈整理番号 35〉 ・ 介護保険・サービスに関する指導 P69

- 〈整理番号 43〉 ・ 消費生活協同組合の検査指導 P72
- 〈整理番号 44〉 ・ 社会福祉法人の指導監査 P74

地方農政局

- 〈整理番号 12〉 ・ 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 P76
- 〈整理番号 18・19〉 ・ 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 P84

経済産業局

- 〈整理番号 2-1〉 ・ 経済産業省生産動態統計調査のうち、都道府県が既に調査を実施している業種であってその規模等に
等に応じ局も分担して実施しているものに係るもの P90
- 〈整理番号 4〉 ・ 商工会議所法に基づく定款変更の認可 P93
- 〈整理番号 7〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等に対する工業標準化法（JIS法）に基づく
報告徴収・立入検査 P96
- 〈整理番号 11-1〉 ・ 下請代金法に基づく報告・検査 P99
- 〈整理番号 13〉 ・ 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等 P101
- 〈整理番号 16-2〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する割賦販売法に基づく報告徴収・立入
検査 P103
- 〈整理番号 18-1〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する消費生活用製品の製造業者・輸入業者に対する消費者
生活用製品安全法に基づく報告徴収・立入検査 P106
- 〈整理番号 18-2〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する電気用品の製造業者・輸入業者に対する電気用品安全
法に基づく報告徴収・立入検査 P109
- 〈整理番号 18-3〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等が存在するガス用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立
入検査 P112
- 〈整理番号 18-4〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する液化石油ガス器具等の製造業者・輸入業者に対する報
告徴収・立入検査 P115
- 〈整理番号 18-5〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する家庭用品の製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者
に限る）に対する報告徴収・立入検査 P118
- 〈整理番号 32-1〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等のある特定事業者に対する容器包装リサイクル法に基づく報告徴
収（法第39条）及び立入検査（法第40条） P121
- 〈整理番号 32-2〉 ・ 一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等に対する家電リサイクル法に基づ
く報告徴収（法第52条）及び立入検査（法第53条） P123
- 〈整理番号 32-3〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対す
る食品リサイクル法に基づく報告徴収（法第24条第1項）及び立入検査（法第24条第2項及 P125

び第3項)

- <整理番号 32-4> ・一の都道府県にのみ事業所等がある指定表示事業者に対する資源有効利用促進法に基づく報告徴収及び立入検査（法第37条第2項） P127
- <整理番号 35> ・一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への措置に関する事項（指導・助言（法第6条）、報告徴収・立入検査（法第87条3項）等） P129
- <整理番号 38-1> ・給油等事業所が一の都道府県内にある揮発油（ガソリン）販売業者等に対する揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく報告徴収、立入検査等 P132

地方整備局

- <整理番号 2-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約等に関する事務 P134
- <整理番号 7> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る事業評価及び費用の縮減に関する事務 P135
- <整理番号 8-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る技術的審査、検査及び調査に関する事務 P136
- <整理番号 9-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約制度の技術的事項に関する事務 P137
- <整理番号 10-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る積算基準に関する事務 P138
- <整理番号 11-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務 P139
- <整理番号 13-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る防災業務計画等の策定に関する事務 P140
- <整理番号 45-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務 P141
- <整理番号 46-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務 P143

北海道開発局

- <整理番号 2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約に関する事務（物品及び役務に関するもの） P145
- <整理番号 3-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務 P147
- <整理番号 4-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務 P149
- <整理番号 10・24> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る事業評価及び費用の縮減に関する事務 P151
- <整理番号 11-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約に関する事務（工事及び業務に関するもの） P152
- <整理番号 20-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約制度の技術的事項に関する事務 P154
- <整理番号 21-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る技術的審査、検査及び調査 P155
- <整理番号 22-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る積算基準に関する事務 P156

- <整理番号 25-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る防災業務計画等の策定 P157
- <整理番号 26-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務 P158

地方運輸局

- <整理番号 10> ・自動車運転代行業の認定業務 P159

地方環境事務所

- <整理番号 1・2・3> ○容器包装リサイクル法 P163
- ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する報告徴収（法第 39 条）
 - ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する立入検査（法第 40 条）
- 家電リサイクル法
- ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等からの報告徴収（法第 52 条）
 - ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査（法第 53 条）
- 食品リサイクル法
- ・一の都道府県内にのみ事務所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- <整理番号 6> ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する事務 P169
- <整理番号 7> ・土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督に関する事務のうち、一の都道府県内で調査業務を行う指定調査機関に関するもの P175
- <整理番号 8> ・環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第 25 条第 1 項に規定する申請等の経由に係る事務 P178

沖縄総合事務局

- <整理番号 10> ・農林水産省の地方農政局が所掌する業務の一部 P180
- <整理番号 13> ・経済産業省の経済産業局が所掌する業務の一部 P182
- <整理番号 16> ・国土交通省の地方整備局が所掌する業務の一部 P186
- <整理番号 18> ・国土交通省の地方運輸局が所掌する業務の一部 P188

※「整理番号」は関係府省が昨年行った「自己仕分け」の結果に付された整理番号と一致する。

事務・権限概要シート

出先機関名：法務局・地方法務局

整理番号（ 13 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	人権擁護に関する事務
----------------	------------

【移譲対象となる事務・権限】

<p>自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容</p>	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>1 人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務</p> <p>2 人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>1 人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務</p> <p>人権擁護委員は、各市町村長の推薦を経て、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いた上で、法務大臣が委嘱することとされており、現在、法務局・地方法務局で実施している以下ア、イの事務が「移譲すると整理した事務」に該当する。</p> <p>ただし、法務大臣による委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みと併せて検討する必要がある。</p> <p>ア 都道府県内弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に対する意見の提出依頼</p> <p>イ 法務大臣への推薦の上申手続</p> <p>2 人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務</p> <p>人権啓発活動地方委託事業は、(a)ネットワーク事業（法務局、地方法務局、都道府県、市区町村、公益法人等が各地で横断的なネットワークを形成し、構成員による効果的な共同啓発活動となるよう、ネットワークの中で国が直接マネジメントを行い全国的に一定水準の啓発活動を確保するもの）と、(b)非ネットワーク事業（地方自治体が各地域の実情を反映させるなど独自性を活かして実施するもの）に分類されるが、このうち、(b)の非ネットワーク事業が「移譲すると整理した事務」に該当する。</p> <p>現在、法務局・地方法務局においては、①都道府県等に対する事業計画書の提出依頼や事業計画書の査定事務、審査結果報告書の作成事務、都道府県等が提出する精算報告書の精査等の委託事務一般、②都道府県等に対する委託事業遂行上必要となる実地調査一般、③委託事業の実施効果に関するアンケートや意識調査結果の分析などの事務を行うことで、全国各地における一定水準の啓発活動を確保するよう努めているが、本来、人権啓発活動地方委託事業は、一定水準の啓発活動が行われるよう国が地方自治体に委託して実施しているものであることから、地方自治体に移譲したものの、何らの人権啓発活動もされないというような</p>
------------------------------------	--

	事態は避けなければならない、同事業の移譲については、人権啓発活動を確保するための何らかの方策と併せて検討する必要がある。																				
予算の状況 (単位:百万円)	1 予算措置なし 2 876百万円(平成22年度予算)																				
関係職員数	法務局・地方法務局においては、上記1, 2の事務を行うための専任の職員は配置されていない。上記1, 2の事務は、法務局・地方法務局において実施する人権擁護に関する事務の一部のものであり、関係職員数を算定するのは困難である。																				
事務量(アウト プット)	<p>1 年間委嘱委員数 (単位:人)</p> <table border="1" style="margin-left:auto; margin-right:auto;"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委嘱数</td> <td>4,637</td> <td>4,369</td> <td>4,693</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 委託先及び執行金額</p> <table border="1" style="margin-left:auto; margin-right:auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方自治体数</td> <td>501</td> <td>505</td> <td>511</td> </tr> <tr> <td>執行金額 (百万円)</td> <td>1,123</td> <td>1,010</td> <td>997</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成19年	平成20年	平成21年	委嘱数	4,637	4,369	4,693	年度	平成19年	平成20年	平成21年	地方自治体数	501	505	511	執行金額 (百万円)	1,123	1,010	997
年	平成19年	平成20年	平成21年																		
委嘱数	4,637	4,369	4,693																		
年度	平成19年	平成20年	平成21年																		
地方自治体数	501	505	511																		
執行金額 (百万円)	1,123	1,010	997																		
備考																					

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <p>我が国の人権擁護制度は、基本的人権の保障を重要な柱とする日本国憲法が昭和22年に施行されたのを受けて、人権の尊重を基本とした平和で豊かな社会の実現を目指して、昭和23年に創設された。</p> <p>国民の基本的人権を擁護する事務を所掌する国の機関としては、法務省人権擁護局並びにその下部機関である法務局・地方法務局及びその支局が設置され、また、法務大臣が委嘱する人権擁護委員が全国に配置されており、人権侵犯事件の調査救済活動、人権相談、人権啓発活動等の事務に当たっている。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>日本国憲法、法務省設置法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権擁護委員法、人権侵犯事件調査処理規程、人権相談取扱規程 等</p> <p>【関係する計画・通知等】</p>
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申） ・人権救済制度の在り方について（平成13年5月25日人権擁護推進審議会答申） ・人権擁護委員制度の改革について（平成13年12月21日人権擁護推進審議会答申） ・人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定） <p>【具体的な業務内容】</p> <p>ア 人権侵犯事件の調査救済活動</p> <p>人権侵犯事件の調査処理は、被害者等からの救済の申出がなされた場合、新聞などから人権侵害の疑いのある事実を探知した場合等に救済手続を開始し、その手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を実施した上で、適正な事実認定、法令・判例に従った人権侵犯性の判断等を行い、事案に応じた措置を講ずるものである。</p> <p>人権問題は、対立が先鋭化しがちなセンシティブな問題であることから、全国の法務局・地方法務局においては、国民からの信頼を確保し、その機能を十全に果たすため、各種人権問題に対して、中立・公正な立場で対処している。</p> <p>イ 人権相談</p> <p>人権相談は、広く人権に関する相談を受け付け、相談者に対して必要な助言等を行うものであり、人権侵犯事件の端緒を得るためのアンテナ機能を有するものである。</p> <p>全国の法務局・地方法務局では、女性や子どもの人権に関する電話相談を専門に扱う「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」、全国の小中学生に配布し、子どもからの手紙による相談に積極的に応じるための「子どもの人権SOSミニレター」、インターネットを利用して人権相談を受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」などにより、各種の人権問題に対して幅広く相談を受け付けている。</p> <p>ウ 人権啓発活動</p> <p>人権啓発活動は、国民一人一人の人権意識を高め、国民の人権に関する理解を深めるための活動である。</p> <p>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日法律第147号）では、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定・実施することは、国の責務とされている（4条）。人権啓発活動による人権尊重理念の普及は、国民の人権保障につながるものであり、全国的に一定の水準が確保されることが不可欠である。また、全国で行われている人権相談や人権侵犯事件の調査処理の状況等を踏まえ、全国的な啓発活動を行うべき人権課題を早期に把握して人権啓発活動を実施し、人権侵害を未然に防ぐための役割を果たしている。</p> <p>エ 人権擁護委員に関する事務</p> <p>人権擁護委員は、市町村議会の議員の選挙権を有する住民で人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、当該議会の意見を聞いて推薦され、法務大臣が委嘱する（人権擁護委員法6条）。人権擁護委員は、その職務として、自由人権思想に関する啓もうや人権侵犯事件の調査等を行い（同法11条）、その職務に関しては、法務大臣の指揮監督を受ける（同法14条）。現在、約14,000名の人権擁護委員が全国の各地方自治体に配置されている。</p> <p>全国の法務局・地方法務局では、人権擁護委員の委嘱に関する事務、人権擁護委員の職務遂行のための各種研修の実施、人権擁護委員の活動に要した費用の支給事務、人権擁護委員の服務に関する事務などを行っている。</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>3,597百万円</p>

関係職員数	238人（平成22年度末定員） ※人権擁護事務に係る専従職員数である。																																																																																																											
事務量（アウトプット）	<p>人権相談事件取扱件数及び人権侵犯事件新規開始件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権相談事件</td> <td>273,269</td> <td>261,634</td> <td>257,275</td> </tr> <tr> <td>人権侵犯事件</td> <td>21,506</td> <td>21,412</td> <td>21,218</td> </tr> </tbody> </table> <p>人権啓発活動実施結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">講演会</td> <td>回数</td> <td>5,197</td> <td>5,065</td> <td>5,155</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>515,958</td> <td>504,721</td> <td>518,049</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">座談会・討論会</td> <td>回数</td> <td>781</td> <td>980</td> <td>895</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>27,987</td> <td>38,654</td> <td>36,677</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">映画会</td> <td>回数</td> <td>845</td> <td>729</td> <td>732</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>92,551</td> <td>66,891</td> <td>63,678</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研修会</td> <td>回数</td> <td>1,680</td> <td>1,978</td> <td>1,874</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>43,442</td> <td>51,608</td> <td>55,896</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">参加型活動</td> <td>回数</td> <td>1,073</td> <td>1,163</td> <td>1,406</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>573,105</td> <td>486,613</td> <td>509,606</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ラジオ放送</td> <td>局数</td> <td>166</td> <td>152</td> <td>169</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>1,879</td> <td>2,132</td> <td>3,595</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テレビ放送</td> <td>局数</td> <td>331</td> <td>364</td> <td>379</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>10,592</td> <td>55,269</td> <td>92,590</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有線放送</td> <td>所数</td> <td>1,074</td> <td>885</td> <td>853</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>21,861</td> <td>13,720</td> <td>14,891</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新聞紙</td> <td>紙数</td> <td>1,121</td> <td>1,017</td> <td>1,222</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>5,964</td> <td>5,663</td> <td>5,656</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ポスター パンフレット等</td> <td>配布数</td> <td>114,384</td> <td>187,513</td> <td>194,802</td> </tr> <tr> <td>配布数</td> <td>5,952,135</td> <td>5,161,933</td> <td>4,429,948</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年	平成20年	平成21年	人権相談事件	273,269	261,634	257,275	人権侵犯事件	21,506	21,412	21,218			平成19年	平成20年	平成21年	講演会	回数	5,197	5,065	5,155	参加者数	515,958	504,721	518,049	座談会・討論会	回数	781	980	895	参加者数	27,987	38,654	36,677	映画会	回数	845	729	732	参加者数	92,551	66,891	63,678	研修会	回数	1,680	1,978	1,874	参加者数	43,442	51,608	55,896	参加型活動	回数	1,073	1,163	1,406	参加者数	573,105	486,613	509,606	ラジオ放送	局数	166	152	169	回数	1,879	2,132	3,595	テレビ放送	局数	331	364	379	回数	10,592	55,269	92,590	有線放送	所数	1,074	885	853	回数	21,861	13,720	14,891	新聞紙	紙数	1,121	1,017	1,222	回数	5,964	5,663	5,656	ポスター パンフレット等	配布数	114,384	187,513	194,802	配布数	5,952,135	5,161,933	4,429,948
	平成19年	平成20年	平成21年																																																																																																									
人権相談事件	273,269	261,634	257,275																																																																																																									
人権侵犯事件	21,506	21,412	21,218																																																																																																									
		平成19年	平成20年	平成21年																																																																																																								
講演会	回数	5,197	5,065	5,155																																																																																																								
	参加者数	515,958	504,721	518,049																																																																																																								
座談会・討論会	回数	781	980	895																																																																																																								
	参加者数	27,987	38,654	36,677																																																																																																								
映画会	回数	845	729	732																																																																																																								
	参加者数	92,551	66,891	63,678																																																																																																								
研修会	回数	1,680	1,978	1,874																																																																																																								
	参加者数	43,442	51,608	55,896																																																																																																								
参加型活動	回数	1,073	1,163	1,406																																																																																																								
	参加者数	573,105	486,613	509,606																																																																																																								
ラジオ放送	局数	166	152	169																																																																																																								
	回数	1,879	2,132	3,595																																																																																																								
テレビ放送	局数	331	364	379																																																																																																								
	回数	10,592	55,269	92,590																																																																																																								
有線放送	所数	1,074	885	853																																																																																																								
	回数	21,861	13,720	14,891																																																																																																								
新聞紙	紙数	1,121	1,017	1,222																																																																																																								
	回数	5,964	5,663	5,656																																																																																																								
ポスター パンフレット等	配布数	114,384	187,513	194,802																																																																																																								
	配布数	5,952,135	5,161,933	4,429,948																																																																																																								
地方側の意見	<p>【全国知事会】 地方移管。ただし、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。</p> <p>【全国市長会】 組織のスリム化・統合をした上で、市町村（広域連携を含む。）に移譲するという意見と、引き続き国において実施すべきという意見があることから、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市はやることが可能。</p> <p>【全国町村会】 「市町村単位での処理となった場合、管轄範囲の縮小により、総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や、「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが、それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから、今後更なる検討が必要。</p> <p>【指定都市市長会】 人権擁護委員の委嘱に関する事務等は、国の出先機関の事務・権限を原則引き継いで実施。人権侵犯事件に係る調査・救済・予防等は、地域の実情に合わせて指定都市の同種取組を拡充強化（国は事業を廃止し指定都市へ税源移譲）。</p>																																																																																																											
その他各方面の意見																																																																																																												
既往の政府方針等	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。																																																																																																											

自己仕分け

【仕分け結果】

C-c

ただし、人権擁護委員の委嘱に関する事務については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲するが（A-a）、その前提として、法務大臣の委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みの検討が必要。また、人権啓発活動地方委託事業については、ネットワーク事業を除き、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲する（A-a）が、啓発活動を確保するための方策の検討が必要。

国民の人権を擁護することは憲法上の要請であり、さらに、国自らが人権擁護を行うことは国際的要請でもある。一方、地方自治体は、その地域の実情に合わせて、人権の擁護を図っている。

国自らが人権擁護を行いつつ、各地方自治体が「地方の実情に合せて」人権侵害に係る調査・救済・予防等の取組を拡充強化することは、我が国の人権擁護にとって重要であり、推進されるべきものであって、現に、いくつかの地方自治体では、子どもや女性などの特定の分野において、人権侵害からの救済等の取組を強化している。ただし、各地方自治体が、現在、法務省の人権擁護機関が行っている、あらゆる人権侵害からの救済活動を行う場合には、後述する事務処理の統一性、中立・公正性等、乗り越えるべき課題も多く、国は、引き続き国民に対し、あらゆる人権侵害からの救済措置を講ずる、いわばセイフティーネットとして、現在の人権侵犯事件の調査救済等の事務を行っていく必要があると考えている。

人権の擁護に係る国及び地方自治体の事務は、相互に排斥し合うものではなく、地方自治体の人権擁護の取組の強化が期待されるのはもちろんのこと、国は、国として人権擁護の責務を果たしていくべきであり、国の事業は廃止し得ないものと考えている。

以下、法務局・地方法務局が所掌する人権擁護事務に関し、ア人権侵犯事件の調査救済活動、イ人権相談、ウ人権啓発活動及びエ人権擁護委員に関する事務の四つに分類した上で、検討する。

なお、後述するように、政府は、新たな人権救済機関の設置を目指しており、また、国際的にも、国連総会で採択されたパリ原則（国内人権機関に求められる国際基準）にのっとり機関の創設が強く求められているところであるが、同機関の中央・地方の組織の在り方等については、いかなる組織・権限等が人権侵害からの実効的な救済にふさわしいか、国際的基準を満たすのか等の観点から、我が国の人権擁護体制全般の中で議論・検討されるべきものと考えている。

ア 人権侵犯事件の調査救済活動

(1) 事務処理の全国統一的判断の確保について【理由②】

人権侵犯事件の調査救済活動は、人権侵害の被害者に対する実効的な救済を図るため、態様が多種多様に及ぶ個別の事件について、関係者に対する事情聴取等の調査を行った上、関係各証拠の評価及びこれを前提とした事実認定を行い、認定できた事実について、様々な法令及び判例に照らし違法性の判断をした上、当該事案に対して最も適切な措置を選択するものであり、準司法的作用の実質を有し、全国統一的な判断が必要となる。

仮に、国が人権侵犯事件の調査救済活動を行わず、地方自治体のみがこれらを担うこととすると、人権侵害の被害者の救済に地域的な格差が生ずるおそれがあり、国民の人権擁護が十分に図られているとは言えない事態となることも懸念される。

次に、国が統一的判断基準等を定め、さらに判断の確保に資するための何らかの条件を整備することなどにより、全国統一的な判断を確保することができるかとの点であるが、人権侵犯事件の調査救済活動は、多様な人権侵害事案につい

て、法令の規定や判例に照らして判断を行うものであるから、その性質上、何らかの判断基準を定立することが困難であり、そもそも判断基準の定立にはなじまない事務であると考えられる。また、仮に、ある程度の基準を示すことができたとしても、事案ごとの判断ポイントを網羅することはできず、全国統一的な判断を確保することは、現実的には困難である。

(2) 中立・公正で実効的な事件処理について【理由②】

人権問題には、対立が先鋭化しがちなセンシティブな面があり、人権救済機関が国民からの信頼を確保し、その機能を十全に果たすには、調査救済活動が中立・公正に行われる必要がある。地方自治体においては、各種団体等と身近に接触する機会が多いことなどから、従来、地方自治体における行政の主体性、中立・公正性に対する懸念が示されてきたところである。人権侵害か否かについては、法令・判例等といった規範によって判断されるべきであるが、それが法令等に沿ったものではなく、それ以外の要因、例えば、特定の団体等の主義や主張の影響を受けたものであると受け取られてしまえば、人権救済を行う機関に対する国民からの信を得られず、実効的な人権救済という本来の機能を十全に果たしていくことができないこととなってしまう。この点、地方自治体の中に、調査救済活動の中立・公正性を担保可能な制度的仕組みを構築することが考えられるが、いかなる体制が担保となり得るか等について十分な検討が必要である。

また、仮に、国が人権侵犯事件の調査救済活動を行わず、地方自治体のみがこれらを担うこととした場合、刑務所など公権力による人権侵害等について実効的な救済がなされないおそれもある点を考慮すると、今後、各地方自治体の対応の相違等により著しい支障を生じかねず、新たな人権問題にも発展しかねないものと考えられる。

(3) 効果的・効率的な事務処理体制について【理由④】

人権侵犯事件の調査救済活動においては、上記のとおり、適正な事実認定、法令・判例に照らした違法性の判断が必要であることから、法的専門性を備えた職員を確保する必要があるが、見込まれる事務量が微少となるような地方自治体も含め、全ての地方自治体でこうした的確な執行体制（人材、予算、知見の集積等）の整備が可能とは言い難く、また、仮に整備ができたとしても、行政効率が著しく非効率になるものと考えられる。

この点、現行体制では、地方法務局、その地方法務局を指揮監督する法務局、さらにこれらに対する指示等の役割を担う法務省人権擁護局の3者において、調査救済活動に要する人的資源を適正に配分し、調査事項の策定や調査の実施、調査結果を踏まえた事実認定・法的判断、措置の選択等について、事案の性質に応じた連携・指導によって、これらを適正・迅速に行うことを可能とする態勢を整えており、これが、迅速かつ実効的な被害者救済に役立っている。

(4) 本省への引上げについて

人権侵犯事件は、近年、年間2万件超で推移しており、その調査救済活動においては、事実認定を行う前提として、事件当事者その他関係者に対する事情聴取等の調査が不可欠であることから、これを本省で直接実施するとした場合、これら事件の調査に遅延を来し、被害者に対する迅速な救済が困難となる。したが

って、現在、全国の法務局・地方法務局で実施している人権侵犯事件の調査救済活動について、本省への事務・権限の引上げは困難である。

イ 人権相談

(1) 人権相談の位置づけについて

人権侵害の被害者に対する実効的な救済を図るためには、人権侵犯事件の端緒を迅速かつ的確に把握する必要があるが、そのために、全国的な規模で広く人権に関わる相談を受け付け、事件の端緒をできる限り多く得ることが不可欠である。人権相談は、相談者に対して必要な助言等を行うものであるが、同時に、人権侵犯事件の端緒を得るためのアンテナ機能として重要な役割を有するものであり、人権侵犯事件の調査救済活動と切り離して実施することは困難である。

国及び地方自治体が行う人権擁護活動は、相互に連携協力しつつ実施するのであって、それは人権相談においても例外ではなく、国民の人権擁護の観点からは、国が人権相談活動を行わず、地方自治体のみが人権相談活動を行うことは相当ではない。したがって、上記人権侵犯事件の調査救済活動と同様に、人権相談についても国が実施することが否定されるものではない。

もちろん、地方自治体が、相談活動を充実させ、住民の権利擁護を図ることは重要であるが、それをもって、国自身が一切の相談活動を行うべきでないということにはならない。現在でも、地方自治体の人権侵犯事件としての救済が必要だと判断した事案については、法務局に通報や相談がされ、国との連携・協力の下、それぞれの事案にふさわしい解決がされているのであって、今後も、この連携・協力関係を充実・強化していくことが求められていると考えている。

(2) 効果的・効率的な事務処理体制について【理由④】

国が人権侵犯事件の調査救済活動を行うことを前提とすれば、人権侵害からの実効的な救済を図るためには、まず、その活動を行う機関自らが、人権侵害のおそれのある事案をキャッチし、迅速・適切な対応をすることが重要であるが、地方自治体のみが人権相談を行い、国自身が、直接、人権相談を実施しないこととなると、人権相談で得られた情報が人権侵犯事件の調査手続にすぐに引き継がれなかったり、広域的な事件に対して十分な調査体制が迅速に組めないなど、調査手続を円滑に進めることが困難となり、人権侵害の被害者に対する簡易・迅速な行政救済が図られなくなるおそれがある。

(3) 本省への引上げについて

法務局・地方法務局ではなく、本省で人権相談を直接実施することとした場合、相談者の窓口へのアクセスが著しく困難となり、広く人権相談を受け付けることができなくなる。したがって、事務・権限の本省への引き上げは困難である。

ウ 人権啓発活動

(1) 国が直接行う人権啓発活動について【理由②】

基本的人権が尊重される社会の実現は、我が国の憲法の最も重要な目的であり、民主主義や平和主義と並んで、憲法の根本規範である。国連憲章、世界人権宣言以来の国際的な人権保障の潮流から見ても、国が自ら国内において基本的人

権の普及・高揚活動を行うべきとするのが一般的な考え方であり、パリ原則においても、人権擁護を国レベルのものとして規定している。このように、国民に人権尊重の理念を理解させるための啓発活動は、憲法の基本的人権尊重主義に基づき、国の責務として当然に行われなければならないものである。諸外国の人権擁護機関においても、その所掌事務として人権に関する啓発活動を実施しているのが一般的である（イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランド、韓国など）。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日法律第147号）は、憲法上の要請を法定化したものといえるが、同法において、国については、人権啓発に関する施策とそれを実施する責務が、地方自治体については、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権啓発に関する施策の策定とそれを実施する責務が、それぞれ規定されているように（4条、5条）、人権啓発活動においては、国と地方自治体とが相互に連携を図ることにより、全国的に一定水準が確保され、全国的な視点に立った人権啓発活動と、それぞれの地域に根ざした人権啓発活動との双方が確保されるのである。そして、こうした啓発活動は、国と地方自治体のどちらか一方が行って事足りるものではない。

国は、全国的な啓発活動の実施や全国的な啓発関連情報の収集及び提供、啓発活動推進のための指針の策定、地方自治体の人権啓発活動指導職員の養成支援等を通じ、我が国における人権啓発のナショナルミニマムを達成するよう努めている。例えば、北朝鮮による拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中であって、これら人権侵害問題に対しては、国自らが全国的規模で啓発活動を実施する必要がある。また、かつてのハンセン病療養者に対する誤った国の隔離政策がもとで、今なお誤った認識や偏見が存在していることに対して、国自らが啓発活動を実施する必要がある。

そして、こうした活動の一切を国が行わないとすることは、我が国における人権啓発の水準を低下させるものであって、およそ想定できるものではなく、国が人権啓発活動を行わない、あるいは、人権啓発活動に関して地域格差が生じるような事態になれば、国としての責務を放棄していると国内外から非難を受けることは免れない。

また、国が行うべき人権啓発活動について、国が基準を策定し、実施を地方自治体が行うとした場合、各地方自治体の財政状況や地域特性等を背景に地方自治体における人権啓発活動が十分に実施されない事態が考えられ、ひいては、国民にとって一定水準の人権啓発が確保されないこととなる。加えて、全国的規模で行う啓発活動については、国が基準を策定し、実施は地方自治体のみが行うとした場合は、コスト面からも、非効率にならざるを得ない。

さらに、人権擁護推進審議会の答申（「人権救済制度の在り方について」平成13年5月25日）にもあるように、「対症療法」としての人権救済と「根治療法」としての人権啓発は、人権尊重社会の実現を目標とする人権擁護行政における両輪であり、両者が互いに有機的な関係を保ちながら推進されてこそ、初めて真に効果的なものとなる。法務省の人権擁護機関では、全国で実施している人

権相談や人権侵犯事件の調査救済活動を通じて得た情報、知見等を踏まえ、全国的な啓発活動を行うべき人権課題を早期に把握して人権啓発活動を実施している。国が直接人権啓発活動を実施することが否定されてしまえば、全国的に生起する可能性があり、緊急に対応する必要がある人権課題等に対して、速やかな全国的対応をとることは困難となる。

以上述べたとおり、地方自治体がその人権啓発活動を充実させていくことは大いに期待される場所であるが、国自身が担わなければならないものについては、基準の設定等によっても、事務の適切な遂行を確保していくことは必ずしも現実的ではないと思われる。

(2) 国が地方自治体に委託して行う人権啓発活動について

国は、国が行うべき人権啓発活動のうちの一部について、都道府県及び政令指定都市等へ委託して実施している（以下「人権啓発活動地方委託事業」という。）。人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みであるが、地域の実情に合わせた効果的な啓発活動が何であるかは各地方自治体が最も良く知るところであり、各地方自治体はその判断と責任において事業を行うことが、この事業及び地域主権改革の趣旨に沿うものであることからすれば、人権啓発活動地方委託事業については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲することが考えられる。

ただし、同事業は、一定水準の啓発活動が行われるよう国が地方自治体に委託して実施しているものであり、地方自治体に移譲したものの、何らの人権啓発活動もされないというような事態は避けなければならないことから、同事業の移譲については、人権啓発活動を確保するための何らかの方策と併せて検討する必要がある。

なお、人権啓発活動地方委託事業の一部については、法務局・地方法務局、都道府県、市区町村、公益法人等が横断的なネットワークを形成し、構成員による効果的な共同啓発活動となるよう、国が直接マネジメントすることで全国的に一定水準の啓発活動を確保しており（「ネットワーク事業」）、当該ネットワーク事業は、国と地方自治体とが、協力・連携関係のもとで、より効果的・効率的な人権啓発活動を行うために非常に有効なものであり、引き続き、国の事業として行っていくべきものと考えられる。

(3) 国として行うべき人権啓発活動の本省への引上げについて

人権啓発については、国、地方自治体を始めとする各人権啓発実施主体が相互に連携協力していくことが、効果的・効率的な事務の執行のために必要であり、現在、各人権啓発主体がネットワーク協議会を形成し、相互に連絡・調整しながら、人権啓発活動を進めている。本省のみで、この人権啓発を行うとすると、ネットワーク協議会との十分な連携が確保できなくなり、効果的・効率的な人権啓発活動の実施に困難を来すことが予想されるため、事務・権限の本省への引き上げは困難である。

エ 人権擁護委員に関する事務

全国にあまねく配置された人権擁護委員が、それぞれの市町村で、地域の活動と連携してその職務を行うことは、全体として国民の基本的人権の擁護に資することにつながり、国の責務を果たすものといえる。国が行う人権擁護活動の一翼を担う人権擁護委員には、その職務を遂行する過程で、一定水準を確保した人権擁護活動が求められることは当然であることから、国は、全国的な視点に立った人権擁護委員の配置を図るとともに、人権擁護委員の職務遂行のため必要となる各種研修を実施し、人権擁護委員の服務、委嘱及び解嘱に関する事務等を通じ、適任者の確保や委員活動の公平性・公正性の確保に努める必要がある。

また、人権擁護委員活動に対する費用は、国の予算から費用弁償されることから、費用の支給手続においては、当該活動が国の人権擁護活動を担う人権擁護委員の職務に該当するのか適正に判断する必要がある。

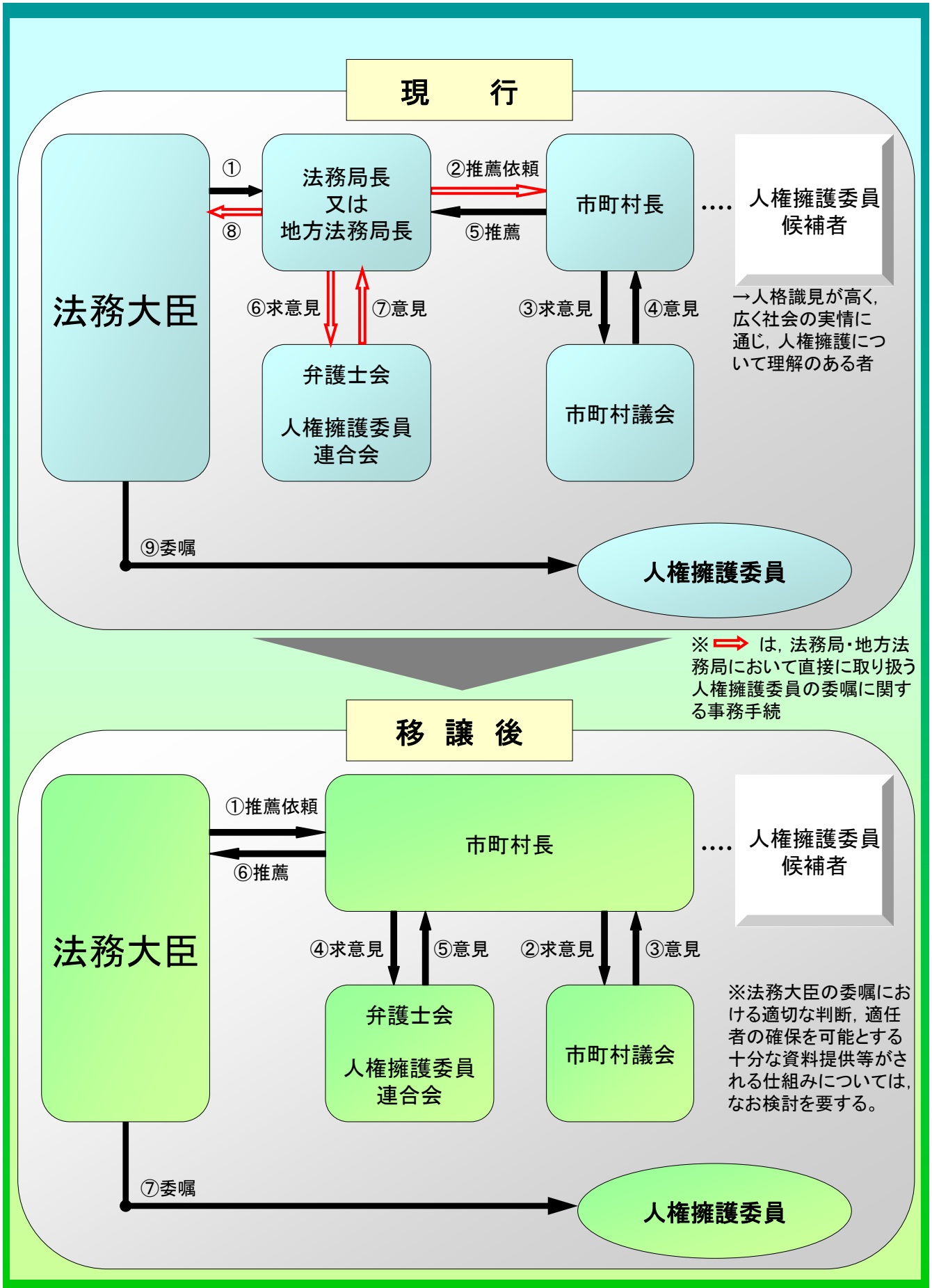
なお、人権擁護委員の活動が各地方自治体との有機的連携をもって行われることは、重要なことであり、そのため、人権擁護委員法では、人権擁護委員は、各市町村長の推薦を経て、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いた上で、法務大臣が委嘱することとされている。これによって、人権擁護委員の活動が、全国的見地からの活動とそれぞれの地域の実情に即した活動となることを可能としている。法務局は、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に対して意見を求めるなどの人権擁護委員の委嘱に関する事務を行っているが、これらの事務を市町村に移譲することにより、市町村が、全国的見地からの活動と地域の実情に即した活動を行うにふさわしい候補者を推薦するため、自ら候補者に関するより多くの情報を収集・蓄積することが可能となることから、この人権擁護委員の委嘱に関する事務については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲することが考えられる。ただし、法務大臣による委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みと併せて検討する必要がある。

その他

(1) 国際化、情報化、高齢化、少子化等による我が国社会の急激な変化に伴い、人権問題は複雑化・多様化する傾向にある。特に、最近では、女性、高齢者、障害のある人、外国人、HIV感染者、ハンセン病元患者等に対する差別的取扱いや、夫・パートナー等による女性に対する暴力、児童、高齢者、障害のある人に対する虐待、セクシュアル・ハラスメント等が社会問題化しているほか、捜査の違法手続や拘禁・収容施設内における暴行その他の虐待等公権力による人権侵害も後を絶たない。実際に、平成19年8月に内閣府から発表された「人権擁護に関する世論調査」においても、今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがある国民が前回（平成15年実施）よりも増加しているほか、人権が侵害されるようなことが多くなってきたと感じる国民も増加しており、人権を取り巻く社会情勢が悪化していることを裏付ける結果となっている。人権の尊重が世界共通の行動基準とされるすう勢にある中、こうした人権を取り巻く社会情勢が悪化している現況をも踏まえると、国自らが国民の人権を擁護する必要性は、従来に比べ一層高いものというべきで

	<p>あつて、国は、国民の人権擁護に対してより積極的に施策を推進すべきである。なお、本年1月の江田法務大臣就任の際、菅内閣総理大臣から、同法務大臣に対して、「国民の人権が保障され、安心して暮らせる社会をつくる」ことが指示されているところである。</p> <p>(2) 政府は、新たな人権救済機関を創設するとの方針に基づき、その骨格について検討を進めてきたが、当時の法務省政務三役が平成22年6月に取りまとめた中間報告の方向性に基づき、さらに検討を進めている。この新たな機関が国際基準を満たし、人権擁護に役立つものとなるよう、人権侵犯（侵害）事件の調査救済、人権啓発の在り方及びこれら活動の実施体制を含め、我が国の人権擁護制度全般にわたる検討がされており、今回の議論もその中でされるべきものと考えている。</p>
備考	

人権擁護委員の委嘱事務について



人権啓発活動地方委託事業について

人権啓発活動

人権尊重の理念を普及させ、人権侵害から国民の安全と安心を守ることは、国の基本的責務

- ① 基本的人権尊重の理念の普及は、国民の人権保障につながるもの
- ② 全国的な視点・一定水準確保の必要性
- ③ 国際的な要請（諸外国では国レベルの人権機関が人権啓発を実施）

人権啓発活動地方委託事業

国が全国的に一定水準の啓発活動を確保する観点から、地方自治体に対して、人権啓発活動を委託するもの
（人権教育啓発推進法9条）

ネットワーク事業

法務局，地方自治体等が各地で横断的なネットワークを形成し，ネットワークの中で国が直接マネージメントを行うもの

H22
 予算額
 8億4千万円

引き続き国の事業として実施

非ネットワーク事業（移譲対象事業）

地方自治体が各地域の実情を反映させるなど独自性を活かした啓発活動

- （例） 講演会の開催
 啓発資料の作成・配布
 スポット広告放送の提供
 新聞広告の掲載 など

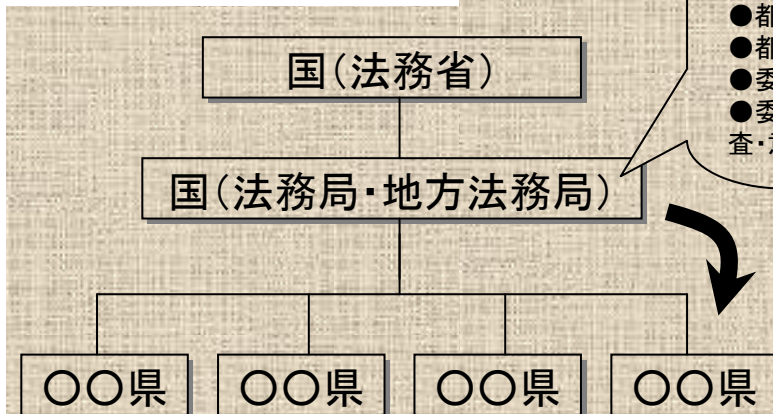
H22
 予算額
 8億7千万円

【現在】

全国的な啓発活動の一定水準確保のため

- 都道府県提出の事業計画の審査
- 都道府県提出の精算報告書の審査
- 委託事業全般にわたる実地調査
- 委託事業の実施効果に関するアンケート調査・意識調査の結果分析

一定水準維持のための新たな方策を検討する必要あり



事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 4 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	医療法人（広域）等の監督
----------------	--------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（委譲する事務・権限名）</p> <p>○医療法人（広域）等の監督</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可に関する事項 ・事業報告書等の届出に関する事項 ・医療法人からの報告聴取、立入検査に関する事項 ・医療法人の法令等の違反に対する措置命令に関する事項 ・社会医療法人の認定 等 <p>（留意点）</p> <p>2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務が実施されることが必要。</p> <p>なお、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の監督を都道府県に移譲する場合には、当該医療法人について、設立の認可や社会医療法人の認定も都道府県が行うこととなる。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費 38百万円の内数（平成22年度予算）
関係職員数	42人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管医療法人数 H19 771 H20 803 H21 828 2. 定款変更認可件数 H19 514件 H20 642件 H21 364件 3. 非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数 H19 3件 H20 1件 H21 4件 4. 特別代理人の選任認可件数 H19 6件 H20 8件 H21 9件 5. 事業報告書等の受理及び審査件数 H19 674件 H20 728件 H21 828件 6. 役員変更届の受理および審査件数 H19 544件 H20 676件 H21 667件 7. 登記届の受理及び審査件数 H19 592件 H20 679件 H21 803件 8. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む） H19 438件 H20 459件 H21 445件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>【目的】 2以上の都道府県の区域において医療機関を開設する医療法人の設立認可及びその運営に係る指導監督等については、国が一元的に行うことにより、医療法人の本部とその開設するすべての病院等の実態を総合的に把握し、医療法人の病院等の運営状況の確認等をするもの。</p> <p>【根拠法令】 医療法第 68 条の 2（同条の規定により読み替えて適用される医療法第 42 条の 2 第 1 項及び第 2 項等）</p> <p>【関係する計画・通知等】 ・医療法人制度について（平成 19 年 3 月 20 日医政発 0330049 号） ・医療法人における事業報告書等の様式について（平成 19 年 3 月 30 日医政指発 0330003 号）等</p> <p>【具体的な業務内容】 ・医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可に関する事項 ・事業報告書等の届出に関する事項 ・医療法人からの報告聴取、立入検査に関する事項 ・医療法人の法令等の違反に対する措置命令に関する事項 ・社会医療法人の認定等</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>監視監査指導等経費 38百万円の内数(平成 22 年度予算)</p>
<p>関係職員数</p>	<p>42 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)</p>
<p>事務量(アウト プット)</p>	<p>1. 所管医療法人数 H19 771 H20 803 H21 828</p> <p>2. 定款変更認可件数 H19 514 件 H20 642 件 H21 364 件</p> <p>3. 非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数 H19 3 件 H20 1 件 H21 4 件</p> <p>4. 特別代理人の選任認可件数 H19 6 件 H20 8 件 H21 9 件</p> <p>5. 事業報告書等の受理及び審査件数 H19 674 件 H20 728 件 H21 828 件</p> <p>6. 役員変更届の受理および審査件数 H19 544 件 H20 676 件 H21 667 件</p> <p>7. 登記届の受理及び審査件数 H19 592 件 H20 679 件 H21 803 件</p> <p>8. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数(医療法人(広域)以外も含む) H19 438 件 H20 459 件 H21 445 件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針 等</p>	<p>—</p>

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>A-a</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人は、医療機関を開設する法人であるため、利用者に悪影響を及ぼさないよう、法人の指導監督は、確実に、適正に行われなければならない。 ・このため、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある医療法人の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。 ・なお、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の監督を都道府県に移譲する場合には、当該医療法人について、設立の認可や社会医療法人の認定も都道府県が行うこととなる。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 5 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	国開設病院等の監督
----------------	-----------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○国の開設する病院等の医療法に関する手続き</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の開設する病院等についての開設承認等並びに管理者の管理等の承認に関する事項で重要なもの ・国の開設する病院等についての使用承認に関する事項 ・国の開設する病院等の開設承認事項の変更の承認に関する事項 ・国の開設する病院等についての施設の使用制限等並びに管理者の変更の申出に関する事項 ・国の開設する診療所の通知等に関する事項 等 <p>（留意点）</p> <p>国の開設する病院等は、主に地域医療を担う一般の医療機関とは異なり、高度又は先駆的な医療の提供や最先端の医療の研究開発等の政策目的を達成するためのものである。したがって、例えば国が精神疾患専門の病院を開設する場合や触法病棟やハンセン病療養所の病床変更の手続を行う場合等について、政策医療の提供に支障をきたすことがないよう、あらかじめ国が承認の基準を定める等何らかの方策を講じることとした上で、都道府県等に委譲することは可能である。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	国立医療機関使用前検査実施経費 3百万円（平成22年度予算）
関係職員数	104人の内数（平成22年7月1日現在）
事務量（アウトプット）	開設承認事項の変更・使用の承認件数 H19 1,847件 H20 1,851件 H21 2,004件
備考	国の開設する病院等としては、国立ハンセン病療養所、（独）国立高度専門医療センター、（独）国立病院機構の開設する病院等がある。

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <p>国開設病院について、医療法及び関連法令に基づき、開設の承認を行うこと、当該医療機関が医療法等に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は申出等を通じ改善を図ることにより、良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとし、国開設病院等の設立趣旨にかなったものとする。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>医療法（昭和23年法律第205号）第6条、第7条第1項及び第3項、第12条第2項、第24条第1項、第27条、第28条 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第1条から第3条、第4条の5</p>
----------	--

	<p>【関係する計画・通知等】 昭和 39 年 3 月 19 日閣議決定「医療法の一部を改正する法律の施行に伴う国の開設する病院の取扱いについて」</p> <p>【具体的な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の開設する病院等についての開設承認等並びに管理者の管理等の承認に関する事項で重要なもの ・国の開設する病院等についての使用承認に関する事項 ・国の開設する病院等の開設承認事項の変更の承認に関する事項 ・国の開設する病院等についての施設の使用制限等並びに管理者の変更の申出に関する事項 ・国の開設する診療所の通知等に関する事項
予算の状況 (単位：百万円)	国立医療機関使用前検査実施経費 3 百万円(平成 22 年度予算)
関係職員数	104 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウト プット)	開設承認事項の変更・使用の承認件数 H19 1,847 件 H20 1,851 件 H21 2,004 件
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A-a</div>	<p>国の開設する病院等は、主に地域医療を担う一般の医療機関とは異なり、高度又は先駆的な医療の提供や最先端の医療の研究開発等の政策目的を達成するためのものである。このため、当該政策目的を達成するために、本事務・権限は国の医療政策の一環として行われるのが適当であると考えられる。</p> <p>しかし、例えば国が精神疾患専門の病院を開設する場合や触法病棟に係る病床の増設、ハンセン病療養所の減床等を行う場合等について、都道府県知事等の承認等が得られず政策医療の提供に支障をきたすことがないよう、あらかじめ国が承認等の基準を定める等何らかの方策を講じることとした上で、都道府県等に委譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	国の開設する病院等としては、国立ハンセン病療養所、(独)国立高度専門医療センター、(独)国立病院機構の開設する病院等がある。

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局	整理番号（6-①）
----------------	-----------

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	指定医療機関等の指定 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定 （具体的な内容） ・指定医療機関の指定 ・指定医療機関の指定の取消 ・指定医療機関に係る報告徴収 等
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	・原子爆弾被爆者に対する指定医療機関の指定 (1) 指定医療機関数 H19 875 H20 1,048 H21 1,413 (2) 指定件数 H19 45 件 H20 180 件 H21 394 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 10 件 H20 44 件 H21 22 件 (5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 5 件 H20 12 件 H21 36 件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	【根拠法令】 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」 【具体的な業務】 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、原爆症認定患者に対する医療について、国の責任において適正な医療の水準や内容を担保するため、原爆症認定を受けた被爆者に対して、医療の給付を行う医療機関の指定等を行う。 《主な業務》 ①指定医療機関の指定 ②指定医療機関の指定の取消 ③指定医療機関に係る報告徴収 等
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）

関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量(アウト プット)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子爆弾被爆者に対する指定医療機関の指定 (1) 指定医療機関数 H19 875 H20 1,048 H21 1,413 (2) 指定件数 H19 45 件 H20 180 件 H21 394 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 10 件 H20 44 件 H21 22 件 (5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 5 件 H20 12 件 H21 36 件
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲
その他各方面の 意見	－
既往の政府方針 等	－
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">A-a</div>	<p>被爆者対策については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」前文において、国の責任により、被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護施策を講じることとされている。</p> <p>なかでも、原爆症認定患者に対する医療については、国の責任において、国が医療費全額を負担しており、国が負担者の立場から、当該医療を担当する指定医療機関の指定から監督（指定の取り消しを含む）までを一貫して行っているため、引き続き実施するのが適当であると考ええる。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、的確な執行体制の整備がなされれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考ええる。</p> <p>一方で、都道府県へ権限を移譲することとした際には、人員配置等、都道府県に大きな負担を強いることとなるため、都道府県の理解が不可欠である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生(支)局	整理番号（6-②）
----------------	-----------

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	指定医療機関等の指定 ・ 特定感染症指定医療機関からの報告聴取等

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○ 特定感染症指定医療機関からの報告聴取等</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定感染症指定医療機関の管理者に対して必要な報告、又は診療録その他の帳簿書類を検査させることができるというもの。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	<p>・ 特定感染症医療機関からの報告聴取等</p> <p>(1) 指定医療機関数 H19 3 件 H20 3 件 H21 3 件</p> <p>(2) 病床数 H19 8 H20 8 H21 8</p> <p>(3) 報告の受理件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p> <p>(4) 立入調査件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p>
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【根拠法令】</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」</p> <p>【具体的な業務】</p> <p>特定感染症指定医療機関からの報告聴取等</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 43 条第 1 項（報告の請求及び検査）に基づき、都道府県知事（特定感染症指定医療機関にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事とする。次項において同じ。）は、第三十七条第一項及び第三十七条の二第一項に規定する費用の負担を適正なものとするため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者に対して必要な報告、又は診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）

<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>・ 特定感染症医療機関からの報告聴取等 (1) 指定医療機関数 H19 3件 H20 3件 H21 3件 (2) 病床数 H19 8 H20 8 H21 8 (3) 報告の受理件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 (4) 立入調査件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針 等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 A-a</p>	<p>特定感染症指定医療機関は、重篤で未知の感染症であり、そのまん延が広範囲にわたり、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新感染症の患者を受け入れる機関であることから、国が当該指定医療機関の指定を行っている。また、その指定を行った医療機関の適正な運営確保の観点から、国が地方厚生局に委任して、報告徴収を行っている。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、的確な執行体制の整備がなされれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>一方で、都道府県へ権限を委譲することとした際には、上記で述べたとおり、特定感染症指定医療機関の指定を国が行っていることから、都道府県の理解が不可欠である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	<p></p>

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 7 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医療機関等の指定等 「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定
----------------	--

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関の指定等 ○ 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等 ○ 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定 <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関の指定等について (国が開設した病院について) ・ 指定療育機関の指定（児童福祉法第 20 条第 5 項）（※ 1） ・ 指定療育機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（児童福祉法第 20 条第 5 項） ・ 指定療育医療機関の指定の取消（児童福祉法第 20 条第 8 項） ・ 診療報酬の請求に関する報告徴収及び検査（児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項） ・ 診療報酬の支払の一時差し止め（児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項） <p>※ 1 児童福祉法施行規則で規定する、指定の申請、変更等の届出及び指定辞退の届出の受理の事務についても対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等について (国が開設した病院等について) ・ 指定養育医療機関の指定（母子保健法第 20 条第 5 項）（※ 2） ・ 指定養育医療機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（母子保健法第 20 条第 5 項） ・ 指定養育医療機関の指定の取消（母子保健法第 20 条第 7 項（児童福祉法第 20 条第 8 項を準用）） ・ 診療報酬の請求に関する報告徴収及び検査（母子保健法第 20 条第 7 項（児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項を準用）） ・ 診療報酬の支払の一時差し止め（母子保健法第 20 条第 7 項（児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項を準用）） <p>※ 2 母子保健法施行規則で規定する、指定の申請、変更等の届出及び指定辞退の届出の受理の事務についても対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定について (国が開設した病院若しくは診療所又は薬局について) ・ 指定医療機関の指定（生活保護法第 49 条）
-----------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医療機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（生活保護法第 49 条） ・ 指定医療機関の変更の届出等（生活保護法第 50 条の 2） ・ 指定医療機関の指定の辞退及び取消し（生活保護法第 51 条） ・ 診療内容及び診療報酬の請求に関する報告の徴収及び立入検査（生活保護法第 54 条） ・ 指定医療機関の指定、変更、辞退及び取消しの告示（生活保護法第 55 条の 2） （国が開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設について） ・ 指定介護機関の指定（生活保護法第 54 条の 2 第 1 項） ・ 指定介護機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（生活保護法第 54 条の 2 第 1 項） ・ 指定介護機関の変更の届出等（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項で準用する同法第 50 条の 2） ・ 指定介護機関の指定の辞退及び取消し（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項で準用する同法第 51 条） ・ 介護サービスの内容及び介護の報酬の請求に関する報告の徴収及び立入検査（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項で準用する同法第 54 条） ・ 指定介護機関の指定、変更、辞退及び取消しの告示（生活保護法第 55 条の 2）
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>共通経費等の内数（平成 22 年度予算）</p>
<p>関係職員数</p>	<p>69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）</p>
<p>事務量（アウト プット）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉法に規定する指定療育機関の指定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定療育機関数 H19 52 H20 53 H21 53 (2) 指定件数 H19 0 件 H20 1 件 H21 1 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 2 件 H20 3 件 H21 3 件 (5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 1 件 2. 母子健康法に規定する指定養育医療機関の指定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定養育 医療機関数 H19 119 H20 119 H21 119 (2) 指定件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 1 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 1 件 H20 6 件 H21 7 件 (5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 1 件 3 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定医療機関数 H19 259 H20 256 H21 255 (2) 指定件数 H19 1 件 H20 0 件 H21 2 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数

	H19 6件 H20 16件 H21 16件 (5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 2件 H20 1件 H21 3件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等</p> <p>目的 結核に罹患している児童に対する療育の給付を行う指定療育機関のうち、国の開設した病院等について指定等の事務を行う。</p> <p>根拠法令 児童福祉法第 20 条第 5 項及び第 8 項、第 21 条の 4 並びに第 59 条の 5 第 1 項</p> <p>関係する計画・通知等 指定療育機関医療担当規程（昭和 34 年厚生省告示第 260 号） 結核にかかっている児童に対する療育の給付について（昭和 36 年 8 月 9 日児発第 826 号）</p> <p>○「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等</p> <p>目的 未熟児に対する養育医療の給付を行う指定療育機関のうち、国の開設した病院等について指定等の事務を行う。</p> <p>根拠法令 母子保健法第 20 条第 5 項及び第 7 項（児童福祉法第 20 条第 8 項及び第 21 条の 4 の準用）並びに第 27 条第 1 項</p> <p>関係する計画・通知等 指定養育医療機関医療担当規程（昭和 40 年厚生省告示第 573 号） 未熟児養育事業の実施について（昭和 62 年 7 月 31 日児発第 668 号）</p> <p>○「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定</p> <p>目的 生活保護受給者に対して医療を提供する指定医療機関のうち、国の開設した病院等について指定等の事務を行う。</p> <p>根拠法令 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、第 50 条の 2、第 51 条第 2 項、第 54 条</p> <p>関係する計画・通知等 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）

<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>1. 児童福祉法に規定する指定療育機関の指定 (1) 指定療育機関数 H19 52 H20 53 H21 53 (2) 指定件数 H19 0件 H20 1件 H21 1件 (3) 指定の取消し件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 (4) 変更届等の受理件数 H19 2件 H20 3件 H21 3件 (5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0件 H20 0件 H21 1件 2. 母子健康法に規定する指定養育医療機関の指定 (1) 指定養育 医療機関数 H19 119 H20 119 H21 119 (2) 指定件数 H19 0件 H20 0件 H21 1件 (3) 指定の取消し件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 (4) 変更届等の受理件数 H19 1件 H20 6件 H21 7件 (5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0件 H20 0件 H21 1件 3. 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定 (1) 指定医療機関数 H19 259 H20 256 H21 255 (2) 指定件数 H19 1件 H20 0件 H21 2件 (3) 指定の取消し件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 (4) 変更届等の受理件数 H19 6件 H20 16件 H21 16件 (5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 2件 H20 1件 H21 3件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	<p>地方分権改革推進委員会第2次勧告：地方へ移譲</p>
<p>既往の政府方針 等</p>	
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 A - a</p>	<p>・ 現行の規定では、国が開設した病院等については厚生労働大臣が、その他の病院等については都道府県知事が、それぞれ指定等の事務を行うこととされているが、その指定基準等は、病院等の設置主体にかかわらず同一であることから、国が開設した病院等についてのみ、指定等の事務を国が行う必要性に乏しいため。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 8 ）

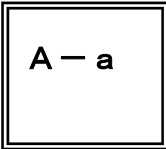
事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	指定医療機関等の指定等 ・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○指定医療機関等の指定等 「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者の先の大戦における公務上の傷病に関し、必要な療養の給付を行うため、療養を行う医療機関の指定等を行うもの。</p> <p>【主な業務内容】</p> <p>（１）指定医療機関の指定（法第 12 条）</p> <p>（２）指定医療機関が療養を行うについての指導（法第 13 条第 2 項）</p> <p>（３）指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払の一時差止め（法第 16 条 1 項及び第 2 項）</p> <p>（４）指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等（法第 17 条第 3 項）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	<p>・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定</p> <p>(1) 指定医療機関数 H19 172 H20 171 H21 170</p> <p>(2) 指定件数 H19 0 H20 0 H21 0</p> <p>(3) 指定の取消し件数 H19 0 H20 0 H21 0</p> <p>(4) 変更届等の受理件数 H19 3 H20 13 H21 14</p> <p>(5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0 H20 0 H21 0</p>
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者の先の大戦における公務上の傷病に関し、必要な療養の給付を行うため、療養を行う医療機関の指定等を行うもの。</p> <p>【主な業務内容】</p> <p>（１）指定医療機関の指定（法第 12 条）</p> <p>（２）指定医療機関が療養を行うについての指導（法第 13 条第 2 項）</p> <p>（３）指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払の一時差止め（法第 16 条 1 項及び第 2 項）</p> <p>（４）指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等（法第 17 条第 3 項）</p>
----------	---

予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウト プット)	<p>・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定</p> <p>(1) 指定医療機関数 H19 172 H20 171 H21 170</p> <p>(2) 指定件数 H19 0 H20 0 H21 0</p> <p>(3) 指定の取消し件数 H19 0 H20 0 H21 0</p> <p>(4) 変更届等の受理件数 H19 3 H20 13 H21 14</p> <p>(5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0 H20 0 H21 0</p>
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	<p>戦傷病者特別援護法による療養の給付は、「軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の観点に基づき」(同法第 1 条) 行うものであり、これに要する費用についても全額国の負担により行われている。</p> <p>したがって、当該事務は国の責任において統一的に実施する必要があり、引き続き、国の事務としつつ、本省よりも実情を把握しやすい地方厚生局において担当することが、効果的・効率的であると考えます。</p>
自己仕分け 【仕分け結果】 	<p>戦傷病者特別援護法による療養の給付は、「軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の観点に基づき」(同法第 1 条) 行うものであり、これに要する費用についても全額国の負担により行われている。</p> <p>当該事務は国が適正な水準、内容の医療を確保する義務を負っているが、指定医療機関等の指定についての考え方はすでに法令等で定めているため、都道府県がこの考え方に従って当該業務を実施することは可能と考える。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局	整理番号（12及び13）
----------------	--------------

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設等の指定及び監督 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、栄養士、調理師、製菓衛生師 ・講習会の指定・登録 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会
----------------	---

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p><保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士></p> <p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士及び歯科技工士を養成する施設の指定、変更承認、指定取り消し、報告及び調査等</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>上記に掲げる医療関係職種の養成施設の指定・変更承認・指定取り消しに係る申請書類の審査等の業務及び養成の適切な実施を確保するための教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、実地調査等を行う。</p> <p><保育士></p> <p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○保育士養成施設の指定及び監督</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士養成施設の指定に関する事項 ・保育士養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・保育士養成施設の指定内容変更の届出に関する事項 ・保育士養成施設の指定の取消しに関する事項 ・保育士養成施設の年次報告に関する事項 ・保育士養成施設に対する報告徴収及び検査に関する事項 等 <p><社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事></p> <p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○養成施設等の指定及び監督</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成施設の指定に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の届出に関する事項 ・養成施設の設置等計画者に対する申請書提出の指示に関する事項 ・養成施設の実地調査に関する事項
-----------------------------	---

- ・養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・養成施設の年次報告に関する事項
- ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 等

<精神保健福祉士>

(移譲する事務・権限名)

○精神保健福祉士登録研修機関の指定

(具体的な内容)

- ・精神保健福祉士登録研修機関の登録に関する事項
- ・精神保健福祉士登録研修機関の登録内容変更の届出に関する事項
- ・精神保健福祉士登録研修機関の登録の取消しに関する事項 等

<身体障害者福祉司、知的障害者福祉司>

(移譲する事務・権限名)

○身体障害者福祉司・知的障害者福祉司を養成施設の指定

(具体的な内容)

- ・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司の養成施設の指定に関する事務

<児童福祉司>

(移譲する事務・権限名)

○児童福祉司養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・児童福祉司養成施設の指定に関する事項
- ・児童福祉司養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・児童福祉司養成施設に対する報告（請求）、指導に関する事項 等

<児童福祉施設の職員>

(移譲する事務・権限名)

○児童福祉施設の職員養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・児童福祉施設の職員養成施設の指定に関する事項
- ・児童福祉施設の職員養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・児童福祉施設の職員養成施設に対する報告（請求）、指導に関する事項 等

<児童自立支援専門員>

(移譲する事務・権限名)

○児童自立支援専門員養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・児童自立支援専門員養成施設の指定に関する事項
- ・児童自立支援専門員養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・児童自立支援専門員養成施設に対する報告（請求）、指導に関する事項 等

<理容師及び美容師>

(移譲する事務・権限名)

	<p>○理容師養成施設及び美容師養成施設の指定及び監督 (具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理容師、美容師養成施設の指定に関する事項 ・理容師、美容師養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・理容師、美容師養成施設の指定内容変更の届出に関する事項 ・理容師、美容師養成施設の指定の取消しに関する事項 ・理容師、美容師養成施設の年次報告に関する事項 ・理容師、美容師養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 等 <p><栄養士及び調理師> (移譲する事務・権限名)</p> <p>○栄養士、調理師養成施設の指定及び監督 (具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士、調理師養成施設の指定に関する事項 ・栄養士、調理師養成施設の内容変更の承認に関する事項 ・栄養士、調理師養成施設の内容変更の届出に関する事項 ・栄養士、調理師養成施設の届出に関する事項 ・栄養士、調理師養成施設の実地調査及び指導調査に関する事項 ・栄養士、調理師養成施設の指定の取消しに関する事項 ・栄養士、調理師養成施設に対する報告(請求)徴収及び指示に関する事項 等 <p><食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、製菓衛生師>、 <・講習会の指定・登録 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生 管理者資格取得講習会> (移譲する事務・権限名)</p> <p>○養成施設等の指定及び監督</p> <p>○講習会の指定・登録 (具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成施設の指定(登録)に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・養成施設の指定(登録)内容変更の届出に関する事項 ・養成施設の設置等計画者に対する申請書提出の指示に関する事項 ・養成施設の実地調査に関する事項 ・養成施設の指定(登録)の取消しに関する事項 ・養成施設の年次報告に関する事項 ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 ・講習会の登録に関する事項 ・講習会の実施内容変更の届出に関する事項 ・講習会の休廃止の届出に関する事項 ・講習会の実施計画者に対する申請書提出の指示に関する事項 ・講習会の改善命令に関する事項 ・講習会の登録の取消しに関する事項 ・講習会の実施者に対する報告徴収及び指示に関する事項 ・講習会の実施者に対する立入検査に関する事項 等
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>45百万円の内数(平成22年度予算)</p>
<p>関係職員数</p>	<p>55人の内数(平成22年7月1日現在)</p>

事務量（アウト プット）	・養成施設等の指定及び監督					
	1. 理容師養成施設					
	(1) 課程数	H19 195	H20 220	H21 211		
	(2) 新規指定数	H19 0	H20 2	H21 0		
	(3) 取消数	H19 7	H20 5	H21 4		
	(4) 指定内容の変更承認数	H19 9	H20 5	H21 41		
	(5) 指定内容の変更届出数	H19 32	H20 192	H21 192		
	(6) 指導調査実施数	H19 19	H20 31	H21 32		
	2. 美容師養成施設					
	(1) 課程数	H19 472	H20 514	H21 512		
	(2) 新規指定数	H19 2	H20 7	H21 8		
	(3) 取消数	H19 5	H20 6	H21 5		
	(4) 指定内容の変更承認数	H19 29	H20 136	H21 67		
	(5) 指定内容の変更届出数	H19 88	H20 555	H21 489		
	(6) 指導調査実施数	H19 61	H20 67	H21 56		
	3. 食品衛生管理者養成施設					
	(1) 課程数	H19 188	H20 204	H21 214		
	(2) 新規指定数	H19 7	H20 11	H21 17		
	(3) 取消数	H19 0	H20 5	H21 2		
	(4) 指定内容の変更承認数	H19 0	H20 0	H21 0		
	(5) 指定内容の変更届出数	H19 102	H20 138	H21 112		
	(6) 指導調査実施数	H19 41	H20 29	H21 28		
	4. 指定保育士養成施設					
	(1) 課程数	H19 544	H20 563	H21 583		
	(2) 新規指定数	H19 28	H20 33	H21 12		
	(3) 取消数	H19 9	H20 13	H21 9		
	(4) 指定内容の変更承認数	H19 123	H20 147	H21 325		
	(5) 指定内容の変更届出数	H19 109	H20 153	H21 166		
	(6) 指導調査実施数	H19 56	H20 60	H21 96		
	5. 社会福祉士養成施設					
	(1) 課程数	H19 64	H20 66	H21 67		
	(2) 新規指定数	H19 5	H20 7	H21 4		
	(3) 取消数	H19 3	H20 6	H21 1		
	(4) 指定内容の変更承認数	H19 53	H20 47	H21 15		
	(5) 指定内容の変更届出数	H19 13	H20 75	H21 79		
	(6) 指導調査実施数	H19 7	H20 4	H21 13		
	6. 介護福祉士養成施設					
	(1) 課程数	H19 457	H20 506	H21 486		
	(2) 新規指定数	H19 22	H20 10	H21 12		
	(3) 取消数	H19 13	H20 31	H21 46		
	(4) 指定内容の変更承認数	H19 287	H20 177	H21 60		
	(5) 指定内容の変更届出数	H19 182	H20 598	H21 331		
	(6) 指導調査実施数	H19 78	H20 26	H21 77		
	7. 福祉系高等学校					
	(1) 課程数	H19 0	H20 0	H21 158		
	(2) 新規指定数	H19 0	H20 158	H21 4		
	(3) 取消数	H19 0	H20 0	H21 1		
	(4) 指定内容の変更承認数	H19 0	H20 0	H21 8		
	(5) 指定内容の変更届出数	H19 0	H20 0	H21 96		
	(6) 指導調査実施数	H19 0	H20 0	H21 4		
	8. 社会福祉主事養成機関					
	(1) 課程数	H19 93	H20 90	H21 73		
	(2) 新規指定数	H19 2	H20 0	H21 2		
	(3) 取消数	H19 10	H20 17	H21 11		
	(4) 指定内容の変更承認数	H19 22	H20 34	H21 12		
	(5) 指定内容の変更届出数	H19 52	H20 48	H21 48		
	(6) 指導調査実施数	H19 14	H20 5	H21 11		
	9. 精神保健福祉士養成施設					
	(1) 課程数	H19 66	H20 68	H21 65		
	(2) 新規指定数	H19 6	H20 5	H21 1		

(3) 取消数	H19	4	H20	8	H21	4
(4) 指定内容の変更承認数	H19	62	H20	102	H21	52
(5) 指定内容の変更届出数	H19	22	H20	21	H21	16
(6) 指導調査実施数	H19	11	H20	7	H21	3
10. 児童福祉司養成施設						
(1) 課程数	H19	3	H20	3	H21	3
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	1	H20	0	H21	0
11. 児童福祉施設職員養成施設						
(1) 課程数	H19	2	H20	2	H21	2
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	1
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	1	H20	0	H21	0
12. 児童自立支援施設職員養成施設						
(1) 課程数	H19	1	H20	1	H21	1
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	0
13. 知的障害者福祉司養成施設						
(1) 課程数	H19	1	H20	1	H21	1
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	0
14. 救急救命士養成所						
(1) 課程数	H19	36	H20	38	H21	41
(2) 新規指定数	H19	2	H20	3	H21	2
(3) 取消数	H19	0	H20	1	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	26	H20	14	H21	23
(5) 指定内容の変更届出数	H19	8	H20	13	H21	9
(6) 指導調査実施数	H19	6	H20	8	H21	4
15. 診療放射線技師養成所						
(1) 課程数	H19	19	H20	19	H21	18
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	17	H20	11	H21	10
(5) 指定内容の変更届出数	H19	4	H20	3	H21	4
(6) 指導調査実施数	H19	3	H20	2	H21	0
16. 臨床検査技師養成所						
(1) 課程数	H19	28	H20	27	H21	25
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	1	H20	2	H21	1
(4) 指定内容の変更承認数	H19	13	H20	16	H21	12
(5) 指定内容の変更届出数	H19	7	H20	6	H21	11
(6) 指導調査実施数	H19	3	H20	0	H21	2
17. 理学・作業療法士養成施設						
(1) 課程数	H19	337	H20	366	H21	368
(2) 新規指定数	H19	24	H20	2	H21	0
(3) 取消数	H19	11	H20	4	H21	8
(4) 指定内容の変更承認数	H19	271	H20	365	H21	342
(5) 指定内容の変更届出数	H19	51	H20	91	H21	75
(6) 指導調査実施数	H19	54	H20	29	H21	73

18. 視能訓練士養成所						
(1) 課程数	H19	20	H20	22	H21	23
(2) 新規指定数	H19	2	H20	1	H21	1
(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	1
(4) 指定内容の変更承認数	H19	13	H20	13	H21	12
(5) 指定内容の変更届出数	H19	9	H20	9	H21	15
(6) 指導調査実施数	H19	4	H20	2	H21	3
19. 臨床工学技士養成所						
(1) 課程数	H19	40	H20	43	H21	45
(2) 新規指定数	H19	2	H20	1	H21	2
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	29	H20	20	H21	23
(5) 指定内容の変更届出数	H19	16	H20	25	H21	19
(6) 指導調査実施数	H19	6	H20	4	H21	4
20. 義肢装具士養成所						
(1) 課程数	H19	7	H20	8	H21	8
(2) 新規指定数	H19	1	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	7	H20	6	H21	6
(5) 指定内容の変更届出数	H19	2	H20	4	H21	2
(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	2	H21	0
21. 言語聴覚士養成所						
(1) 課程数	H19	46	H20	51	H21	53
(2) 新規指定数	H19	3	H20	2	H21	1
(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	1
(4) 指定内容の変更承認数	H19	61	H20	87	H21	85
(5) 指定内容の変更届出数	H19	17	H20	27	H21	22
(6) 指導調査実施数	H19	5	H20	5	H21	10
22. あ・は・き師等養成施設						
(1) 課程数	H19	158	H20	177	H21	189
(2) 新規指定数	H19	12	H20	12	H21	3
(3) 取消数	H19	5	H20	6	H21	8
(4) 指定内容の変更承認数	H19	38	H20	60	H21	52
(5) 指定内容の変更届出数	H19	44	H20	59	H21	44
(6) 指導調査実施数	H19	28	H20	23	H21	24
23. 柔道整復師養成施設						
(1) 課程数	H19	130	H20	161	H21	174
(2) 新規指定数	H19	17	H20	11	H21	1
(3) 取消数	H19	1	H20	3	H21	7
(4) 指定内容の変更承認数	H19	42	H20	59	H21	53
(5) 指定内容の変更届出数	H19	27	H20	31	H21	40
(6) 指導調査実施数	H19	24	H20	30	H21	28
24. 歯科衛生士養成所						
(1) 課程数	H19	128	H20	138	H21	138
(2) 新規指定数	H19	6	H20	5	H21	5
(3) 取消数	H19	6	H20	5	H21	6
(4) 指定内容の変更承認数	H19	70	H20	81	H21	97
(5) 指定内容の変更届出数	H19	21	H20	34	H21	23
(6) 指導調査実施数	H19	9	H20	10	H21	10
25. 歯科技工士養成所						
(1) 課程数	H19	50	H20	52	H21	51
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	2
(3) 取消数	H19	3	H20	0	H21	5
(4) 指定内容の変更承認数	H19	4	H20	8	H21	7
(5) 指定内容の変更届出数	H19	5	H20	19	H21	6
(6) 指導調査実施数	H19	5	H20	10	H21	2
26. 保健師助産師看護師養成所						
(1) 課程数	H19	726	H20	757	H21	759
(2) 新規指定数	H19	30	H20	21	H21	20
(3) 取消数	H19	39	H20	19	H21	14

	(4) 指定内容の変更承認数 H19 326 H20 804 H21 536 (5) 指定内容の変更届出数 H19 133 H20 163 H21 210 (6) 指導調査実施数 H19 105 H20 87 H21 108 27. 栄養士養成施設 (1) 課程数 H19 195 H20 207 H21 204 (2) 新規指定数 H19 2 H20 7 H21 3 (3) 取消数 H19 8 H20 4 H21 6 (4) 指定内容の変更承認数 H19 56 H20 63 H21 41 (5) 指定内容の変更届出数 H19 62 H20 52 H21 32 (6) 指導調査実施数 H19 27 H20 39 H21 27 28. 調理師養成施設 (1) 課程数 H19 383 H20 407 H21 436 (2) 新規指定数 H19 5 H20 5 H21 6 (3) 取消数 H19 8 H20 8 H21 2 (4) 指定内容の変更承認数 H19 22 H20 26 H21 15 (5) 指定内容の変更届出数 H19 64 H20 29 H21 28 (6) 指導調査実施数 H19 74 H20 42 H21 36 29. 製菓衛生師養成施設 (1) 課程数 H19 137 H20 176 H21 188 (2) 新規指定数 H19 19 H20 14 H21 7 (3) 取消数 H19 3 H20 3 H21 2 (4) 指定内容の変更承認数 H19 12 H20 17 H21 8 (5) 指定内容の変更届出数 H19 20 H20 82 H21 36 (6) 指導調査実施数 H19 32 H20 55 H21 24 ・講習会の指定・登録 1. 食品衛生管理者資格認定講習会の登録数 H19 2 H20 0 H21 0 2. 食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録数 H19 0 H20 0 H21 1 3. 介護技術講習会等に係る実施報告の受理数 H19 1,133 H20 1,083 H21 1,055 4. 社会福祉主事資格認定講習会の事業報告書の受理数 H19 7 H20 6 H21 5 5. 児童福祉司資格認定講習会の事業報告書の受理数 H19 1 H20 1 H21 1 6. 社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理数 H19 0 H20 0 H21 2 7. 社会福祉士実習指導者講習会実施届けの受理数 H19 0 H20 0 H21 4 8. 介護教員講習会実施届の受理数 H19 0 H20 1 H21 3 9. 介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理数 H19 0 H20 4 H21 13
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【目的】 国家試験の受験資格等を得るため、各医療保健関係職種として必要な知識及び技能を修得させる養成を実施する。</p> <p>【根拠法令】 保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、視能訓練士法、臨床工学技士法、義肢装具士法、救急救命士法、言語聴覚士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、</p>
----------	--

	柔道整復師法、歯科衛生士法、歯科技工士法、理容師法、美容師法、栄養士法、調理師法、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉法、精神保健福祉士法及び製菓衛生師法 【業務内容】 ・養成施設の指定に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の届出に関する事項 ・養成施設の設置等計画者に対する申請書提出の指示に関する事項 ・養成施設の実地調査に関する事項 ・養成施設の指定の取消しに関する事項 ・養成施設の年次報告に関する事項 ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 等
予算の状況 (単位:百万円)	45百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	55人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量(アウト プット)	・養成施設等の指定及び監督 1. 理容師養成施設 (1) 課程数 H19 195 H20 220 H21 211 (2) 新規指定数 H19 0 H20 2 H21 0 (3) 取消数 H19 7 H20 5 H21 4 (4) 指定内容の変更承認数 H19 9 H20 5 H21 41 (5) 指定内容の変更届出数 H19 32 H20 192 H21 192 (6) 指導調査実施数 H19 19 H20 31 H21 32 2. 美容師養成施設 (1) 課程数 H19 472 H20 514 H21 512 (2) 新規指定数 H19 2 H20 7 H21 8 (3) 取消数 H19 5 H20 6 H21 5 (4) 指定内容の変更承認数 H19 29 H20 136 H21 67 (5) 指定内容の変更届出数 H19 88 H20 555 H21 489 (6) 指導調査実施数 H19 61 H20 67 H21 56 3. 食品衛生管理者養成施設 (1) 課程数 H19 188 H20 204 H21 214 (2) 新規指定数 H19 7 H20 11 H21 17 (3) 取消数 H19 0 H20 5 H21 2 (4) 指定内容の変更承認数 H19 0 H20 0 H21 0 (5) 指定内容の変更届出数 H19 102 H20 138 H21 112 (6) 指導調査実施数 H19 41 H20 29 H21 28 4. 指定保育士養成施設 (1) 課程数 H19 544 H20 563 H21 583 (2) 新規指定数 H19 28 H20 33 H21 12 (3) 取消数 H19 9 H20 13 H21 9 (4) 指定内容の変更承認数 H19 123 H20 147 H21 325 (5) 指定内容の変更届出数 H19 109 H20 153 H21 166 (6) 指導調査実施数 H19 56 H20 60 H21 96 5. 社会福祉士養成施設 (1) 課程数 H19 64 H20 66 H21 67 (2) 新規指定数 H19 5 H20 7 H21 4 (3) 取消数 H19 3 H20 6 H21 1 (4) 指定内容の変更承認数 H19 53 H20 47 H21 15 (5) 指定内容の変更届出数 H19 13 H20 75 H21 79 (6) 指導調査実施数 H19 7 H20 4 H21 13 6. 介護福祉士養成施設 (1) 課程数 H19 457 H20 506 H21 486 (2) 新規指定数 H19 22 H20 10 H21 12 (3) 取消数 H19 13 H20 31 H21 46 (4) 指定内容の変更承認数 H19 287 H20 177 H21 60

(5) 指定内容の変更届出数	H19	182	H20	598	H21	331
(6) 指導調査実施数	H19	78	H20	26	H21	77
7. 福祉系高等学校						
(1) 課程数	H19	0	H20	0	H21	158
(2) 新規指定数	H19	0	H20	158	H21	4
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	1
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	8
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	96
(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	4
8. 社会福祉主事養成機関						
(1) 課程数	H19	93	H20	90	H21	73
(2) 新規指定数	H19	2	H20	0	H21	2
(3) 取消数	H19	10	H20	17	H21	11
(4) 指定内容の変更承認数	H19	22	H20	34	H21	12
(5) 指定内容の変更届出数	H19	52	H20	48	H21	48
(6) 指導調査実施数	H19	14	H20	5	H21	11
9. 精神保健福祉士養成施設						
(1) 課程数	H19	66	H20	68	H21	65
(2) 新規指定数	H19	6	H20	5	H21	1
(3) 取消数	H19	4	H20	8	H21	4
(4) 指定内容の変更承認数	H19	62	H20	102	H21	52
(5) 指定内容の変更届出数	H19	22	H20	21	H21	16
(6) 指導調査実施数	H19	11	H20	7	H21	3
10. 児童福祉司養成施設						
(1) 課程数	H19	3	H20	3	H21	3
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	1	H20	0	H21	0
11. 児童福祉施設職員養成施設						
(1) 課程数	H19	2	H20	2	H21	2
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	1
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	1	H20	0	H21	0
12. 児童自立支援施設職員養成施設						
(1) 課程数	H19	1	H20	1	H21	1
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	0
13. 知的障害者福祉司養成施設						
(1) 課程数	H19	1	H20	1	H21	1
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	0
14. 救急救命士養成所						
(1) 課程数	H19	36	H20	38	H21	41
(2) 新規指定数	H19	2	H20	3	H21	2
(3) 取消数	H19	0	H20	1	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	26	H20	14	H21	23
(5) 指定内容の変更届出数	H19	8	H20	13	H21	9
(6) 指導調査実施数	H19	6	H20	8	H21	4
15. 診療放射線技師養成所						
(1) 課程数	H19	19	H20	19	H21	18

(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	17	H20	11	H21	10
(5) 指定内容の変更届出数	H19	4	H20	3	H21	4
(6) 指導調査実施数	H19	3	H20	2	H21	0
16. 臨床検査技師養成所						
(1) 課程数	H19	28	H20	27	H21	25
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	1	H20	2	H21	1
(4) 指定内容の変更承認数	H19	13	H20	16	H21	12
(5) 指定内容の変更届出数	H19	7	H20	6	H21	11
(6) 指導調査実施数	H19	3	H20	0	H21	2
17. 理学・作業療法士養成施設						
(1) 課程数	H19	337	H20	366	H21	368
(2) 新規指定数	H19	24	H20	2	H21	0
(3) 取消数	H19	11	H20	4	H21	8
(4) 指定内容の変更承認数	H19	271	H20	365	H21	342
(5) 指定内容の変更届出数	H19	51	H20	91	H21	75
(6) 指導調査実施数	H19	54	H20	29	H21	73
18. 視能訓練士養成所						
(1) 課程数	H19	20	H20	22	H21	23
(2) 新規指定数	H19	2	H20	1	H21	1
(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	1
(4) 指定内容の変更承認数	H19	13	H20	13	H21	12
(5) 指定内容の変更届出数	H19	9	H20	9	H21	15
(6) 指導調査実施数	H19	4	H20	2	H21	3
19. 臨床工学技士養成所						
(1) 課程数	H19	40	H20	43	H21	45
(2) 新規指定数	H19	2	H20	1	H21	2
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	29	H20	20	H21	23
(5) 指定内容の変更届出数	H19	16	H20	25	H21	19
(6) 指導調査実施数	H19	6	H20	4	H21	4
20. 義肢装具士養成所						
(1) 課程数	H19	7	H20	8	H21	8
(2) 新規指定数	H19	1	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	7	H20	6	H21	6
(5) 指定内容の変更届出数	H19	2	H20	4	H21	2
(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	2	H21	0
21. 言語聴覚士養成所						
(1) 課程数	H19	46	H20	51	H21	53
(2) 新規指定数	H19	3	H20	2	H21	1
(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	1
(4) 指定内容の変更承認数	H19	61	H20	87	H21	85
(5) 指定内容の変更届出数	H19	17	H20	27	H21	22
(6) 指導調査実施数	H19	5	H20	5	H21	10
22. あ・は・き師等養成施設						
(1) 課程数	H19	158	H20	177	H21	189
(2) 新規指定数	H19	12	H20	12	H21	3
(3) 取消数	H19	5	H20	6	H21	8
(4) 指定内容の変更承認数	H19	38	H20	60	H21	52
(5) 指定内容の変更届出数	H19	44	H20	59	H21	44
(6) 指導調査実施数	H19	28	H20	23	H21	24
23. 柔道整復師養成施設						
(1) 課程数	H19	130	H20	161	H21	174
(2) 新規指定数	H19	17	H20	11	H21	1
(3) 取消数	H19	1	H20	3	H21	7
(4) 指定内容の変更承認数	H19	42	H20	59	H21	53
(5) 指定内容の変更届出数	H19	27	H20	31	H21	40

	(6) 指導調査実施数	H19	24	H20	30	H21	28
24.	歯科衛生士養成所						
	(1) 課程数	H19	128	H20	138	H21	138
	(2) 新規指定数	H19	6	H20	5	H21	5
	(3) 取消数	H19	6	H20	5	H21	6
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	70	H20	81	H21	97
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	21	H20	34	H21	23
	(6) 指導調査実施数	H19	9	H20	10	H21	10
25.	歯科技工士養成所						
	(1) 課程数	H19	50	H20	52	H21	51
	(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	2
	(3) 取消数	H19	3	H20	0	H21	5
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	4	H20	8	H21	7
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	5	H20	19	H21	6
	(6) 指導調査実施数	H19	5	H20	10	H21	2
26.	保健師助産師看護師養成所						
	(1) 課程数	H19	726	H20	757	H21	759
	(2) 新規指定数	H19	30	H20	21	H21	20
	(3) 取消数	H19	39	H20	19	H21	14
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	326	H20	804	H21	536
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	133	H20	163	H21	210
	(6) 指導調査実施数	H19	105	H20	87	H21	108
27.	栄養士養成施設						
	(1) 課程数	H19	195	H20	207	H21	204
	(2) 新規指定数	H19	2	H20	7	H21	3
	(3) 取消数	H19	8	H20	4	H21	6
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	56	H20	63	H21	41
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	62	H20	52	H21	32
	(6) 指導調査実施数	H19	27	H20	39	H21	27
28.	調理師養成施設						
	(1) 課程数	H19	383	H20	407	H21	436
	(2) 新規指定数	H19	5	H20	5	H21	6
	(3) 取消数	H19	8	H20	8	H21	2
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	22	H20	26	H21	15
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	64	H20	29	H21	28
	(6) 指導調査実施数	H19	74	H20	42	H21	36
29.	製菓衛生師養成施設						
	(1) 課程数	H19	137	H20	176	H21	188
	(2) 新規指定数	H19	19	H20	14	H21	7
	(3) 取消数	H19	3	H20	3	H21	2
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	12	H20	17	H21	8
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	20	H20	82	H21	36
	(6) 指導調査実施数	H19	32	H20	55	H21	24
	・講習会の指定・登録						
1.	食品衛生管理者資格認定講習会の登録数	H19	2	H20	0	H21	0
2.	食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録数	H19	0	H20	0	H21	1
3.	介護技術講習会等に係る実施報告の受理数	H19	1,133	H20	1,083	H21	1,055
4.	社会福祉主事資格認定講習会の事業報告書の受理数	H19	7	H20	6	H21	5
5.	児童福祉司資格認定講習会の事業報告書の受理数	H19	1	H20	1	H21	1
6.	社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理数	H19	0	H20	0	H21	2
7.	社会福祉士実習指導者講習会実施届の受理数	H19	0	H20	0	H21	4
8.	介護教員講習会実施届の受理数	H19	0	H20	1	H21	3

	9. 介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理数 H19 0 H20 4 H21 13
地方側の意見	・全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲
その他各方面の意見	—
既往の政府方針等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	<p>・養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。</p> <p>・しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>・なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

事務・権限概要シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	整理番号（14）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	生活衛生同業組合振興計画の認定		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○生活衛生同業組合振興計画の認定</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3の規定に基づき、組合又は小組合の作成した組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業に関する計画を、振興指針に適合し、かつ、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第5条で定める基準に該当する場合において、厚生労働大臣の委任をうけて認定する。 ・認定を受けた振興計画について、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第6条の規定に基づき変更の認定及び取消しを行う。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量（アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生同業組合振興計画の認定 (1) 振興計画の認定件数 H19 0 件 H20 1 件 H21 2 件 (2) 振興計画の変更認定件数 H19 55 件 H20 154 件 H21 128 件 (3) 実施状況報告書の受理件数 H19 418 件 H20 476 件 H21 474 件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <p>生活衛生関係営業の振興を計画的に推進し、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資するため</p> <p>【根拠法令】</p> <p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)

<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>・生活衛生同業組合振興計画の認定 (1)振興計画の認定件数 H19 0件 H20 1件 H21 2件 (2)振興計画の変更認定件数 H19 55件 H20 154件 H21 128件 (3)実施状況報告書の受理件数 H19 418件 H20 476件 H21 474件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	
<p>既往の政府方針 等</p>	
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A-a</div></p>	<p>・生活衛生同業組合振興計画の認定については、地域の実情を把握している地方公共団体に移譲することが適当である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	整理番号（ 15 ）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	複数の都道府県で活動する中小企業等共同組合（広域）の許可等		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○複数の都道府県を活動地区とする中小企業者による協同組合等のうち、厚生労働大臣の所管に属する事業者が組合員資格に含まれるものに対する設立認可等</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業協同組合等の設立・定款変更の認可 ・ 組合の成立・役員変更・解散等の届け出 ・ 事業報告書等の受理、 ・ その他監督上必要な報告の徴収、検査、処分等 <p>（留意点）</p> <p>移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等協同組合法等 (1) 所管の組合数 H19 513 H20 567 H21 592 (2) 設立認可件数 H19 24 件 H20 23 件 H21 16 件 (3) 解散認可件数 H19 4 件 H20 9 件 H21 11 件 (4) 定款等認可件数 H19 234 件 H20 275 件 H21 262 件 (5) 立入検査件数 H19 1 件 H20 1 件 H21 1 件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>目的</p> <p>(中小企業等協同組合法) 中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的</p> <p>(中小企業団体の組織に関する法律) 中小企業者その他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者その他の者がその営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることができるようにすることにより、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的</p> <p>根拠法令：中小企業等協同組合法第 111 条、中小企業団体の組織に関する法律第 101 条の 4、中小企業団体の組織に関する法律施行令第 12 条第 2 項</p>
<p>予算の状況 (単位：百万円)</p>	<p>共通経費等の内数(平成 22 年度予算)</p>
<p>関係職員数</p>	<p>69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)</p>
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等協同組合法等 (1) 所管の組合数 H19 513 H20 567 H21 592 (2) 設立認可件数 H19 24 件 H20 23 件 H21 16 件 (3) 解散認可件数 H19 4 件 H20 9 件 H21 11 件 (4) 定款等認可件数 H19 234 件 H20 275 件 H21 262 件 (5) 立入検査件数 H19 1 件 H20 1 件 H21 1 件
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>A— a</p> </div>	<p>・ 事業を複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合等の場合については、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある中小企業等協同組合等の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。(移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。)</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	<p></p>

事務・権限概要シート

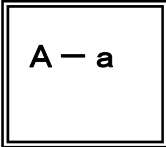
		出先機関名：地方厚生（支）局	整理番号（18）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	社会福祉法人（広域）等の認可		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○社会福祉法人（広域）等の認可</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>二以上の都道府県の区域にわたって事業を行う社会福祉法人であって、全国を単位として行われる事業、地域を限定しないで行われる事業等以外の事業を行う法人については、地方厚生局長が所轄庁として社会福祉法人の認可等を行う。具体的には以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の定款の認可（第31条第1項） ・社会福祉法人の定款の変更の認可（第43条） ・社会福祉法人の解散の認可（第46条） ・社会福祉法人の合併の認可（第49条第2項） 等
予算の状況 （単位：百万円）	社会福祉法人認可事務運営等経費 0.65百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	24人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	<p>1. 所管社会福祉法人数 H19 149 法人 H20 241 法人 H21 264 法人(暫定)</p> <p>2. 定款変更認可件数 H19 105 件 H20 135 件 H21 171 件</p> <p>3. 基本財産処分の承認 H19 13 件 H20 15 件 H21 16 件</p> <p>4. 基本財産担保提供の承認 H19 1 件 H20 12 件 H21 10 件</p> <p>5. 寄付金募集の許可件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p>
備考	—

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>二以上の都道府県の区域にわたって事業を行う社会福祉法人であって、全国を単位として行われる事業、地域を限定しないで行われる事業等以外の事業を行う法人については、地方厚生局長が所轄庁として社会福祉法人の認可等を行う。具体的には以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の定款の認可 ・社会福祉法人の定款の変更の認可 ・社会福祉法人の解散の認可 ・社会福祉法人の合併の認可 等
----------	--

	<p>(関係する法令・通知)</p> <p>○社会福祉法(昭和26法律第45号)第30条、第31条、第43条、第46条、第50条等</p> <p>○社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日障発第890号・社援発第2618号・老発第794号・雇発第908号)</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>社会福祉法人認可事務運営等経費 0.65百万円の内数(平成22年度予算)</p>
<p>関係職員数</p>	<p>24人の内数(平成22年7月1日現在)</p>
<p>事務量(アウト プット)</p>	<p>1. 所管社会福祉法人数 H19 149 法人 H20 241 法人 H21 264 法人(暫定)</p> <p>2. 定款変更認可件数 H19 105 件 H20 135 件 H21 171 件</p> <p>3. 基本財産処分の承認 H19 13 件 H20 15 件 H21 16 件</p> <p>4. 基本財産担保提供の承認 H19 1 件 H20 12 件 H21 10 件</p> <p>5. 寄付金募集の許可件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>・全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針 等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 </p>	<p>・事業を複数の都道府県で展開している社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の認可に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 20 ）

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協同組合に係る許認可等 <ul style="list-style-type: none"> ① 組合の設立及び解散認可 ② 定款・共済事業規約等の変更認可 ③ 員外利用の許可 ・消費生活協同組合に対する指導・監督 <p style="text-align: right;">等</p>
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等費 38百万円の内数（平成22年度予算）
関係職員数	69人の内数（平成22年7月1日現在）
事務量（アウトプット）	<p>1. 所管組合数 H19 47件 H20 46件 H21 51件</p> <p>2. 定款変更の認可 H19 9件 H20 38件 H21 17件</p> <p>3. 合併認可 H19 0件 H20 0件 H21 2件</p> <p>4. 解散認可 H19 0件 H20 0件 H21 1件</p> <p>5. 契約者割戻準備金積立の承認 H19 0件 H20 1件 H21 1件</p>
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>具体的な業務内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費生活協同組合に係る許認可等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合の設立及び解散認可 ・ 定款・共済事業規約等の変更認可 ・ 員外利用の許可 ○ 消費生活協同組合に対する指導・監督 <p>（関係する法令・通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号） ○消費生活協同組合模範定款例（平成20年3月28日社援発第0328073号） ○共済事業向けの総合的な監督指針の策定について（平成20年3月31日社援発第0331005号） <p style="text-align: right;">等</p>
----------	--

	<p>○貸付事業向けの総合的な監督指針の策定について（平成19年12月18日社援発第1218002号）</p> <p>○消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて（平成20年3月28日社援地発第0328003号）</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>監視監査指導等費 38百万円の内数（平成22年度予算）</p>
<p>関係職員数</p>	<p>69人の内数（平成22年7月1日現在）</p>
<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>1. 所管組合数 H19 47件 H20 46件 H21 51件</p> <p>2. 定款変更の認可 H19 9件 H20 38件 H21 17件</p> <p>3. 合併認可 H19 0件 H20 0件 H21 2件</p> <p>4. 解散認可 H19 0件 H20 0件 H21 1件</p> <p>5. 契約者割戻準備金積立の承認 H19 0件 H20 1件 H21 1件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>・全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針 等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;"> <p>A - a</p> </div>	<p>・事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

	出先機関名：地方厚生(支)局	整理番号(22)
事務・権限概要シート(個票)		
自己仕分けの際の事務・権限名	精神保健指定医の指定に関する事務(指定証の交付等)	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	(移譲する事務・権限名) ○精神保健指定医の指定に関する事務(指定証の交付等) (具体的な内容) ・都道府県を経由して提出される新規申請受付、申請書類の確認 ・指定医証の交付、指定医証の更新に関する手続き ・指定医証の紛失、氏名の変更等に対する再発行の手続き ・死亡届、辞退届の受理及びその旨の通知 等
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成22年度予算)
関係職員数	69人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量(アウトプット)	1. 指定医の証の発行(新規) H19 567件 H20 617件 H21 484件 2. 指定医の証の発行(更新等) H19 2,741件 H20 2,269件 H21 1,994件 3. 指定医の証の再発行 H19 88件 H20 80件 H21 80件 4. 指定医の取消 H19 3件 H20 2件 H21 2件 5. 指定不適合者への通知 H19 35件 H20 30件 H21 38件 6. 辞退届・死亡届の受理 H19 41件 H20 44件 H21 35件
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	精神保健指定医は、患者本人の意思によらない入院や行動制限の判定を行う者として、一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を終了した医師のうちから国がこれを指定している。(精神保健福祉法第18条) 当該指定に関する業務のうち、地方厚生局においては、 ①都道府県を経由して提出される新規申請受付、申請書類の確認 ②指定医証の交付、指定医証の更新に関する手続き ③指定医証の紛失、氏名の変更等に対する再発行の手続き ④死亡届、辞退届の受理及びその旨の通知 等を実施している。(同法施行令第2条の2、同法施行規則第1条)(委任規定：精神保健福祉法51条の14、同法施行令第15条、同法施行規則第41条)
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成22年度予算)
関係職員数	69人の内数(平成22年7月1日現在)

<p>事務量（アウト プット）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定医の証の発行(新規) H19 567件 H20 617件 H21 484件 2. 指定医の証の発行(更新等) H19 2,741件 H20 2,269件 H21 1,994件 3. 指定医の証の再発行 H19 88件 H20 80件 H21 80件 4. 指定医の取消 H19 3件 H20 2件 H21 2件 5. 指定不適合者への通知 H19 35件 H20 30件 H21 38件 6. 辞退届・死亡届の受理 H19 41件 H20 44件 H21 35件
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方に移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	
<p>既往の政府方針 等</p>	<p>精神保健指定医の指定に関する事務は、指定医の業務が精神障害者本人の意思によらない入院や行動制限の判定を行う等、精神障害者の人権に関わる行政処分に関係するものであることから国の責任において実施する必要がある。 指定に関する業務のうち、指定医証の交付等については、行政の効率化の観点から、各地方厚生局に当該事務に必要な人員を配置し、効率的な業務執行を実施している。</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px 0;">A - a</div></p>	<p>・ 指定医証の交付事務等、現在地方厚生局において実施している指定権限に直接的に関わらない事務（上記①～④の事務を想定）については、指定医証の取り扱いについて一定の基準を定める等の対応により、地方自治体で事務を行うことも可能であると考えられるため、移譲することとする。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 23 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行
----------------	------------------------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>特別買上償還とは、国が戦没者等の遺族に対して弔慰の意をもって発行する国債等を被交付者が生活に困窮している場合に限り、本来一定の期間をかけて償還を受けるところを一括して償還を行うもの。</p> <p>特別買上償還は、例外的な取扱いであることから、特別買上償還が必要であることについて、下記の手続を経て、地方厚生局長が証明書を発行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別買上償還を希望する者から、同人が生活困窮者である旨の証明書（福祉事務所が発行）の提出を受ける。 ・地方厚生局において、当該者に係る国債が現に存在することを都道府県に確認を行う。
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウト プット）	・証明書交付件数 H19 2,254 件 H20 1,657 件 H21 839 件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>特別買上償還とは、国が戦没者等の遺族に対して弔慰の意をもって発行する国債等を被交付者が生活に困窮している場合に限り、本来一定の期間をかけて償還を受けるところを一括して償還を行うもの。</p> <p>特別買上償還は、例外的な取扱いであることから、特別買上償還が必要であることについて、下記の手続を経て、地方厚生局長が証明書を発行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別買上償還を希望する者から、同人が生活困窮者である旨の証明書（福祉事務所が発行）の提出を受ける。 ・地方厚生局において、当該者に係る国債が現に存在することを都道府県に確認を行う。
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）

関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウト プット)	・ 証明書交付件数 H19 2,254 件 H20 1,657 件 H21 839 件
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告 : 地方へ移譲
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	「出先機関改革に係る公開討議」(平成 22 年 5 月 12 日 厚生労働省)における方針 本事業においては、以下の事項について対応可能であれば、地方へ業務移管することが可能。 ・ 本事情の根拠規定を明確化した上で、裁定事務と同様、法定受託事務とする法令上の手当を行う。 ・ 特別買上償還の多い年度は、特別弔慰金等の裁定事務で都道府県が多忙な年度と重なるため、都道府県において、迅速な対応ができるよう体制を整える。
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A - a</div>	・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等は、戦没者等の遺族に対して、国として弔慰の意を表すために、支給しているものであるが、裁定等の主要な事務は、法定受託事務とし都道府県において行われているものである。 今後、当該事務についても、都道府県への移管を検討してまいりたい。 なお、当該事務を都道府県への移管にすることとした場合、法令上の手当を行うことが必要となる。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
備考	

事務・権限概要シート

		出先機関名：地方厚生(支)局	整理番号 (24)
事務・権限概要シート (個票)			
自己仕分けの際の事務・権限名	医師等の臨床研修施設等の指導監督		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>(委譲する事務・権限名)</p> <p>○医師等の臨床研修施設等の指導監督</p> <p>※ 当該指導監督は、任意の検査であり法令等に基づき行うものではないため、事務にあたる。</p> <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修施設として臨床研修を行う施設の実地調査 ・既に臨床研修施設として指定されている施設の実地調査 ・各種手続き(年次報告等)の事務処理 等
予算の状況 (単位:百万円)	臨床研修病院指導等経費 5百万円(平成22年度予算)
関係職員数	70人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量(アウトプット)	<p>1. 医師</p> <p>(1) 臨床研修病院指定数 H19 1,899 H20 1,996 H21 2,017</p> <p>(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数 H19 168件 H20 101件 H21 48件</p> <p>(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 401件 H20 530件 H21 1,106件</p> <p>(4) 既指定臨床研修病院 H19 50 H20 41 H21 41</p> <p>(5) 医籍登録件数 H19 6,894件 H20 7,354件 H21 7,180件</p> <p>2. 歯科医師</p> <p>(1) 臨床研修病院指定数 H19 1,317 H20 1,424 H21 1,533</p> <p>(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数 H19 86件 H20 107件 H21 93件</p> <p>(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 80件 H20 107件 H21 93件</p> <p>(4) 既指定臨床研修病院 H19 44件 H20 51件 H21 51件</p> <p>(5) 医籍登録件数 H19 2,564件 H20 2,341件 H21 2,230件</p>
備考	—

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>【目的】 臨床研修が必修化されたことに伴い、臨床研修病院において適正な臨床研修が実施されるようにするため指導体制、研修プログラム、研修の実施状況、病院の運営状況等について指導等実地検査を実施する。</p> <p>【根拠法令】 なし（任意の検査であり、法令等に基づき行う強制的なものではない。）</p> <p>【業務内容】 ・新たに臨床研修施設として臨床研修を行う施設の実地調査 ・既に臨床研修施設として指定されている施設の定期的な実地調査 ・各種手続き（年次報告等）の事務処理 等</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>臨床研修病院指導等経費 5百万円(平成 22 年度予算)</p>
<p>関係職員数</p>	<p>70 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)</p>
<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>1. 医師 (1) 臨床研修病院指定数 H19 1,899 H20 1,996 H21 2,017 (2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数 H19 168 件 H20 101 件 H21 48 件 (3) 臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 401 件 H20 530 件 H21 1,106 件 (4) 既指定臨床研修病院 H19 50 H20 41 H21 41 (5) 医籍登録件数 H19 6,894 件 H20 7,354 件 H21 7,180 件 2. 歯科医師 (1) 臨床研修病院指定数 H19 1,317 H20 1,424 H21 1,533 (2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数 H19 86 件 H20 107 件 H21 93 件 (3) 臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 80 件 H20 107 件 H21 93 件 (4) 既指定臨床研修病院 H19 44 件 H20 51 件 H21 51 件 (5) 医籍登録件数 H19 2,564 件 H20 2,341 件 H21 2,230 件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針 等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">A-a</div></p>	<p>臨床研修は、医師法及び歯科医師法に基づく基本的な診療能力の修得等を目的とした医師及び歯科医師養成課程の総仕上げ段階の研修事業であり、臨床研修の質が全国的に均一に確保されるよう、引き続き、全国一律の基準により、研修内容に応じてきめ細かく指導監督する必要がある。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国一律の基準により研修内容に応じたきめ細かい指導監督を行うことが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件</p>

	とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
備考	<p>都道府県へ権限を移譲することとした際には、臨床研修施設を指導するに足る医学的知見を持った者が業務を行うよう地方機関に確保してもらう必要があるため、都道府県の理解が不可欠である。</p> <p>また、病院より報告のあった情報は、厚生労働省で管理して一般に公開している「臨床研修プログラム検索サイト」に反映させることも行っており、各都道府県が報告書の受理等により検認した情報を当サイトに反映させるためのシステム改修を行う必要があり、委譲に当たっては一定の期間が必要である。</p>

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（25）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等
----------------	-----------------------

【移譲対象となる事務・権限】

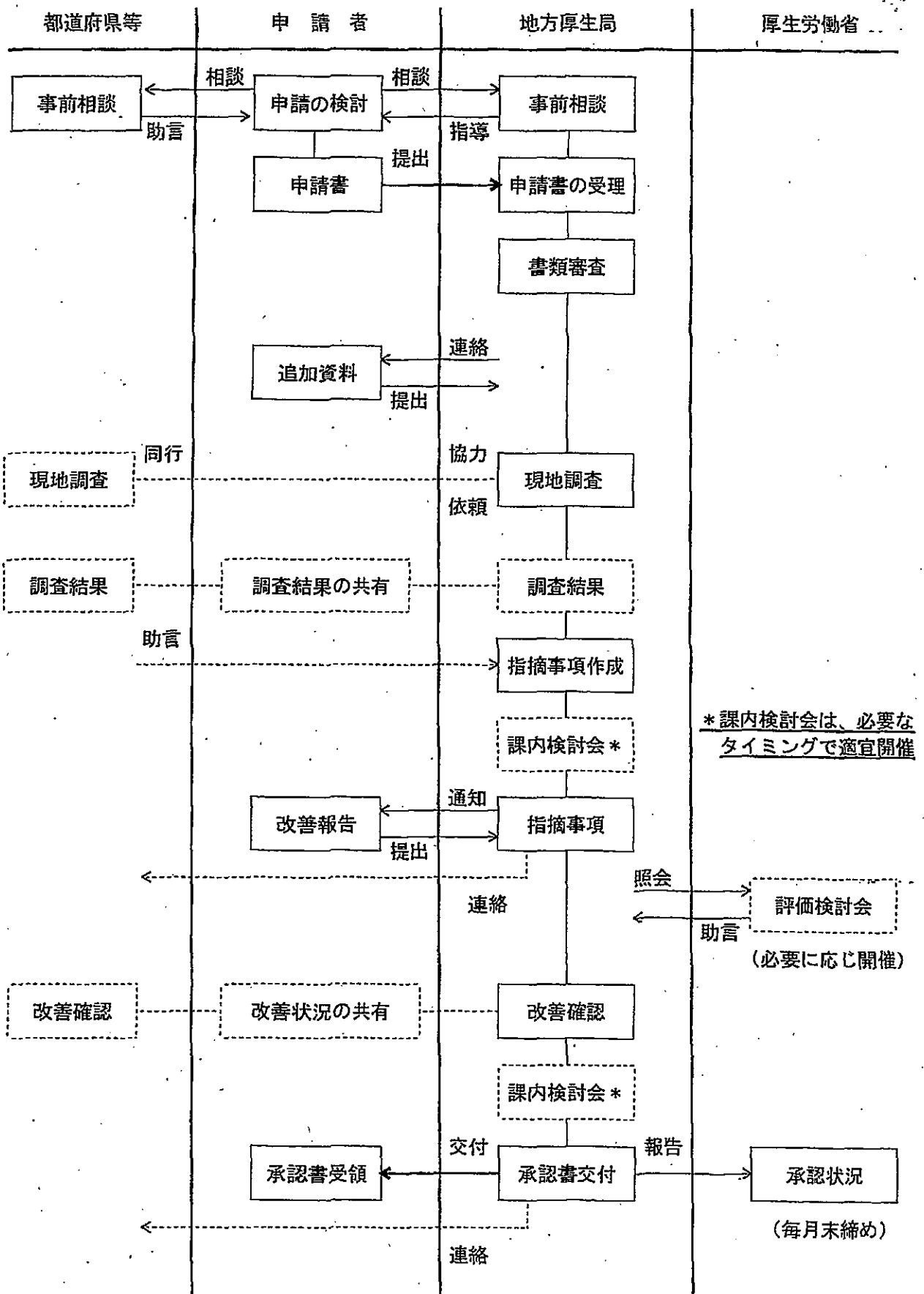
自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○総合衛生管理製造過程の承認等（海外施設の承認等及び製造基準の例外承認等を除く。）</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合衛生管理製造過程による製造、加工の承認 ・総合衛生管理製造過程に関する変更の承認 ・総合衛生管理製造過程の取消 ・総合衛生管理製造過程の更新の承認 ・総合衛生管理製造過程承認施設の立入及び指導等に関する事項 <p>※ただし、海外施設の承認等及び製造基準の例外承認等を除く。</p> <p>（留意点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合衛生管理製造過程の承認制度は我が国における食品の衛生管理の向上に加え、国際的な動向を踏まえ、HACCP手法の普及を政策的に促進する観点から導入されたものである。この趣旨を踏まえ、各自治体はその普及について積極的に促進することが求められる。
予算の状況 （単位：百万円）	食品衛生の試験検査等に必要経費 28百万円の内数（平成22年度予算）
関係職員数	46人の内数（平成22年7月1日現在）
事務量（アウトプット）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合衛生管理製造過程承認施設数 H19 572件 H20 559件 H21 564件 2. 新規承認件数 H19 23件 H20 18件 H21 31件 3. 変更承認件数 H19 73件 H20 53件 H21 29件 4. 更新承認件数 H19 217件 H20 303件 H21 86件 5. 承認施設の立入調査 H19 532件 H20 497件 H21 565件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

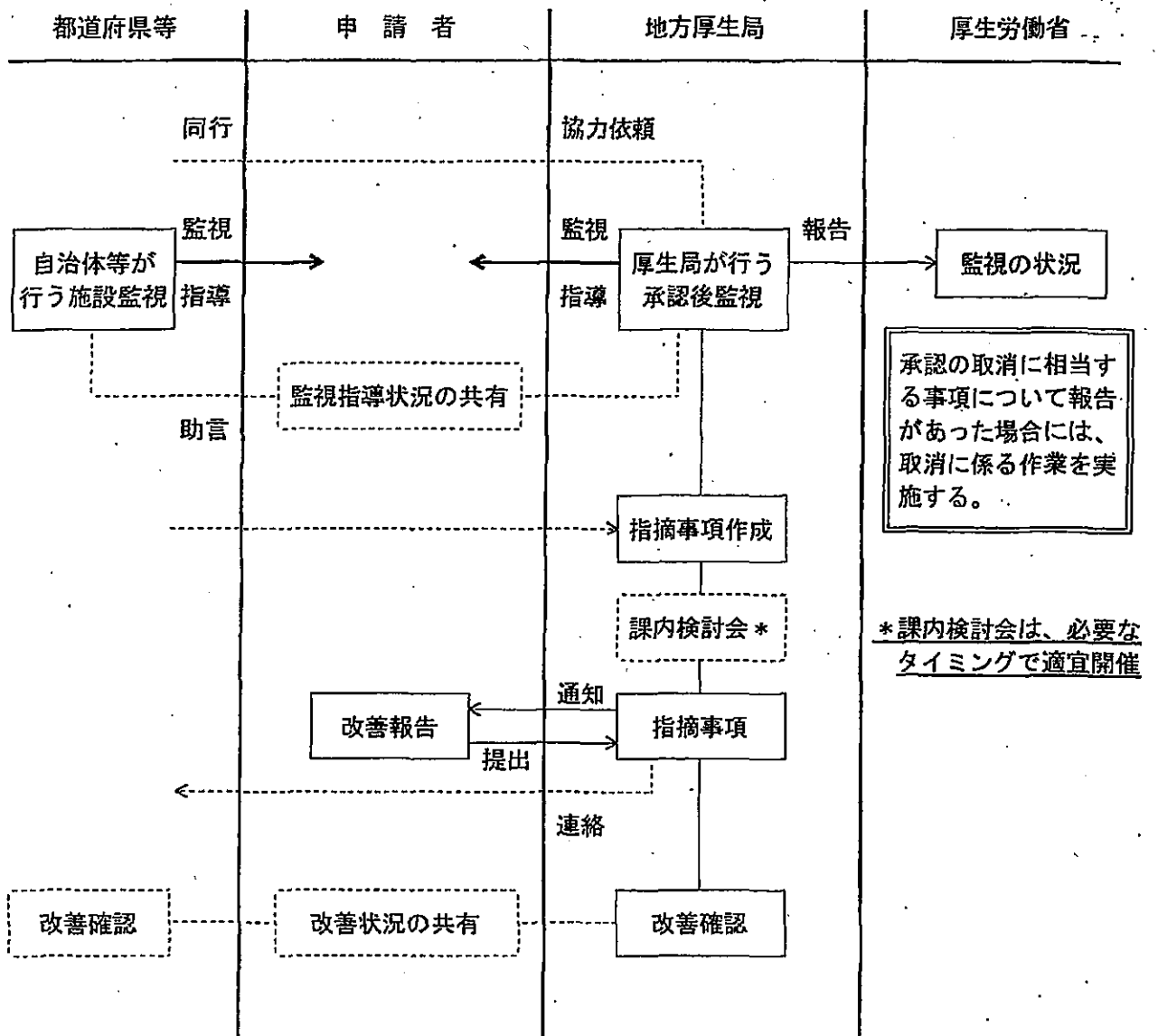
<p>事務・権限の概要</p>	<p>【目的】 製造・加工技術、衛生管理の高度化に対応するため、厚生労働大臣による個別承認制度を設け、規制の弾力化を図ることにより、多様な食品の製造・加工を可能とすること。また、HACCP手法を取り入れていることが承認の要件となっており、我が国における食品の衛生管理の向上のため、HACCP手法の普及を促進すること。</p> <p>【根拠条文】 食品衛生法第 13 条、第 14 条</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合衛生管理製造過程による製造、加工の承認 ・総合衛生管理製造過程に関する変更の承認 ・総合衛生管理製造過程の取消に関する本省への報告 ・総合衛生管理製造過程の更新の承認 ・総合衛生管理製造過程承認施設の立入及び指導等に関する事項
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>食品衛生の試験検査等に必要経費 28 百万円の内数(平成 22 年度予算)</p>
<p>関係職員数</p>	<p>46 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)</p>
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合衛生管理製造過程承認施設数 H19 572 件 H20 559 件 H21 564 件 2. 新規承認件数 H19 23 件 H20 18 件 H21 31 件 3. 変更承認件数 H19 73 件 H20 53 件 H21 29 件 4. 更新承認件数 H19 217 件 H20 303 件 H21 86 件 5. 承認施設の立入調査 H19 532 件 H20 497 件 H21 565 件
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会「出先機関原則廃止 P T 最終報告」：地方へ移譲</p> <p>「公開討議の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方自治体にゆだねることが適切。 ・食品の問題については、都道府県に一元化した方が、相談を含めより専門的・効果的に実施できる。 ・食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。
<p>その他各方面の意見</p>	<p>特区構想に伴う北海道からの総合衛生管理製造過程制度の知事への権限移譲の提案に対する意見（日本食品衛生協会、日本乳業協会、日本食肉加工協会）（平成 17 年 8 月 3 日）</p> <p>北海道知事から道州制特区構想にともなう食品衛生法第 13 条の総合衛生管理製造過程承認制度に関する権限移譲の提案がなされています。この提案には、総合衛生管理製造過程承認制度の対象食品のほとんどが全国的に広域流通していることから、国が責任を持って対応すべきです。</p> <p>そのためには国の機関である厚生局が全国レベルの視点に立ち、全国一律の運用により承認に関する一連の事務を実施している現行の厚生労働大臣による承認制度を維持する方が、食の安全を確保するために重要かつ必須であり、この提案に同意することはできません。</p>
<p>既往の政府方針等</p>	

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>A - a (一部 C - b)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合衛生管理製造過程の承認等に係る業務は、次の業務を除き、地方に移譲する。 (※1) ① 海外施設の承認 輸入に関する事務であるため、国において実施する。 ② 総合衛生管理製造過程における例外承認(※2) 製造基準を定める際と同程度の内閣府食品安全委員会でのリスク評価等、科学的・技術的な審議が必要であり、これらの的確な執行体制の整備が不可欠であるため、国において実施する。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)④に該当) なお、これらの事務については、高度な専門性を要するため、本省において実施する。 ・ 総合衛生管理製造過程の承認制度は我が国における食品の衛生管理の向上に加え、国際的な動向を踏まえ、HACCP手法(※3)の普及を政策的に促進する観点から導入されたものである。この趣旨を踏まえ、各自治体はその普及について積極的に促進することが求められる。 <p>※1：当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p> <p>※2：総合衛生管理製造過程の承認は、国が定める製造基準の例外を承認することが可能。</p> <p>※3：食品の原料の受入れから製造・出荷までのすべての行程において危害の発生を防止するための重点ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法であり、食品の製造・加工工程における衛生管理のグローバルスタンダードである。</p>
<p>備考</p>	

総合衛生管理製造過程承認審査等の流れ（新規、変更、更新）



承認施設の監視の流れ



事務・権限概要シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	整理番号（27）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	指定検査機関の指定等 （食鳥検査法の指定検査機関）		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○指定検査機関の指定等 （具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定検査機関の指定 ・指定検査機関の役員又は検査員の解任の命令 ・指定検査機関の役員の選任又は解任の認可 ・指定検査機関の業務規定の認可 ・指定検査機関事業計画等の認可 ・指定検査機関に対する監督命令 ・指定検査機関の業務の休廃止の許可 ・指定検査機関の指定の取消し及び食鳥検査業務の停止 ・指定検査機関の立入及び指導等 <p>（留意点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定検査機関と食鳥処理場の管轄自治体が異なる場合があることに留意が必要であり、さらに制度上の設計につき検討を要する。検討の際には、指定及び委任の制度についても見直しをおこなう。 <p>（例：指定検査機関は全国に16カ所しかない。そのため、指定検査機関を管轄する自治体は、域外の自治体が委任した食鳥処理場の検査についても事務（指定検査機関が検査を適正に行っているかの監督等）に当たる必要がある。）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	食品衛生の試験検査等に必要経費 28百万円(平成22年度予算)
関係職員数	46人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	<p>1. 指定検査機関数 H19 18機関 H20 17機関 H21 16機関</p> <p>2. 新規登録件数 H19 0機関 H20 0機関 H21 0機関</p> <p>3. 事業計画の認可件数 H19 18機関 H20 17機関 H21 16機関</p>
備考	

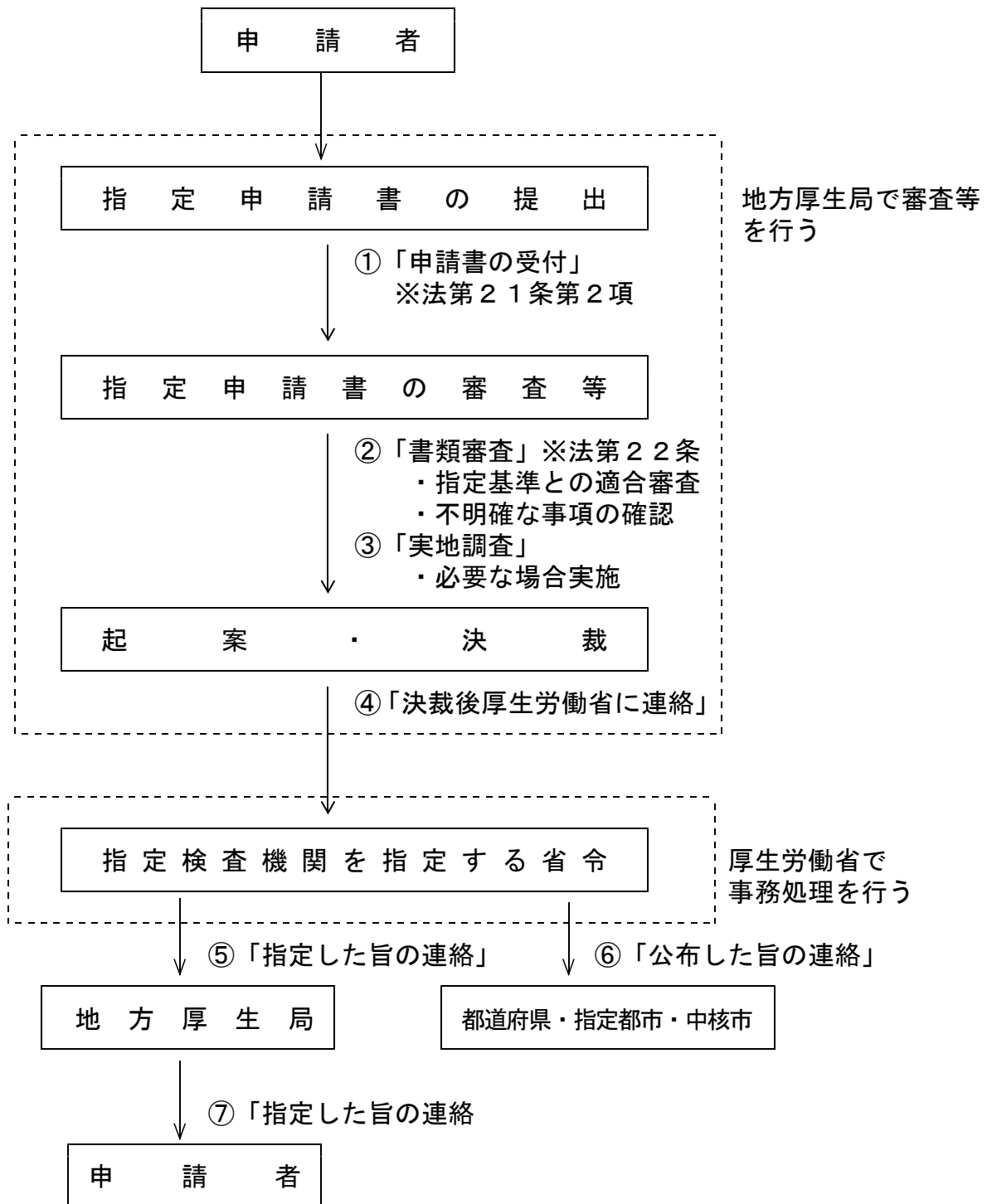
【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <p>食鳥検査の全部又は一部を行わせる者を指定することにより、食鳥検査の適正かつ確実な実施を担保し、衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ること。</p>
----------	--

	<p>【根拠法令】 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 21 条～第 35 条</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定検査機関の指定 ・ 指定検査機関の役員又は検査員の解任の命令 ・ 指定検査機関の役員の選任又は解任の認可 ・ 指定検査機関の業務規定の認可 ・ 指定検査機関事業計画等の認可 ・ 指定検査機関に対する監督命令 ・ 指定検査機関の業務の休廃止の許可 ・ 指定検査機関の指定の取消し及び食鳥検査業務の停止 ・ 指定検査機関の立入及び指導等
予算の状況 (単位:百万円)	食品衛生の試験検査等に必要経費 28 百万円(平成 22 年度予算)
関係職員数	46 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウト プット)	<p>1. 指定検査機関数 H19 18 機関 H20 17 機関 H21 16 機関</p> <p>2. 新規登録件数 H19 0 機関 H20 0 機関 H21 0 機関</p> <p>2. 事業計画の認可件数 H19 18 機関 H20 17 機関 H21 16 機関</p>
地方側の意見	<p>「全国知事会 出先機関原則廃止 P T 最終報告」：地方へ移譲</p> <p>「公開討議の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方自治体にゆだねることが適切。 ・ 食品の問題については、都道府県に一元化した方が、相談を含めより専門的・効果的に実施できる。 ・ 食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	<p>・ 食鳥の指定検査機関は、国内に流通する食鳥の検査を行っている。その指定の基準は全国統一的に定められているため、指定権限を地方に移譲することとする。</p> <p>・ この場合、指定検査機関と食鳥処理場の管轄自治体が異なる場合があることに留意が必要であり、さらに制度上の設計につき検討を要する。 (例：指定検査機関は全国に 16 カ所しかない。そのため、指定検査機関を管轄する自治体は、域外の自治体が委任した食鳥処理場の検査についても事務(指定検査機関が検査を適正に行っているかの監督等)に当たる必要がある。)</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定
に基づく指定検査機関の指定業務の手順

※法＝食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律



事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 28 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>健康増進法において、食品として販売に供される物に関して、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違又は著しく人を誤認させる広告を禁止しており（法 § 32 の 2）、これに違反して表示した者がある場合において、国（消費者庁長官・地方厚生局長）が勧告（法 § 32 の 3(1)）、命令（法 § 32 の 3(2)）を行うことができるとされている。</p> <p>具体的には、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがある場合、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告を行うことができ、さらに、正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合、その者に対し当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	食品の安全対策等に必要経費 2百万円の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	46 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	<p>1. 相談及び指導件数 H19 434 件 H20 315 件 H21 201 件</p> <p>2. 立入検査件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p> <p>3. 収去件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p> <p>4. 勧告件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p>
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	健康増進法においては、食品として販売に供される物に関して、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違又は著しく人を誤認させる広告を禁止しており（法 § 32 の 2）、これに違反して表示した者がある場合において、国（消費者庁長官・地方厚生局長）が勧告（法 § 32 の 3(1)）、命令（法 § 32 の 3(2)）を行うことができるとされている。
----------	---

予算の状況 (単位:百万円)	食品の安全対策等に必要経費 2百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	46人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量 (アウトプット)	1. 相談及び指導件数 H19 434件 H20 315件 H21 201件 2. 立入検査件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 3. 収去件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 4. 勧告件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件
地方側の意見	全国知事会 国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム 平成22年3月23日「国の出先機関の原則廃止に向けて 中間報告」において、「健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令」は「地方に移管」とされている。
その他各方面の意見	—
既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会 平成20年12月8日 第2次勧告において、「健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令」については、「一の都道府県内等にのみ事業所等がある者に対する勧告の権限を、都道府県等に付与する。」とされている。
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	○ 地方厚生局が行っている当該事務・権限を地方自治体への移譲することにより、地方自治体において、より一層効果的に監視・執行を行うことが可能となり、もって、健康食品等の虚偽・誇大広告等の適正化の推進が図られるものと評価されることから、当該事務・権限について、全国一律・一斉に移譲するものとして、地方自治体へ移譲することとする。 ○ 一方で、今回の対象外とされている本府省の事務・権限に関しては、消費者の利益の擁護や国民の健康増進に係る施策について、今後とも、国が責任を持って推進していく必要があり、消費者の利益の擁護等に関して特に必要とあると認められる場合にあつては、国が直接勧告・命令を行うことができるよう、引き続き、本府省(消費者庁長官)の権限・事務を存置する必要があると考える。 ○ また、当該事務・権限の移譲先の実施体制として、都道府県等単位のほか、自治体間連携や広域連合などの仕組みを検討することとされている。実施体制の在り方によって、実効的な監視・執行に大きく影響を与えられることが考えられるため、実施体制の在り方の検討に当たっては、別途、意見照会を行っていただくようお願いする。 ○ 当該事務を廃止することにより国民の健康増進に大きく支障をきたすことは明らかであり、当該事務を廃止することは不可能である。また、行政処分といった公権力の行使を民営化することは全く馴染まない。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
備考	

事務・権限概要シート

		出先機関名：地方厚生(支)局	整理番号 (34)
事務・権限概要シート (個票)			
自己仕分けの際の事務・権限名	医療監視 (特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視)		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <p>○特定機能病院の報告徴収・立入検査 (医療法第 25 条第 3 項及び第 4 項)</p> <p>○緊急時における報告徴収・立入検査 (医療法第 71 条の 3)</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>立入検査として、以下を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療安全に関する事項、 ・院内感染対策に関する事項、 ・医薬品の安全管理体制に関する事項、 ・医療機器の保守点検・安全使用に関する事項、 ・血液製剤・輸血にかかる管理体制、 ・職員健康診断に関する事項 等 <p>(留意点)</p> <p>○特定機能病院に対する指導監督については、特定機能病院の特殊性にかんがみ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①指導監督の実施基準は国が策定すること ②都道府県が実施した特定機能病院に対する指導監督に係る情報については、国に対して報告を行うこと ③国は、必要があると認めるときは、都道府県に対して、特定機能病院に指導監督を行うことを指示することができること <p>等により、特定機能病院に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある特定機能病院の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>○緊急時における病院等に対する立入検査等については、そもそも都道府県に病院等に対する立入検査等の権限がある中で、緊急時には国も立入検査等を行うことができることとするものであるが、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県に対して、病院等に立入検査等を行うことを指示することができること ②国の指示により都道府県が実施した病院等に対する立入検査等に係る情報については、国に対して報告を行うこと <p>等により、緊急時において、病院等に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある緊急時における病院等の立入検査等の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	監視監査指導等経費の内数 38百万円 (平成 22 年度予算)

関係職員数	104 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量(アウト プット)	1. 特定機能病院数 H19 82 H20 83 H21 83 2. 立入検査実施件数 H19 82 件 H20 83 件 H21 83 件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【目的】 特定機能病院について、医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとする事。</p> <p>また、国民の健康を守るため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合は、国において、病院等からの必要な報告徴収、立入検査等を行うことができる。</p> <p>【根拠法令】 医療法第 25 条第 3 項及び第 4 項及び第 71 条の 3</p> <p>【関係する計画・通知等】 特定機能病院の立入検査業務実施要領（医政指発 0420 第 3 号）</p> <p>【具体的な業務内容】 医療法第 25 条第 3 項に伴う立入検査業務として、①医療安全に関する事項、②院内感染対策に関する事項、③医薬品の安全管理体制に関する事項、④医療機器の保守点検・安全使用に関する事項、⑤血液製剤・輸血にかかる管理体制、⑥職員健康診断に関する事項等。</p>
予算の状況 (単位：百万円)	監視監査指導等経費の内数 38 百万円（平成 22 年度予算）
関係職員数	104 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量(アウト プット)	1. 特定機能病院数 H19 82 H20 83 H21 83 2. 立入検査実施件数 H19 82 件 H20 83 件 H21 83 件
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 A-a	<p>特定機能病院に対する指導監督については、特定機能病院の特殊性にかんがみ、</p> <p>① 指導監督の実施基準は国が策定すること</p> <p>② 都道府県が実施した特定機能病院に対する指導監督に係る情報については、国に対して報告を行うこと</p> <p>③ 国は、必要があると認めるときは、都道府県に対して、特定機能病院に指導監督を行うことを指示することができること</p> <p>等により、特定機能病院に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある特定機能病院の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p>

	<p>緊急時における病院等に対する立入検査等については、そもそも都道府県に病院等に対する立入検査等の権限がある中で、緊急時には国も立入検査等を行うことができることとするものであるが、</p> <p>① 国は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県に対して、病院等に立入検査等を行うことを指示することができること</p> <p>② 国の指示により都道府県が実施した病院等に対する立入検査等に係る情報については、国に対して報告を行うこと</p> <p>等により、緊急時において、病院等に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある緊急時における病院等の立入検査等の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 35 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	介護保険・サービスに関する指導
----------------	-----------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○介護保険・サービスに関する指導</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村（指定都市・中核市を除く。）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督事務並びに保険事務、認定事務等に関する指導 ・市町村（指定都市・中核市を除く。）との合同による地域密着型サービス事業者等に対する実地指導 ・国民の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認める場合に行う特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設等に対する監査等 ・事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び検査の実施（※） ・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導 <p>（留意点）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 適正な介護保険制度運営の確保の観点から、都道府県において、市町村に対する適時適切な指導が実施可能となるよう、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算を確保することが必要。 ② ※については、人員体制を確保するとともに、介護サービス事業所を全国展開している事業者に対して、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施される体制を築く必要がある。なお、関係都道府県の役割分担を明確にするにあたり、介護サービス事業者の事務負担が過重にならないよう、配慮する必要がある。 また、本業務は、広域的に行うことが必要であり、必ずしも一つの地方厚生局の範囲に収まるものでもないため、移譲にあたっては全国一律での対応が必要。 ③ 介護保険制度の適正な運営及び利用者保護の観点から、緊急時又は全国規模の問題等が生じた場合など、国が必要と認めるときは、権限移譲後においても、国による総合調整等が実施可能となるよう関係法令に規定する必要がある。 ④ 介護保険関係法令に、上記①～③を確実に担保するためにも、各都道府県並びに市区町村の権限の範囲や相互連携等に係る諸規定の整備が不可欠となる。
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費（平成 22 年度予算） 38 百万円の内数
関係職員数	24 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	1. 介護保険者に対する実地指導件数 H19 174 件 H20 191 件 H21 144 件 2. 介護サービス事業者等に対する実地指導件数 H19 183 件 H20 193 件 H21 144 件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>① 市町村（指定都市・中核市を除く。以下同じ。）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督事務並びに保険事務、認定事務等に関する指導 ② 市町村との合同による地域密着型サービス事業者等に対する実地指導 ③ 国民の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認める場合に行う特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設等に対する監査等 ④ 事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合（3以上の厚生局の区域にまたがっている場合を除く）の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び検査の実施 ⑤ 市町村が行う業務管理体制事務に関する指導</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>監視監査指導等経費（平成 22 年度予算） 38 百万円の内数</p>
<p>関係職員数</p>	<p>24 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）</p>
<p>事務量（アウトプット）</p>	<p>1. 介護保険者に対する実地指導件数 H19 174 件 H20 191 件 H21 144 件 2. 介護サービス事業者等に対する実地指導件数 H19 183 件 H20 193 件 H21 144 件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>・全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>介護事業運営の適正化に関する有識者会議（平成 19 年）、社会保障審議会介護給付費分科会（平成 19 年）、社会保障審議会介護保険部会（平成 20 年 2 月）等において、自治体を実施する実地指導・監査にバラツキが見られるため、監査・指導業務の標準化を図るよう指摘されている。</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>A - a</p> </div>	<p>地方厚生局が行う介護保険・サービスに関する指導に係る業務については、下記の留意点が確実に担保されるのであれば、地方自治体へ移譲（全国一律・一斉に移譲するもの）とすることは可能である。</p> <p>なお、地方自治体には介護サービス事業者に対する監督権限が付与されており、国の権限を移譲しなくても、既に介護サービス事業所に対する指導・監督は自治体が行っているところである。</p> <p>〈留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が行う介護サービス事業所の指導監督事務等に関する指導については、適正な制度運営の確保の観点から、都道府県において、市町村に対する適時適切な指導が実施可能となるよう、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算を確保すること。 ○ 事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び検査の実施、都道府県・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導については、人員体制を確保するとともに、介護サービス事業所を全国展開している事業者に対して、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施されるようにする必要があること。 ○ 移譲にあたり各業務について、制度の適正運営及び利用者保護の観点から、緊急時又はコムスンのような全国規模の問題等が生じた場合など、国が必要と認めるときは、業務権限移譲後においても、総合調整等が実施可能となるよう

	<p>関係法令に規定する必要があること。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 43 ）

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	消費生活協同組合の検査指導

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○消費生活協同組合の検査指導</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>消費生活協同組合が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、消費生活協同組合が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的には以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協同組合に対する報告徴収 ・消費生活協同組合に対する資料提出の要求 ・消費生活協同組合に対する検査 ・消費生活協同組合に対する措置命令 等
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等費 38百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	43人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	・立入検査件数 H19 9件 H20 10件 H21 22件
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>消費生活協同組合が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、消費生活協同組合が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的には以下の事務を行っている。</p> <p>（具体的な業務内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協同組合に対する報告徴収 ・消費生活協同組合に対する資料提出の要求 ・消費生活協同組合に対する検査 ・消費生活協同組合に対する措置命令 等 <p>（関係する法令・通知）</p> <p>○消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第92条の2、第93条、第93条の</p>
----------	--

	<p>2、第93条の3、第94条、第94条の2、第95条、第96条等</p> <p>○消費生活協同組合に対する検査の実施について（平成20年9月3日社援発第0903013号）</p> <p>○共済事業実施組合に係る検査マニュアルの策定について（平成20年9月3日社援発第0903011号）</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>監視監査指導等費 38百万円の内数（平成22年度予算）</p>
<p>関係職員数</p>	<p>43人の内数（平成22年7月1日現在）</p>
<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>・立入検査件数 H19 9件 H20 10件 H21 22件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針 等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div></p>	<p>・事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局		整理番号（44）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの 際の事務・権限 名	社会福祉法人の指導監査	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分け で移譲する と整理した 事務・権限 の具体的な 内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○社会福祉法人の指導監査</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>社会福祉法人が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的な業務は以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人に対する報告徴収、検査及び業務停止命令等（第56条1～3項） ・社会福祉法人の解散命令（第56条第4項） ・公益事業又は収益事業の停止命令（第57条） <p style="text-align: right;">等</p> <p>（留意点）</p> <p>2以上の都道府県の区域にわたる社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監査事務が実施されることが必要。</p>
予算の状況 （単位：百万 円）	監視監査指導等費 38百万円の内数（平成22年度予算）
関係職員数	24人の内数（平成22年7月1日現在）
事務量（ア ウトプッ ト）	・社会福祉法人に対する指導監査 H19 35件 H20 53件 H21 79件
備考	—

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>社会福祉法人が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的な業務は以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人に対する報告徴収及び検査 ・社会福祉法人に対する命令 ・社会福祉法人に対する業務停止命令等 ・社会福祉法人の解散命令 ・社会福祉法人の公益事業・収益事業の停止命令 等 <p>(関係する法令・通知)</p> <p>○社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条、第 57 条</p> <p>○社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 487 号・社援発第 1274 号・老発第 273 号）</p> <p>○社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の徹底について（平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 488 号・社援発第 1275 号・老発第 274 号）</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>監視監査指導等費 38 百万円の内数(平成 22 年度予算)</p>
<p>関係職員数</p>	<p>24 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)</p>
<p>事務量(アウト プット)</p>	<p>・社会福祉法人に対する指導監査 H19 35 件 H20 53 件 H21 79 件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面 の意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方 針等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">A - a</div></p>	<p>・現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の指導監督に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に委譲する。</p> <p>・ただし、社会福祉法人の指導監督は、社会福祉事業の利用者に悪影響が及ばないよう、确实・適切に実施されなければならない。権限委譲されるすべての都道府県等において、必要かつ十分な体制が整備され、実効ある法人監査及びそれを踏まえた適切な処分等が可能となることが担保される必要がある。</p> <p>・そのため、権限の委譲に当たっては、必要な人員の配置や十分な予算措置の確保、地方厚生局からの適切な引継等、権限の委譲が都道府県等の負担とならないための措置が必要である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限概要シート

出先機関名：地方農政局等

整理番号（ 1 2 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名

農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容

（移譲する事務・権限名）

農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務
 ※ 農産物検査を行う区域が一都道府県域内である登録検査機関の登録、都道府県域内の関係業者等に対する立入調査等の業務について、都道府県へ権限を移譲・付与

（具体的な内容）

【移譲する業務】

農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する以下の業務であって、農産物検査を行う区域が一都道府県域内である登録検査機関の登録、都道府県域内の関係業者等に対する立入調査等の業務について、都道府県へ権限を移譲・付与する。

- ・登録検査機関の登録・更新（法第17条から法第19条まで及び法第21条）
- ・登録検査機関からの農産物検査結果の報告の受理（法第20条第3項）
- ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等（法第30条、法第31条）
- ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等（法第22条から法第24条まで及び法第32条）
- ・農産物検査の受検者の不正受検に対する処置（法第16条）
- ・農産物検査に係る申出の受理及び措置（法第33条）

【具体的な業務内容】

移譲する業務の具体的な内容はそれぞれ次のとおり。（別添参照）

- ① 農産物の登録検査機関に関する登録等の業務
 - ・登録検査機関の登録・更新（5年ごと）・変更の登録
- ② 農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務
 - ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等
 - ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等

【移譲に当たっての条件等】

1 並行権限

都道府県域内の農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等については、国の並行権限を残すこととする。

2 関係法規、人材等の整備

移譲に当たっては、農産物検査法その他の関係法規の改正や農産物検査の専門知識を要する者の確保・育成が必要。

関係法の改正は一括法で行われる必要。

	<p>3 その他の業務</p> <p>農産物の登録検査機関に関し、次の事務について国へ報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物検査の結果（定期） ・登録検査機関の登録・更新の状況（随時） ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等の措置状況（随時） ・農産物検査に係る申出の措置状況（随時）
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	258人の内数
事務量（アウト プット）	<ul style="list-style-type: none"> ・登録検査機関の登録・更新 ⇒登録検査機関：約1,500機関（うち県域：1,300機関） ・登録検査機関からの検査結果報告取りまとめ ⇒登録検査機関：約1,500機関（うち県域：1,300機関） （米：年20回、麦：年16回、大豆：年6回等） ・農林水産大臣による改善命令、適合命令、登録取消し等（平成13年度以降計8件） ⇒登録検査機関等に対する立入調査等：年間約2700回（うち県域約2500回） ・農産物検査法違反業者の告発（平成13年度以降計4件）
備考	<p>国の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物検査規格の設定・改廃（銘柄設定・改廃を含む） ・農産物検査規格の品位規格における検査標準品の作製・配布（作製点数：約6,000セット） ・複数の都道府県を区域とする登録検査機関に係る登録等の業務

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <p>農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化に寄与</p> <p>【根拠法令】</p> <p>農産物検査法</p> <p>【出先機関が実施する業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農産物検査の実施の規格設定・技術指導の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・農産物検査規格の設定 ・検査規格の形質を現物で示すためのサンプル（標準品）の作製及び配布 ・登録検査機関に対する検査技術の程度統一等の指導業務 ○ 農産物の登録検査機関に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・登録検査機関の登録・更新 ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令等 ○ 農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務 <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の生産者、業者等に対する巡回点検及び立入検査
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	258人の内数

<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>登録検査機関の登録・更新、登録検査機関に対する技術指導・監査 ⇒登録検査機関：約 1,400 機関 検査標準品（サンプル）の作製・配布 ⇒約 15,000 点（米・麦・大豆等の種類ごとに等級別に作製） 巡回点検⇒約 13,000 箇所</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 地方に移管</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	
<p>既往の政府方針 等</p>	
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div data-bbox="197 723 363 797" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> A - a </div>	<p>一都道府県域内のみにある登録検査機関の登録、都道府県域内の関係業者等に対する立入検査等の業務について、都道府県への権限移譲・付与を検討。</p>
<p>備考</p>	

○農産物検査法の概要

○ 農産物検査法（昭和26年法律第144号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

○ 農産物の種類

米穀（もみ、玄米及び精米）、麦（小麦、大麦及びばか麦）、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びびでん粉（全10品目）

○ 主な農産物の検査状況（平成21年産）【任意検査】

（単位：千トン）

	米	麦	大豆	小豆	そば
生産量	8,474	853	230	53	15
検査数量	5,115	994	193	20	3
受検率	60%	117%	84%	38%	20%

（注） 1 米の検査数量は、平成22年10月末日現在である。
2 麦の生産量及び検査数量は、小麦、大麦及びばか麦の合計である。
3 麦の検査数量には、規格外（128千トン）の低品位に格付けされたものを含むため、受検率が100%を超えることがある。
4 そばの生産量は、主産県の結果を集計したものである。

○ 農産物検査規格

- ・ **国内産、外国産の別に設定**
- ・ 品位等検査：種類、銘柄（産地品種銘柄等）、品位（等級）、量目、荷造り、包装
〔 品位項目：水分含有率、異物、被害粒、異種穀粒及び未熟粒の混入率、形質、
整粒歩合、発芽率、容積重等 〕
- ・ 成分検査：たんぱく質（米、小麦）、アミロース（米）及びびでん粉（小麦）

○ 農産物検査の状況

○ 民間の登録検査機関の推移（国内産）

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21
登録検査機関（機関）	297	561	790	968	1,387	1,390	1,425	1,393	1,414
農産物検査員（人）	1,211	3,479	6,518	9,597	12,077	12,884	13,452	13,847	14,516
民間検査比率（%）	10.6	35.0	73.7	96.3	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0
検査場所数（ヶ所）						11,914	12,247	12,424	12,637

（注）民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

○ 登録検査機関の登録、指導・監督

登録検査機関の登録、技術指導等

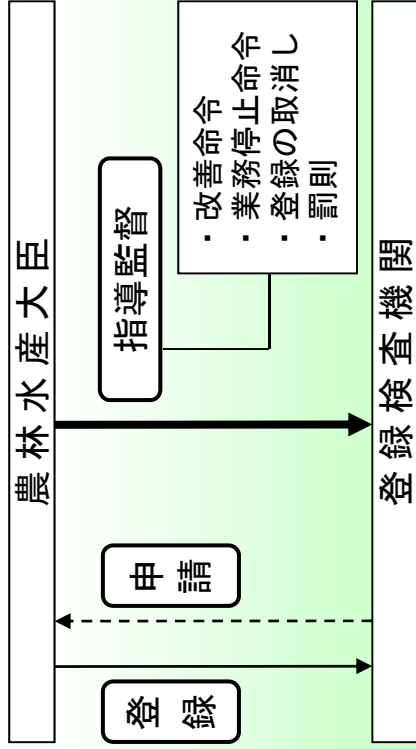
- ・ 新規・更新・変更の登録、検査手数料等各種届出の受付、要件確認
- ・ 標準品の作製、配布（検査規格項目の「形質」）
- ・ 登録検査機関、農産物検査員に対する技術指導（程度統一、精度確認等）

登録検査機関等の指導・監督

- ・ 登録検査機関の事務所を対象に、毎年監査を実施
- ・ 農産物検査を行う検査場所を対象に、巡回点検を実施
- ・ 苦情、情報提供等による立入検査（登録検査機関以外の事業者を含む。）

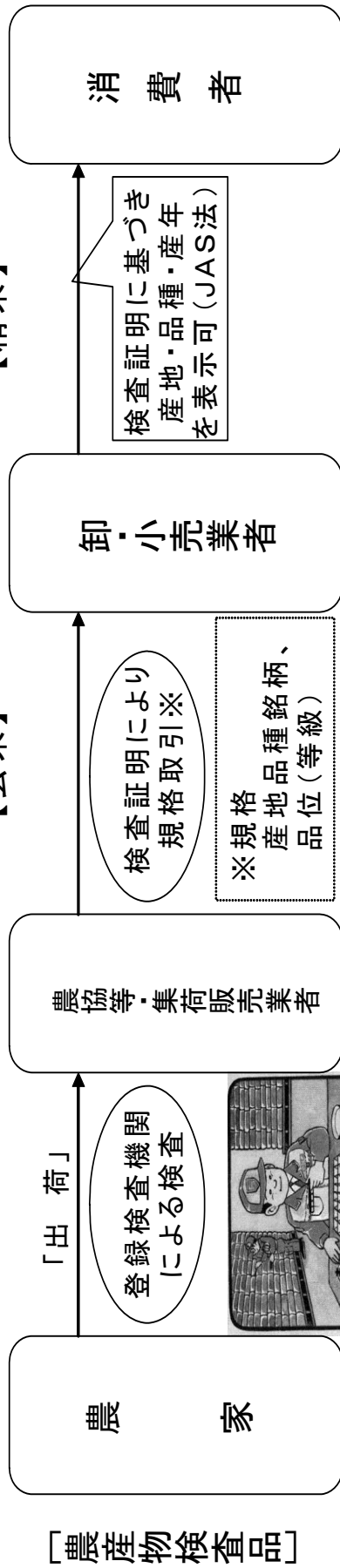
登録検査機関の登録要件（農産物検査法第17条第2項）

検査員要件	農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが農産物検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上いること。
機械器具要件	農林水産省令で定める機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行うものであること。
資力信用要件	農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理適基礎を有する法人であること。
組織体制要件	農産物検査の業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。

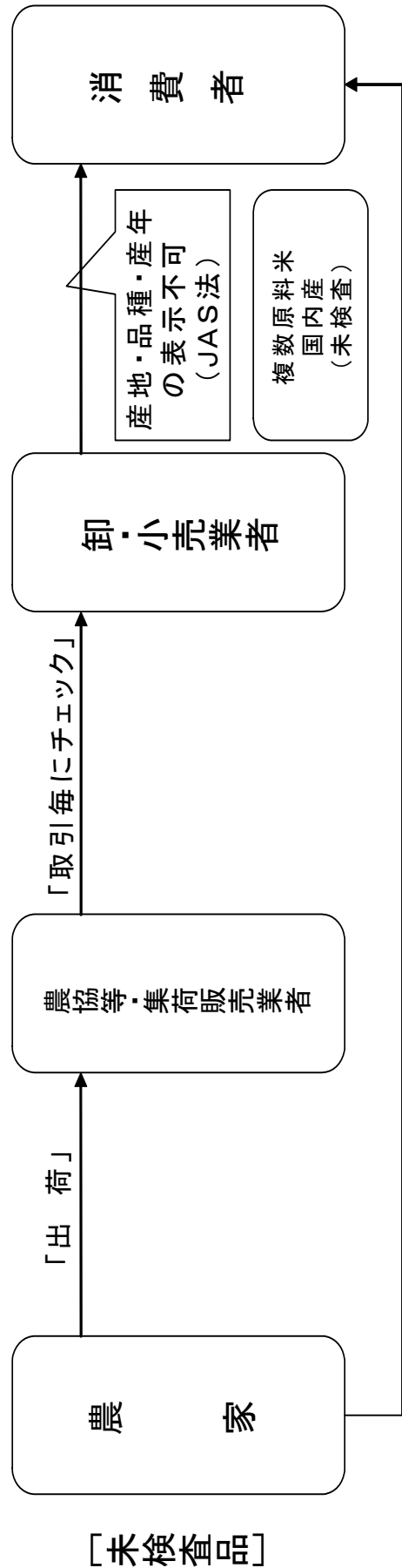


○ 農産物検査の概要（国内産米の場合）

(400～500万トン/年間)



目視等により、品種、量目、粒ぞろい、水分等を検査し、1等、2等などに格付けして証明。

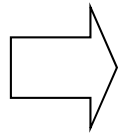


「縁故米・直接販売」

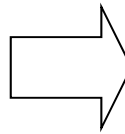
農産物検査の手順



検査証明



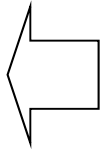
検査結果の確認



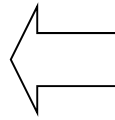
入庫作業



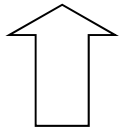
検査結果通知



検査結果の取りまとめ



入庫・はい付けの確認



検査員から登録検査機関へ報告



事務・権限概要シート

出先機関名：地方農政局

整理番号（ 18、19 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成） ・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発）
----------------	--

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名) 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 ※ 一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与。</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>1 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等の以下の業務であって、一の都道府県内で完結する事業者に関するものを都道府県に付与する。 ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>○省エネ法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導及び助言（法第6条及び法第60条） ・報告徴収及び立入検査（法第87条第3項及び第9項） <p>○容器包装リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収（法第39条） ・立入検査（法第40条） <p>○食品リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収及び立入検査（法第24条第1項～第3項） <p>2 具体的な業務の内容は、以下のとおり。</p> <p>○省エネ法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があると認めるときに実施できる、指導及び助言。 ・規定の施行に必要な限度で行うことができる、特定事業者等に対するエネルギーの使用状況等に関する報告徴収及び工場等への立入検査。 <p>○容器包装リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の施行に必要な限度において行うことができる、特定事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立入検査。 <p>○食品リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の施行に必要な限度において行うことができる、食品関連事業者等に対する報告徴収及び事務所、工場等へ立入検査。 <p>なお、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法の制度等に係る民間に対する広報啓発については、特段、事務・権限を付与しなくとも都道府県において実施し得るものである。</p>
-----------------------------	--

	<p>【事務・権限の付与に当たっての条件等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国においても引き続き事務・権限を実施。 2 国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることが必要。 3 関係法の改正は一括法で行われる必要。 																																																																												
予算の状況 (単位:百万円)	—																																																																												
関係職員数	119 人の内数																																																																												
事務量 (アウト プット)	<p>省エネ法関係…</p> <table> <tr> <td>指導件数</td> <td>【工場】</td> <td>19 年度</td> <td>184</td> <td>20 年度</td> <td>67</td> <td>21 年度</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19 年度</td> <td>—</td> <td>20 年度</td> <td>—</td> <td>21 年度</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>【工場】</td> <td>19 年度</td> <td>184</td> <td>20 年度</td> <td>67</td> <td>21 年度</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19 年度</td> <td>—</td> <td>20 年度</td> <td>—</td> <td>21 年度</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>【工場】</td> <td>19 年度</td> <td>3</td> <td>20 年度</td> <td>16</td> <td>21 年度</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19 年度</td> <td>—</td> <td>20 年度</td> <td>—</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>※ 荷主に係る指導、報告徴収及び立入検査は 21 年度から実施。</p> <p>容り法関係…</p> <table> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>: 19 年度</td> <td>0</td> <td>20 年度</td> <td>407</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 19 年度</td> <td>4</td> <td>20 年度</td> <td>0</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>食り法関係…</p> <table> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>: 19 年度</td> <td>98</td> <td>20 年度</td> <td>0</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 19 年度</td> <td>0</td> <td>20 年度</td> <td>0</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>※ 定期報告は 20 年度から実施。</p> <p>※上記業務量については、全国の出先機関における業務量の総計であり、各都道府県における業務量は、この内数となる。</p>	指導件数	【工場】	19 年度	184	20 年度	67	21 年度	46		【荷主】	19 年度	—	20 年度	—	21 年度	14	報告徴収件数	【工場】	19 年度	184	20 年度	67	21 年度	46		【荷主】	19 年度	—	20 年度	—	21 年度	14	立入検査件数	【工場】	19 年度	3	20 年度	16	21 年度	16		【荷主】	19 年度	—	20 年度	—	21 年度	0	報告徴収件数	: 19 年度	0	20 年度	407	21 年度	0	立入検査件数	: 19 年度	4	20 年度	0	21 年度	0	報告徴収件数	: 19 年度	98	20 年度	0	21 年度	0	立入検査件数	: 19 年度	0	20 年度	0	21 年度	0
指導件数	【工場】	19 年度	184	20 年度	67	21 年度	46																																																																						
	【荷主】	19 年度	—	20 年度	—	21 年度	14																																																																						
報告徴収件数	【工場】	19 年度	184	20 年度	67	21 年度	46																																																																						
	【荷主】	19 年度	—	20 年度	—	21 年度	14																																																																						
立入検査件数	【工場】	19 年度	3	20 年度	16	21 年度	16																																																																						
	【荷主】	19 年度	—	20 年度	—	21 年度	0																																																																						
報告徴収件数	: 19 年度	0	20 年度	407	21 年度	0																																																																							
立入検査件数	: 19 年度	4	20 年度	0	21 年度	0																																																																							
報告徴収件数	: 19 年度	98	20 年度	0	21 年度	0																																																																							
立入検査件数	: 19 年度	0	20 年度	0	21 年度	0																																																																							
備考	○事務・権限の付与にあたっては、関係省庁も同様の対応が必要となる。																																																																												

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）

事務・権限の概要	<p>〔業務内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る総合化事業計画の審査・認定事務等 (総合化事業計画の認定：法第 5 条第 1 項、変更認定：法第 6 条第 1 項、認定の取消し：法第 6 条第 3 項、情報提供等：法第 18 条第 1 項、認定農林漁業者等への指導・助言：法第 20 条) ・ 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る研究開発・成果利用事業計画の審査・認定事務等 (研究開発・成果利用事業計画の認定：法第 7 条第 1 項、変更認定：法第 8 条第 1 項、認定の取消し：法第 8 条第 3 項、情報提供等：法第 18 条第 1 項、認定研究開発・成果利用事業者等への指導・助言：法第 20 条) ・ 農工商等連携促進法に係る農工商等連携事業計画の審査・認定業務等 (農工商等連携事業計画の認定：法第 4 条第 1 項、変更認定：法第 5 条第 1 項、認定の取消し：法第 5 条第 3 項、認定事業者等への指導・助言：法第 16 条)
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農商工等連携促進法に係る農商工等連携支援事業計画の審査・認定業務等 (農商工等連携支援事業計画の認定：法第6条第1項、変更認定：法第7条第1項、認定の取消し：法第7条第2項、認定事業者への指導・助言：法第16条) ・ 農商工等連携支援事業等に関する事業計画の審査・承認及び補助金交付事務等 (事業実施計画の承認・変更承認：食品産業競争力強化対策事業実施要領(平成20年3月31日付け19総合第1744号)第5、事業評価：同第6、補助金交付事務：補助金等適正化法第26条第1項) ・ 省エネ法に基づく食品関連事業者等に対する報告徴収、立入検査、定期報告の受理等 (定期報告の受理：法第15条第1項及び法第63条第1項、指導：法第6条及び法第60条、報告徴収及び立入検査：法第87条第3項及び第9項、現地調査：21総合第1113号局長通知「工場現地調査に基づくエネルギー管理指定工場への指導、報告徴収、立入検査等の実施要領」) ・ 容器包装リサイクル法に基づく食品関連事業者等に対する報告徴収、立入検査、定期報告の受理等 (報告徴収：法第39条、立入検査：法第40条第1項、定期報告の受理：法第7条の6) ・ 食品リサイクル法に基づく食品関連事業者等に対する報告徴収、立入検査、定期報告の受理等 (報告徴収及び立入検査：法第24条第1項、第2項及び第3項、定期報告の受理：法第9条第1項) 																																																															
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>地域農商工等連携促進対策事業 359 の内数※</p> <p>農商工等連携促進施設整備支援事業 778 の内数※</p> <p>フードバンク活動推進事業 24 の内数※</p> <p>食品リサイクル・ループ構築促進事業 45 の内数※</p> <p>食品廃棄物効率的収集体制構築促進事業 7 の内数※</p> <p>食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業 135 の内数※</p> <p>※ 予算額で農政局分及び北海道分に分けることは困難なため、予算全額を記載した</p>																																																															
<p>関係職員数</p>	<p>119 人の内数</p>																																																															
<p>事務量 (アウト プット)</p>	<p>農商工関係…〔法定〕</p> <p>農商工等連携事業計画の認定：328 件 (北海道沖縄県を除く。以下同じ。) (中小企業者：368 事業者、農林漁業者：379 事業者)</p> <p>同事業計画変更認定 : 5 件</p> <p>同事業計画認定の取消し : 該当なし</p> <p>農商工等連携支援事業計画の認定：6 件</p> <p>〔補助事業〕</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>補助事業交付件数</td> <td>19 年度</td> <td>52</td> <td>20 年度</td> <td>61</td> <td>21 年度</td> <td>121</td> </tr> </table> <p>容り法関係…</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>定期報告件数</td> <td>19 年度</td> <td>455</td> <td>20 年度</td> <td>494</td> <td>21 年度</td> <td>434</td> </tr> <tr> <td>巡回点検実施事業者数</td> <td>19 年度</td> <td>9174</td> <td>20 年度</td> <td>8300</td> <td>21 年度</td> <td>7198</td> </tr> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>19 年度</td> <td>0</td> <td>20 年度</td> <td>407</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>19 年度</td> <td>4</td> <td>20 年度</td> <td>0</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>食り法関係…</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>定期報告件数</td> <td>19 年度</td> <td>—</td> <td>20 年度</td> <td>3482</td> <td>21 年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>巡回点検実施事業者数</td> <td>19 年度</td> <td>17500</td> <td>20 年度</td> <td>14721</td> <td>21 年度</td> <td>10823</td> </tr> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>19 年度</td> <td>88</td> <td>20 年度</td> <td>0</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>19 年度</td> <td>0</td> <td>20 年度</td> <td>0</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>※1 定期報告は法改正により 20 年度から実施。 2 21 年度分の定期報告件数は、現在集計中</p>	補助事業交付件数	19 年度	52	20 年度	61	21 年度	121	定期報告件数	19 年度	455	20 年度	494	21 年度	434	巡回点検実施事業者数	19 年度	9174	20 年度	8300	21 年度	7198	報告徴収件数	19 年度	0	20 年度	407	21 年度	0	立入検査件数	19 年度	4	20 年度	0	21 年度	0	定期報告件数	19 年度	—	20 年度	3482	21 年度	—	巡回点検実施事業者数	19 年度	17500	20 年度	14721	21 年度	10823	報告徴収件数	19 年度	88	20 年度	0	21 年度	0	立入検査件数	19 年度	0	20 年度	0	21 年度	0
補助事業交付件数	19 年度	52	20 年度	61	21 年度	121																																																										
定期報告件数	19 年度	455	20 年度	494	21 年度	434																																																										
巡回点検実施事業者数	19 年度	9174	20 年度	8300	21 年度	7198																																																										
報告徴収件数	19 年度	0	20 年度	407	21 年度	0																																																										
立入検査件数	19 年度	4	20 年度	0	21 年度	0																																																										
定期報告件数	19 年度	—	20 年度	3482	21 年度	—																																																										
巡回点検実施事業者数	19 年度	17500	20 年度	14721	21 年度	10823																																																										
報告徴収件数	19 年度	88	20 年度	0	21 年度	0																																																										
立入検査件数	19 年度	0	20 年度	0	21 年度	0																																																										

	<p>省エネ法関係…定期報告件数 【工場】 19年度 1384 20年度 1473 21年度 — 【荷主】 19年度 158 20年度 162 21年度 183</p> <p>指導件数 【工場】 19年度 184 20年度 67 21年度 46 【荷主】 19年度 — 20年度 — 21年度 14</p> <p>現地調査件数 【工場】 19年度 44 20年度 190 21年度 177 報告徴収件数 【工場】 19年度 184 20年度 67 21年度 46 【荷主】 19年度 — 20年度 — 21年度 14</p> <p>立入検査件数 【工場】 19年度 3 20年度 16 21年度 16 【荷主】 19年度 — 20年度 — 21年度 0</p> <p>※1 工場に係る21年度分の定期報告は、省エネ法の改正に伴い22年11月末が提出期限 2 荷主に係る指導、報告徴収及び立入検査は21年度から実施。 3 現地調査は工場のみ対象。</p>
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管</p>
その他各方面の意見	<p>事業者や農林漁業者から、補助事業に関する情報提供や相談対応について農政局で対応してほしいとの要望あり。</p>
既往の政府方針等	<p>○ 国が6次産業化に関する個々の計画を直接認定し、支援・指導措置を講ずることを内容とする「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案」を平成22年3月9日に閣議決定して国会に提出（継続審議）しているところであり、地方農政局はこの業務を執行する中心的な役割を果たす予定。</p> <p>○ 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）—抜粋— 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開 ②国内市場の活性化 食品産業の基盤となる国内市場について、農林水産物等の地域資源を活用する6次産業化や地域ブランドの活用等を促進するとともに、高齢者が飲食しやすい食品等消費者のニーズに合った新商品・メニューの開発を進めること等により、新たな価値を創造し、質が高く多様性に富んだ国内市場の維持・回復を進める。 また、企業としての社会的責任を果たすため、環境配慮への要請等を踏まえ、温室効果ガスの排出削減、食品廃棄物の削減と資源の有効利用を促進するとともに、消費者とのコミュニケーションの強化等の自主的な取組やコンプライアンスの徹底を推進する。</p> <p>3. 農村の振興に関する施策 (1) 農業・農村の6次産業化 農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。</p> <p>○ 新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～ （平成21年12月30日閣議決定）—抜粋—</p> <p>2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4) 観光立国・地域活性化戦略 （「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮） 今後、自然資源、伝統、文化、芸術などのそれぞれの地域が有するいわば「地域資源」と融合しつつ技術開発を進め、成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結びつけていく。また、農山漁村に広く賦存するバイオマス資源の利活用を更に促進する。 また、いわゆる6次産業化（生産・加工・流通の一体化等）や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産物の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。</p>

	<p>○ 民主党の政権政策Manifesto2010（平成 22 年 6 月 17 日民主党代表発表）－抜粋－ 7／農林水産業</p> <p>○農林漁業について製造業・小売業などとの融合（農林漁業の6次産業化）により生産物の価値を高めることで、農林漁業と農山漁村の再生を図ります。</p>
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">A-a</div>	<p>容器リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告、立入検査等について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与することを検討。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。</p>
備考	<p>○記載事項については、関係省と調整、合意を得たものではなく、今後、変更もあり得る。</p>

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発）

事務・権限の概要	<p>〔業務内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農商工等連携促進法に係る農商工等連携事業等の広報 （国、地方公共団体等の責務：法第 15 条） ・ 容器包装リサイクル法や食品リサイクル法に基づく制度の広報・啓発 （国の責務：容り法第 5 条第 4 項、食り法第 5 条第 3 項）
予算の状況 （単位：百万円）	－
関係職員数	119 人の内数
事務量（アウト プット）	<p>農商工関係…法施行時（平成 20 年 7 月）には広報・啓発は実施していたが、現在は実施していない。</p> <p>容り法関係…巡回点検時、指導の対象となる事業者等に対し必要に応じて、指導の一環として一部実施。</p> <p>食り法関係…巡回点検時、指導の対象となる事業者等に対し必要に応じて、指導の一環として一部実施。</p>
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 地方に移管</p>
その他各方面の 意見	<p>事業者や農村漁業者から、補助事業に関する情報提供や相談対応について農政局で対応してほしいとの要望あり。</p>
既往の政府方針 等	<p>○ 食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）－抜粋－ 第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 <ol style="list-style-type: none"> (3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開 <ol style="list-style-type: none"> ②国内市場の活性化 食品産業の基盤となる国内市場について、農林水産物等の地域資源を活用する 6 次産業化や地域ブランドの活用等を促進するとともに、高齢者が飲食しやすい食品等消費者のニーズに合った新商品・メニューの開発を進めること等により、新たな価値を創造し、質が高く多様性に富んだ国内市場の維持・回復を進める。 また、企業としての社会的責任を果たすため、環境配慮への要請等を踏まえ、温室効果ガスの排出削減、食品廃棄物の削減と資源の有効利用を促進するとともに、消費者とのコミュニケーションの強化等の自主的な取組やコンプライアンスの徹底を推進する。 3. 農村の振興に関する施策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業・農村の 6 次産業化 農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第 2 次・第 3 次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT 産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の 6 次産業化を推進する。

	<p>○ 新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～ （平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）―抜粋―</p> <p>2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果</p> <p>(4) 観光立国・地域活性化戦略 （「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮） 今後、自然資源、伝統、文化、芸術などのそれぞれの地域が有するいわば「地域資源」と融合しつつ技術開発を進め、成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結びつけていく。また、農山漁村に広く賦存するバイオマス資源の利活用を更に促進する。 また、いわゆる6次産業化（生産・加工・流通の一体化等）や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。</p> <p>○ 民主党の政権政策Manifesto2010（平成 22 年 6 月 17 日民主党代表発表）―抜粋― 7／農林水産業 ○農林漁業について製造業・小売業などとの融合（農林漁業の6次産業化）により生産物の価値を高めることで、農林漁業と農山漁村の再生を図ります。</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">A - a</div>	<p>容器リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく制度等の広報啓発について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与することを検討。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。</p>
<p>備考</p>	<p>○記載事項については、関係省と調整、合意を得たものではなく、今後、変更もあり得る。</p>

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（2-1）
--------------	-----------

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際 の事務・権限名	景気動向等に関する統計調査の実施 ・経済産業省生産動態統計調査（法定受託事務を除く）

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 経済産業省生産動態統計調査のうち、都道府県が既に調査を実施している業種であってその規模等に応じ局も分担して実施しているものに係るもの（法定受託事務）</p> <p>（具体的な内容） 生産動態統計は統計法にて国が実施する基幹統計として位置づけられ、①鉱工業に関する月次動向の把握・公表、②IIP（鉱工業指数）、GDP速報等の重要経済指標作成の基礎データ提供等の役割を果たしている。 移譲を検討するのは、本調査業務のうち、現在、局及び都道府県が規模等に応じ分担して実施している業種（注）に係る調査票の配布、回収・審査（疑義照会、修正等）及び国（経済産業省）へのデータ送付（法定受託事務）。</p> <p>（注）現在、局及び都道府県が規模等に応じ分担して調査を実施している業種（49業種：約4,400事業所）は以下の通り。 機械器具（その1～12、14、16～20、23、24、28～38、40～44、46、47、57）、鐵構物・架線金物、ばね、弁・管継手、空気動工具・作業工具・のこ刃・機械刃物、ガス機器・石油機器・太陽熱温水器、粉末や金製品、鍛工品、鋳鉄鑄物、可鍛鋳鉄・精密鑄造品、非鉄金属鑄物、ダイカスト</p> <p>（移譲に当たっての条件等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の側において追加業務（移譲の検討の対象となる事業所数は約4,400）を遅滞なく処理するために受け入れる体制が整ったものについて、法定受託事務として全国一律・一斉に移譲を検討。 ・ IIPやGDP速報等の重要な指標作成の基礎となる統計であり、その精度維持が不可欠であることから、当該業務の遂行に当たっては、厳密な審査をするための統計に関する専門的知見及び対象業務ごとの品目知識が必要。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	84人の内数
事務量（アウト プット）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月実施。 ・ 調査対象数は約4,400事業所。 ・ 調査票配布数：約8,600／月（経産局からの配布数）の内数、調査票回収・審査数：約8,300／月の内数、督促数：約2,800（延べ数／年）の内数
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的：我が国鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>○根拠法令：統計法（平成 19 年 5 月 25 日法律第 53 号）第 7 条、第 9 条</p> <p>○関係する計画・通知等：公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：中規模企業等を対象とした調査（調査対象名簿管理、調査票の配付・回収・督促・審査、業況ヒアリング、苦情対応、調査員の任命・指導、新規事業所の把握等）</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>84 人の内数</p>
<p>事務量 （アウトプット）</p>	<p>・毎月実施。 ・調査対象数は約 17,400 事業所（うち経済産業局実施分 約 8,600）。 ・経産局からの調査票配布数：約 8,600 / 月、 調査票回収・審査数：約 8,300 / 月、 督促数：約 2,800（延べ数 / 年）</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>廃止・民営化（全国知事会見解 H22.7.15）</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>都道府県においても、統計部局において厳しい人員削減が進められる中、統計調査に係る追加的業務負担に対しては、その調整に困難を極めたところ。 現在経済産業局が担っている当該統計に係る調査業務については、比較的規模の大きな事業所を対象とし、IIP 等への影響も大きいため、厳密な審査を求められること、また、扱う調査票の種類も多く、調査票ごとに習得しなければならない品目知識も多いことから、都道府県に移譲することになった場合の都道府県側の負担は極めて大きくなる懸念される。 実際、本件について、都道府県の現場からは、「現在まで国が主体となって実施してきた業種は大規模事業所が多く、各都道府県レベルでは対応しきれない恐れがある。また、統計担当部署における定員配置状況は近年非常に厳しくなっており、そもそも業務の増加に対応するのは難しい。」との声あり（東京都、大阪府等）。</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>出先機関改革にかかる工程表（H21.3.24 地方分権改革推進本部決定）：民間委託の拡大等を進める。</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※都道府県が既に調査を実施している業種であって、都道府県の側において受け入れる体制が整ったものについて移譲を検討)</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>④ 生産動態統計は統計法にて国が実施する基幹統計として位置づけられ、①鉱工業に関する月次動向の把握・公表、②IIP（鉱工業指数）、GDP 速報等の重要経済指標作成の基礎データ提供等の役割を果たしており、業務の遅滞、精度の低下は経済政策上、大きな支障を及ぼす。 本調査業務では、毎月半ばまでに約 17,400 事業所から前月末々データの調査票を回収し、これら調査票について集計・分析の上、①業種別の統計を月末に公表するとともに、②同日に公表する IIP の算定用データの作成・提供を行っている。こうした極めてタイトな日程の中で、調査票の配布、回収・審査（疑義照会、修正等）、データの集計・指数化、分析等を行う必要があり、本省、局、都道府県が連携をとりつつ一体となって調査業務に当たっている。 現在、局及び都道府県が分担して調査を実施している業種については、都道府県の側において追加業務（現在の局の担当事業所数は約 4,400、都道府県担当は約 2,000。）を遅滞なく処理するために受け入れる体制が整ったものについて、全国一律・一斉に局担当分の移譲を検討する。この場合、本事業は統計法に基づく基幹統計作成のために国が責任を持って継続して実施すべきものであることから、従来都道府県が実施してきた部分と同様、統計法に基づく法定受託事務として都道府県が受け入れることが前提となる。 他方、現在、局にて実施し、都道府県は関与していない業種は、鉄鋼、化学、紙パルプ、鉱物、非鉄金属等、比較的大規模の事業所から成り、通常その事業活動範囲が一の都道府県域を超えること等から局にて調査を行ってきたもの。そのため、当該調査を各都道府県に移譲した場合、各都道府県にとってこれまで取り扱ってこなかった業種に対応するため専門的知識、体制整備が求められることに加え、これら業種は各事業所の規模が大きい半面、事業所数は少なく、都道府県</p>

	<p>に僅少数の業務（1県1業種当たり平均約2.6事業所）が分散されることから、全体の行政効率も低下するおそれがあり、引き続き局にて実施することが適当。</p> <p>また、本調査業務については、調査票の印刷・発送等、民間を活用できる部分については既に外注により効率化を図っているところであるが、上記の通り、タイトな日程の中でIIPの作成業務と密接に連携しながら実施しなければならない業務であり、このような月次調査に係る業務全体を民間委託した場合、その円滑かつ継続的な実施は極めて困難。よって、引き続き国が中心となって実施することが必要。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（４）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	商工会議所に係る許認可・監督に関する事務
----------------	----------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名) 商工会議所法に基づく定款変更の認可</p> <p>(具体的な内容) 商工会議所法に基づく以下定款事項の変更の認可。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 2. 名称 3. 事業 4. 地区 5. 事務所の所在地 6. 会員たる資格に関する事項 7. 会員の加入及び脱退に関する事項 8. 会員の権利及び義務に関する事項 9. 会費に関する事項 10. 法定台帳に関する事項 11. 負担金に関する事項 12. 役員に関する事項 13. 議員に関する事項 14. 議員総会に関する事項 15. 常議員会に関する事項 16. 部会に関する事項 17. 事務局に関する事項 18. 経理に関する事項 19. 事業年度 20. 公告の方法 <p>その他任意に定款に記載された事項</p> <p>※上記の定款変更認可事項のうち、5. 9. 10. 11. 16. 17. 19. 20及び「その他任意に定款に記載された事項」については、既に都道府県知事に委任されている。</p> <p>(移譲に当たっての条件等) 所要の規制緩和（副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制の可能な限りの緩和、届出制への変更等）を含めて検討することが必要。</p>								
予算の状況 (単位:百万円)	—								
関係職員数	68人の内数								
事務量(アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定款変更の認可</td> <td>98の内数</td> <td>46の内数</td> <td>36の内数</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度	平成20年度	平成21年度	定款変更の認可	98の内数	46の内数	36の内数
	平成19年度	平成20年度	平成21年度						
定款変更の認可	98の内数	46の内数	36の内数						
備考									

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的： 商工会議所法は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めることを目的とする。</p> <p>○根拠法令： 商工会議所法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務概要： 商工会議所法においては、商工会議所の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収及び検査等、全国的見地から国が行うべき事務について経済産業大臣が行うこととされており、これらの事務以外のものについては政令で都道府県知事へ委任されている。</p> <p>≪国（経済産業局）の権限≫ ・設立の認可、定款変更の認可（組織の根幹に関わるもの）、設立認可の取消し、解散の認可 等</p> <p>≪都道府県の権限≫ ・特定商工業者の基準引き上げに係る許可等、定款変更の認可（軽微なもの） ・年次報告の受理 等</p>																				
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>—</p>																				
<p>関係職員数</p>	<p>68 人の内数</p>																				
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併認可</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>設立認可</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>定款変更の認可</td> <td>98</td> <td>46</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	合併認可	1	1	1	設立認可	0	0	1	定款変更の認可	98	46	36				
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度																		
合併認可	1	1	1																		
設立認可	0	0	1																		
定款変更の認可	98	46	36																		
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管（全国知事会見解 H22. 7. 15）</p>																				
<p>その他各方面の意見</p>	<p>・我が国の商工会議所制度が国際的な信用を失墜することがないようにするためには、商工会議所の同質性を堅持することが不可欠であり、同制度の根幹に関わる事項については、商工会議所法を所管する国において、同法に係る許認可権限を保持し、統一的に運用する必要がある。（日本商工会議所）</p> <p>・現在はわが国および地域経済の経済構造等を巡る環境が大きく異なり、商工会議所が直面する課題が大きく変化する中で、商工会議所がこれらの変化に的確に対応し、商工会議所法の目的を達成する観点から自らの機能を最大限に発揮するためには、副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制は可能な限り緩和すべきであると、各地商工会議所の声を受け、主張してきたところである。（日本商工会議所）</p> <p>・その上で、設立・解散・合併の認可など商工会議所制度の根幹に関わる事項については、同権限を国に残すべきである。また、定款変更の認可については、地域の実情に応じて自由かつ主体的な活動を展開できるようにするために、「届出制」とすべきである。（日本商工会議所）</p>																				
<p>既往の政府方針等</p>	<p>【地方分権改革推進委員会第 1 次勧告（H20. 5. 28）、第 2 次勧告（H20. 12. 8）】 商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。</p>																				

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a</p> <p>※商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県への移譲を検討。</p> <p>C-c</p> <p>※上記以外の事務</p> </div>	<p>①</p> <p>商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明、海外取引の斡旋など国境を越えた事業への支援活動を行っており、既に発給された証明書も含め、こうした活動に関する国際的な信用を維持するためには、引き続き、国が商工会議所の指導・監督について一定の権限を保持しなければ著しい支障が生じる。</p> <p>業務の執行に当たっては、地方の商工業の状況の実態を的確に把握することが必要があること、また、許認可対象者の利便性も考慮すると経済産業局にて実施するのが適切。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局		整理番号（ 7 ）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	工業標準化法（J I S法）に基づく事業所への立入検査等の事務	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内のみ事業所等がある認証製造業者等に対する工業標準化法（J I S法）に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） J I S制度は、国内に流通する鋳工業品の品質、安全度等を統一することにより、品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、私用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与すること等を目的としている。 当該事務・権限は、J I Sマークの認証を受けた認証製造業者等に対し、必要に応じて報告徴収、立入検査を実施するもの。</p> <p>（報告徴収・立入検査を実施する場合） ・ 認証製造業者等がJ I Sマークを表示した鋳工業品の規格不適合について信憑性の高い情報が寄せられた場合 ・ 登録認証機関の認証業務が不適切であり、結果として当該登録認証機関が認証した製品等の規格不適合が疑われる信憑性の高い情報が寄せられた場合 ・ その他法の適切な執行のため必要と判断された場合等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） ・ 法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内のみ事業所等を有する製造業者等であっても、J I Sマークが表示された鋳工業品の規格不適合品が国内で広く流通するおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限） ・ 当該報告徴収・立入検査は対象となる鋳工業品のJ I S規格への適合性及び製造業者等の品質管理体制について、高度な技術的知見に基づく確認が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	128人の内数
事務量（アウトプット）	<p>※ 当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>・ 認証製造業者等に対する立入検査 約110件／年^{（注）} 等 （注）経済産業局のみの事務量（19～21年度）</p>
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的及び制度概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J I S マーク制度は、国内に流通する鋳工業品の品質、安全度等を統一することにより、品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与すること等を目的としており、鋳工業品の製造業者等が、主務大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）の認証を受けて、その製造又は加工する鋳工業品、包装等に J I S に適合するものであることを示す特別な表示（J I S マーク）を表示することができる任意の制度。 ・ 主務大臣は国内外の認証機関の登録を行い、必要に応じて報告徴収、立入検査、適合命令、登録取消し等の処分を行うことができる。 ・ 主務大臣は、必要に応じて認証を受けた製造業者等（以下「認証製造業者等」という。）に対して、報告徴収、立入検査、表示の除去命令等の処分を行うことができる。 ・ 認証製造業者等でない者が J I S マークを表示することはできず、違反者には罰則が科される。 <p>○根拠法令：工業標準化法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関の登録（法第 19 条、第 20 条、第 23 条） ・ 認証製造業者等に対する報告徴収及び立入検査（法第 21 条） ・ 認証製造業者等に対する表示の除去命令等（法第 22 条） ・ 登録の更新（法第 28 条） ・ 登録認証機関からの届出等の処理（法第 29 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条） ・ 登録認証機関に対する適合命令（法第 36 条） ・ 登録認証機関に対する改善命令（法第 37 条） ・ 登録の取消し（法第 38 条） ・ 登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査（法第 40 条）等 <p>○本省と経済産業局の業務分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関の登録等に関する業務は、その事務所の所在地を管轄する経済産業局が行うこととされている。（工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令第 3 条第 1 項） ・ 認証を受けた者の工場、事業所等に対する報告徴収、立入検査等に関する業務は、当該工場等の所在地を管轄する経済産業局が行うこととされている。（同条第 2 項）
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>1 2 8 人の内数</p>
<p>事務量 （アウトプット）</p>	<p>・ 認証製造業者等に対する立入検査 約 110 件／年※ 等 ※経済産業局のみの事務量（19～21 年度）</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管（全国知事会見解 H22. 7. 15）</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>【登録認証機関】 認証製造業者等の立地する地域の経済産業局に対して、以下の報告・相談を実施し、普段より密に連絡調整を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般からの苦情が寄せられた場合の事案の確認・処理等の対応 ・ 認証製造業者等の不正判明等緊急時の対応 ・ その他の相談・報告等 <p>これら業務に係る連絡調整先が認証製造業者等の立地する都道府県になった際には、以下の状況が発生する可能性がある。</p> <p>① 認証製造業者等が複数都道府県にまたがって事業を展開している場合、連絡</p>

	調整先が多数となることによる業務量の増大と、それに伴うコストアップ。 ② 各都道府県の認証製造業者等への対応が異なることによる公平性・統一性の問題。
既往の政府方針等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 A-a ※一の都道府県内のみ事業所等がある認証製造業者等への報告徴収、立入検査の権限については、事業所等の所在地を管轄する都道府県に権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。） C-c ※上記以外の事務	① ・認証製造業者等には全国規模で事業展開をしているところも多く、立入検査等で不適合が見つかった場合、国による全国的に均一かつ迅速な対応が必要。広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で認証製造業者等への対応の違いが生じれば、全国的に均一な対応ができなくなり、対応の不十分な地域に不適合業者が集中する、広域自治体を跨る問題が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な対応が図れなくなる。 ④ ・各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率な運用となるとともに、技術承継や人材育成のコストも発生する。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局		整理番号（11-1）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく検査、勧告 等	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 下請代金法に基づく報告・検査（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 下請代金法の執行に当たっては、全国約4万社の親事業者及び全国約19万社の下請事業者に対する書面調査を中小企業庁が実施。移譲を検討するのは、同書面調査等の結果に基づき、中小企業庁が立入検査対象として選定した親事業者に対する立入検査並びに親事業者及び下請事業者からの取引に関する報告徴収。</p> <p>（立入検査・報告徴収を実施する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書面調査により下請代金法の違反行為を行っている可能性が高いと認められた場合 ・ 下請事業者から、親事業者について下請代金法の違反行為を行っている可能性がある旨の申告があった場合 ・ その他、下請代金法の執行に当たって必要があると認められる場合等に、必要に応じて実施。 <p>（移譲に当たっての条件等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親事業者等の事業範囲は広範囲にわたることが多く、都道府県域を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、引き続き経済産業局においても事務・権限を執行する。（併行権限） ・ 立入検査を行う下請代金検査官は、業種ごとの取引慣行や、下請代金法をはじめとする取引に関する各種法令、過去の違反事例、企業会計等の専門知識が必要。 																		
予算の状況 （単位：百万円）	—																		
関係職員数	141人の内数																		
事務量（アウトプット）	<p>※ 当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">19年度</th> <th style="text-align: center;">20年度</th> <th style="text-align: center;">21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下請事業者からの申告</td> <td style="text-align: center;">7件</td> <td style="text-align: center;">35件</td> <td style="text-align: center;">43件</td> </tr> <tr> <td>立入検査等</td> <td style="text-align: center;">788社</td> <td style="text-align: center;">829社</td> <td style="text-align: center;">777社</td> </tr> <tr> <td>改善指導</td> <td style="text-align: center;">721社</td> <td style="text-align: center;">743社</td> <td style="text-align: center;">715社</td> </tr> </tbody> </table>				19年度	20年度	21年度	下請事業者からの申告	7件	35件	43件	立入検査等	788社	829社	777社	改善指導	721社	743社	715社
	19年度	20年度	21年度																
下請事業者からの申告	7件	35件	43件																
立入検査等	788社	829社	777社																
改善指導	721社	743社	715社																
備考	下請代金法は公正取引委員会所管の法律であることから、別途公正取引委員会との調整が必要。																		

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的 ・下請代金の支払遅延等を防止することにより、親事業者の下請事業者に対する取引を公正化するとともに、下請事業者の利益を保護し、国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>○根拠法令 ・下請代金支払遅延等防止法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 ・下請事業者からの申告対応 ・親事業者への立入検査の実施 ・立入検査結果に基づく親事業者への改善指導 ・(悪質な違反について)公正取引委員会への措置請求事案の組成</p>																				
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>—</p>																				
<p>関係職員数</p>	<p>141人の内数</p>																				
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下請事業者からの申告</td> <td>7件</td> <td>35件</td> <td>43件</td> </tr> <tr> <td>立入検査等</td> <td>788社</td> <td>829社</td> <td>777社</td> </tr> <tr> <td>改善指導</td> <td>721社</td> <td>743社</td> <td>715社</td> </tr> <tr> <td>措置請求</td> <td>1社</td> <td>4社</td> <td>2社</td> </tr> </tbody> </table>		19年度	20年度	21年度	下請事業者からの申告	7件	35件	43件	立入検査等	788社	829社	777社	改善指導	721社	743社	715社	措置請求	1社	4社	2社
	19年度	20年度	21年度																		
下請事業者からの申告	7件	35件	43件																		
立入検査等	788社	829社	777社																		
改善指導	721社	743社	715社																		
措置請求	1社	4社	2社																		
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管(全国知事会見解H22.7.15)</p>																				
<p>その他各方面の意見</p>	<p></p>																				
<p>既往の政府方針等</p>	<p>特になし</p>																				
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※事業者に対する報告・検査の権限を付与(併行権限)することについて、本法を所管する公正取引委員会と調整しつつ検討。ただし、地方経済産業局においても引き続き報告・検査を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>① 下請代金法の運用に当たっては、全国約4万社の親事業者に対して下請取引に関する調査を行い、親事業者が提出する下請事業者リストを元に、全国約23万社の下請事業者に対する書面調査を実施している。その後、当該調査結果に基づき、立入検査対象となる親事業者を中小企業庁が選定しているところ。 親事業者の事業範囲は広範囲に亘ることも多く、全国規模で事業展開している例が少なくない。こうした広範囲に事業展開している親事業者の下請取引について、仮に広域の実施体制等の整備が行われる場合であっても、その区域を越えて親事業者が事業展開している場合は、当該企業の複数の事業所において下請代金法に違反しているか否かを調査するとともに、事業所ごとではなく事業者に対して改善指導を行う必要があることや、また、広域の実施体制であっても、全国規模での取引実態を把握し取り締まることは難しく、その結果立入検査の必要な親事業者に対して立入検査が実施されず、下請事業者の利益の保護といった法益の確保が図られなくなるため、著しい支障が生じる。 また、仮に国が事務処理等の基準を定め、国による指示等を認めた上で、都道府県が立入検査を実施することとした場合であっても、業種ごとの商慣行を踏まえた立入検査を行う必要があり、必要な予算や人員の確保、立入検査ノウハウが十分に蓄積されないおそれもある。 また、事業執行における機動性の観点から、現場に近い経済産業局が行う方が効率的。 なお、近接性の観点から、事業者に対する報告・検査の権限を都道府県にも移譲することについて、本法を所管する公正取引委員会と調整しつつ検討。但し、地方経済産業局においても引き続き報告・検査を実施。</p>																				
<p>備考</p>	<p>下請代金法は公正取引委員会所管の法律であることから、別途公正取引委員会との調整が必要。</p>																				

事務・権限概要シート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（13）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・ 中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査 等 ・ 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査 等		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等 （具体的な内容） 一の都道府県を区域とする、鉱業、石油製品販売業、石炭販売業に係る協業組合、洋食器たる陶磁器又はおもちゃたる陶磁器の製造業、織物（幅が十三センチメートル未満のものを除く）の製造業、メリヤス生地又はメリヤス製品の製造業、布製の衣料品（和装用のものを除く）の製造業、製綿業、織物・メリヤス生地・メリヤス製品又は布製の衣料品の卸売業、硫黄鉱業、石油製品販売業、石炭鉱業、石炭販売業に係る商工組合・商工組合連合会の設立認可、定款変更認可、報告徴収、立入検査、改善命令等。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	207人の内数
事務量（アウトプット）	○経済産業局の所管組合数： 協業組合6件、商工組合163件、商工組合連合会0件（平成21年度末） ○経済産業局における手続き件数：以下の件数の内数 19年度 3,570件 20年度 7,382件 21年度 4,259件 うち、決算関係書類等の受理2,145件、役員の変更届出の受理1,160件、定款変更の認可831件（平成21年度）
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的： 中小企業組合制度は、中小企業が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者とその営む事業の構造改善を図るために必要な組織を設け、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としている。</p> <p>○根拠法令： 中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 1 項 等 中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 17 第 1 項、第 42 条第 1 項 等</p> <p>○経済産業局の具体的な業務概要： 経済産業局は、中小企業組合のうち、経済産業省の所管に属する事業が組合員資格又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領、立入検査等の事務を行っている。(中小企業組合の業種や地区等ごとに、所管する主務大臣又は都道府県知事を定めている。)</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>207 人の内数</p>
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<p>○経済産業局の所管組合数：2,536 件 (平成 21 年度末) (参考) 組合の総数 37,222 件 うち都道府県の所管組合数 27,998 件 ○経済産業局における手続き件数： 19 年度 3,570 件 20 年度 7,382 件 21 年度 4,259 件 うち、決算関係書類等の受理 2,145 件、役員の変更届出の受理 1,160 件、定款変更の認可 831 件 (平成 21 年度)</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管 (全国知事会見解 H22. 7. 15)</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A - a ※一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等の権限の移譲を検討</p> <p>C - c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>① 都道府県の区域を越える組合に関する事務については、現行の地方自治法における「広域の実施体制」では組織の永続性が担保されず、広域の実施体制の地区が変更することにより、許認可の主体が変わることから制度の安定的実施に著しい支障を来たすため、引き続き経済産業局で実施することが適当。</p> <p>当該業務は、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行っているところ。</p>
<p>備考</p>	<p>本法に基づく中小企業組合の認可等の事務を行う国の地方支分部局のうち、国税局や財務局については、国の責任で引き続き事業を実施すべきとの観点から、今回の仕分けの対象外となっている。</p>

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（16-2）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務
----------------	--

【移譲の対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名）</p> <p>一の都道府県にのみ事業所等があるクレジット業者に対する割賦販売法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>割賦販売法（以下「法」という。）は、割賦販売等にかかる取引の健全な発展、購入者等の利益の保護、商品等の流通及び役務の提供の円滑化を目的として、クレジット業者の登録、消費者に対する過剰な与信を防止するための支払可能見込額調査、消費者の利益の保護を図るために必要な内部管理体制整備等を義務付けている。</p> <p>付与を検討することとしているクレジット業者に対する報告徴収・立入検査は、これらの規制の実効性を確保するために実施するもの。</p> <p>（報告徴収・立入検査を実施する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの情報等を端緒として法令違反の可能性がある事業者に対して事実関係を確認する必要がある場合 ・割賦販売法に基づく登録クレジット事業者全てを対象として、法令遵守体制や財務状況などの業務の実態を確認するために行う場合 ・包括クレジット業者等において、クレジットカード番号等の漏えい等があり、二次被害の状況、規模等からみて当該包括クレジット業者の法令遵守体制などの業務の実態を確認する必要がある場合 ・その他、事業者に対して事実関係を確認する必要がある場合 <p>等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限の付与を検討するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有するクレジット業者であっても、消費者の利益の侵害は都道府県を跨いで生じるおそれがあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限） ・報告徴収・立入検査は、各種規制の実効性確保という観点から行われるものであることから、担当者は割賦販売法に加え消費者保護法制等にも精通している必要がある。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	102人の内数
事務量（アウトプット）	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>○包括クレジット業者に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査件数約 50～60 件の内数（※） ・報告徴収件数 22 件の内数（※※） <p>○個別クレジット業者に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査件数 22 件の内数（※※※） ・報告徴収件数 14 件の内数（※※）

	<p>※平成 19～21 年度の平均値</p> <p>※※報告徴収については、平成 22 年 4 月～平成 23 年 1 月末の数値</p> <p>※※※平成 22 年 6 月～平成 23 年 1 月末の数値（平成 20 年における割賦販売法改正により、個別クレジット業者の登録が求められることとなった。これに伴い、平成 21 年 12 月～平成 22 年 7 月末まで、経済産業局において、事業者からの登録の申請に対する審査業務を行っており、登録審査終了後立入検査件数は増加している）</p>
備考	<p>営業所及び代理店が一の都道府県内のみにある前払式特定取引業者及び前払式割賦販売業者への報告徴収・立入検査は既に都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限を認めている。</p>

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○目的：割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者・前払式特定取引業者・包括クレジット事業者・個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務は、割賦販売等に係る取引の公正の確保及び健全な発達と購入者の利益保護を目的とする。</p> <p>○根拠法令：割賦販売法（割販法）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：割販法に基づき、前払式割賦販売業者・前払式特定取引業者（互助会・友の会）、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対して、登録・許可、立入検査、処分、届出に関する事務を実施。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	102 人の内数
事務量 （アウトプット）	<p>○前払式割賦販売・前払式特定取引業者に関する事務</p> <p>・新規許可件数 0 件、立入検査件数約 100 件、（平成 19～21 年度の平均値）</p> <p>○包括クレジット業者に関する事務</p> <p>・更新登録件数 272 件（※）、立入検査件数約 50～60 件、（更新登録は平成 22 年 8 月 1 日現在）の実績値（※）。検査は平成 19～21 年度の平均値）</p> <p>○個別クレジット業者に関する事務（法改正に伴い平成 21 年 12 月より新設）</p> <p>・新規登録件数 130 件（※）、立入検査件数 0 件（※※）</p> <p>※平成 20 年における割賦販売法改正により、「包括クレジット業者の更新登録」及び「個別クレジット業者の新規登録」が求められることとなった。これにより、平成 21 年 12 月～平成 22 年 7 月末まで、経済産業局において、事業者からの更新・新規登録の申請に対する審査業務を行っている。</p> <p>※※上記法改正に伴い、個別クレジット事業者からの新規登録申請に対する審査が今まで行われてきたところであり、立入検査、届出は、登録審査が全て終了した後、（具体的には平成 23 年度以降）増加していく見込み。</p>
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解 H22. 7. 15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	一つの都道府県にのみ事業所等があるクレジットカード業者に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。（平成 21 年 3 月 24 日 地方分権改革推進本部決定）

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <p>A-a 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限付与（併行権限）を検討。ただし、引き続き出先機関の事務・権限として実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p>	<p>①②③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても広域自治体間で事業者への対応が異なれば、全国均一の規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な消費者保護が図られないだけでなく、ひいては、取引システムの信頼性を落とすこととなるため、割賦販売法の規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>また、事業者の破綻・営業停止などは、金融機関と同様、全国規模で取引システム全体への信用不安を引き起こすリスクを有する。このようなリスクを低減させ、信用不安を防止するには、全国規模での開業規制（許可・登録）・検査・処分の一體的な監督が必要。こうした対応は事務処理基準を定めたとしても都道府県・広域自治体間で実施することは難しく、適切な対応ができない場合は、取引システムの信用不安を生じさせるだけでなく、本来回避できた事業者の倒産により、国民の財産に重大な被害を与えるおそれがある。</p> <p>開業規制・検査・処分に当たっては、割販法や消費者保護法等に通暁する専門職員を一定数配置する必要がある。また、行政処分前の法的な検討や、前払積立金の還付作業にはこれらの人員を迅速かつ大量に動員する必要がある。一方、事業者数は都道府県毎のばらつきが大きく、各都道府県がそれぞれに対応する体制を構築することは著しく非効率であるため、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査については、事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（18-1）
--------------	------------

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名）</p> <p>一の都道府県内にのみ事業所等が存在する消費生活用製品の製造業者・輸入業者に対する消費者生活用製品安全法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>消費生活用製品安全法は、消費生活用製品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。</p> <p>安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生の防止するとともに、製品事故が発生した際は事業者に対して国への報告を義務づけている。</p> <p>消費生活用製品の製造業者等に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。</p> <p>（報告徴収・立入検査を実施する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合の特定製品が、製造、輸入若しくは販売されたまたはその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合の特定製品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 <p>等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限） ・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSCマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	101人の内数

事務量(アウトプット)	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19fy</th> <th>H20fy</th> <th>H21fy</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。</p>		H19fy	H20fy	H21fy	報告徴収	4	5	3	立入検査	4	5
	H19fy	H20fy	H21fy									
報告徴収	4	5	3									
立入検査	4	5	12									
備考	販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。											

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○目的：消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、消費生活用製品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的とする。</p> <p>○根拠法令：消費生活用製品安全法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止等を行う。</p>																				
予算の状況 (単位:百万円)	—																				
関係職員数	101人の内数																				
事務量 (アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>116</td> <td>147</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示の禁止の執行</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>違反对応</td> <td>21</td> <td>54</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	届出の受理等	116	147	185	報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	5	5	15	改善命令、表示の禁止の執行	4	0	0	違反对応	21	54	39
	H19	H20	H21																		
届出の受理等	116	147	185																		
報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	5	5	15																		
改善命令、表示の禁止の執行	4	0	0																		
違反对応	21	54	39																		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																				
その他各方面の意見	<p>【地方自治体からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか） 																				

既往の政府方針等	—
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>①③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、（イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、（ロ）広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。</p> <p>技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一の都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要。</p> <p>また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（18-2）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名 電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務

【移譲対象となる事務・権限】

<p>自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容</p>	<p>(移譲を検討する事務・権限名) 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する電気用品の製造業者・輸入業者に対する電気用品安全法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>(具体的な内容) 電気用品安全法は、電気用品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。 安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生を防止するとともに、製品事故が発生した際には、事業者に対して国への報告を義務づけている。 電気用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。</p> <p>(報告徴収・立入検査を実施する場合) ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合の電気用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合の電気用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 等に、必要に応じて実施。</p> <p>(移譲に当たっての条件等) ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限）</p> <p>・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSEマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>95人の内数</p>

事務量(アウトプット)	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19fy</th> <th>H20fy</th> <th>H21fy</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td> <td>94</td> <td>55</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>53</td> <td>47</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。</p>		H19fy	H20fy	H21fy	報告徴収	94	55	73	立入検査	53	47
	H19fy	H20fy	H21fy									
報告徴収	94	55	73									
立入検査	53	47	57									
備考	販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。											

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○目的：電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに電気用品による危険及び障害の発生の防止を目的とする。</p> <p>○根拠法令：電気用品安全法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止などの事務を行う。</p>																				
予算の状況 (単位:百万円)	—																				
関係職員数	95人の内数																				
事務量 (アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>5423</td> <td>4991</td> <td>5075</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行</td> <td>104</td> <td>63</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示の禁止の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>違反対応</td> <td>380</td> <td>299</td> <td>353</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	届出の受理等	5423	4991	5075	報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	104	63	130	改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0	違反対応	380	299	353
	H19	H20	H21																		
届出の受理等	5423	4991	5075																		
報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	104	63	130																		
改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0																		
違反対応	380	299	353																		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																				
その他各方面の意見	<p>【地方自治体からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか） 																				
既往の政府方針等	—																				

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>①③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、（イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、（ロ）広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。</p> <p>技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一の都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>なお、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にも事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局		整理番号（18-3）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名) 一の都道府県内にのみ事業所等が存在するガス用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>(具体的な内容) ガス事業法は、ガス用品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。 安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生の防止するとともに、製品事故が発生した際は事業者に対して国への報告を義務づけている。 ガス用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。</p> <p>(報告徴収・立入検査を実施する場合) ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合のガス用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合のガス用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 等に、必要に応じて実施。</p> <p>(移譲に当たっての条件等) ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限）</p> <p>・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSTGマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	95人の内数

事務量(アウトプット)	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19fy</th> <th>H20fy</th> <th>H21fy</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。</p>		H19fy	H20fy	H21fy	報告徴収	0	0	0	立入検査	3	1	1
	H19fy	H20fy	H21fy										
報告徴収	0	0	0										
立入検査	3	1	1										
備考	販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。												

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○目的：ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、ガスの使用者の利益を保護し、ガス用品の製造及び販売を規制して公共安全を確保することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：ガス事業法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止等を行う。</p>																				
予算の状況 (単位：百万円)	—																				
関係職員数	95人の内数																				
事務量 (アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>18</td> <td>41</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示の禁止の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>違反対応</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	届出の受理等	18	41	30	報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	3	0	1	改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0	違反対応	0	2	3
	H19	H20	H21																		
届出の受理等	18	41	30																		
報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	3	0	1																		
改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0																		
違反対応	0	2	3																		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																				
その他各方面の意見	<p>【地方自治体からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか） 																				
既往の政府方針等	—																				

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>①③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、（イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、（ロ）広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。</p> <p>技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一の都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、各局とも少人数の担当者が対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局		整理番号（18-4）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する液化石油ガス器具等の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、液化石油ガス器具等による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。 安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生を防止するとともに、製品事故が発生した際は事業者に対して国への報告を義務づけている。 液化石油ガス器具等の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。</p> <p>（報告徴収・立入検査を実施する場合） ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合の液化石油ガス器具等が販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合の液化石油ガス器具等が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限）</p> <p>・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPS LPGマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	95人の内数

事務量(アウトプット)	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19fy</th> <th>H20fy</th> <th>H21fy</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>				H19fy	H20fy	H21fy	報告徴収	0	0	1	立入検査	1	4	4
	H19fy	H20fy	H21fy												
報告徴収	0	0	1												
立入検査	1	4	4												
備考	※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。 販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。														

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○目的：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、液化石油ガス器具等の製造及び一般消費者等への販売等を規制することにより、液化石油ガスによる事故・災害を防止し公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止等を行う。</p>																				
予算の状況 (単位:百万円)	—																				
関係職員数	95人の内数																				
事務量 (アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>36</td> <td>80</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示の禁止の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>違反対応</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	届出の受理等	36	80	57	報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	0	1	5	改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0	違反対応	1	2	7
	H19	H20	H21																		
届出の受理等	36	80	57																		
報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	0	1	5																		
改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0																		
違反対応	1	2	7																		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																				
その他各方面の意見	<p>【地方自治体からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか） 																				

既往の政府方針等	—
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内のみ事務所、事業所等が存在する製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>①③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、（イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、（ロ）広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。</p> <p>技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一の都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（18-5）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務
----------------	--

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する家庭用品の製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することが目的としている。 家庭用品の製造事業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査は、表示の標準に適合しない製品の流通を防止するために実施するもの。</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、表示の標準に不適合の家庭用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・表示の標準に不適合の家庭用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、全国一律の法の運用の観点から、国も引き続き実施する。（併行権限）</p> <p>・当該報告徴収・立入検査は、消費者からの苦情や市場モニタリング等の結果を受け、当該製品に貼付されている表示について、その表示されている事項が「表示の標準（家庭用品品質表示法第三条）」で規定する技術的要件を満たしているかを、当該製品の試験データをJIS規格等と照合するなどして確認・精査するものであるため、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	95人の内数

事務量(アウトプット)	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。			
		H19fy	H20fy	H21fy
	報告徴収	0	0	0
	立入検査	0	0	0
	※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。			
備考	消費者庁の設置にともない、本法は消費者庁に移管されており、地方移譲については消費者庁との調整が必要。			

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○目的：家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：家庭用品品質表示法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・販売（卸売業者）・表示事業者の不適正表示の申出受理及び調査、製造・販売（卸売業者）・表示事業者に対する報告徴収・立入検査・指示等を行う。</p>																				
予算の状況 (単位:百万円)	—																				
関係職員数	95人の内数																				
事務量 (アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示の禁止の執行</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>違反対応</td> <td>155</td> <td>497</td> <td>88</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	届出の受理等	0	1	0	報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	0	0	0	改善命令、表示の禁止の執行	6	5	0	違反対応	155	497	88
	H19	H20	H21																		
届出の受理等	0	1	0																		
報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	0	0	0																		
改善命令、表示の禁止の執行	6	5	0																		
違反対応	155	497	88																		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																				
その他各方面の意見	<p>【地方自治体からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか） 																				

<p>既往の政府方針等</p>	<p>家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造事業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。(平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定)</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※ 一の都道府県内にのみ事務所、事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>①③及び④</p> <p>広域の実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、（イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、（ロ）広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な安全対策が図れなくなる。</p> <p>品質に関する表示の不正が判明した場合、当該製品が、一の都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>消費者庁の設置にともない、本法は消費者庁に移管されており、地方移譲については消費者庁との調整が必要。</p>

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（32-1）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・容器包装リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査
----------------	--

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事業所等のある特定事業者に対する容器包装リサイクル法に基づく報告徴収（法第39条）及び立入検査（法第40条）（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 容器包装リサイクル法では、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等のため、事業者に対して、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクル等の義務を課している。 当該事務は、法律の施行に必要な限度において実施することができる、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者、特定包装利用事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立ち入り、帳簿、書類等の検査。</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・当省保有の事業者データベースや民間団体の保有するデータベース等を活用し、容器包装を使用している可能性があるにも拘わらず、容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務を果たしていないことが判明した場合 ・事業者が容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務を果たしていない又はその可能性がある旨、一般消費者、他の事業者、自治体等から情報提供があった場合 ・その他法律違反等の可能性がある事業者等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） 当該事務は、国も引き続き実施することとしており、また、法の全国一律の運用を行う観点から、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としている。（併行権限）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	67人の内数
事務量（アウトプット）	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>19年度（報告徴収0件、立入検査0件） 20年度（報告徴収0件、立入検査0件） 21年度（報告徴収1件、立入検査0件）</p>
備考	共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省）との調整が必要。

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的： 容器包装リサイクル法では、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等のため、事業者に対して、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクル等の義務を課している。</p> <p>○根拠法令： 容器包装リサイクル法に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器多量利用事業者からの定期報告の受理（法第 7 条の 6） ・特定事業者に対する報告徴収（法第 39 条） ・特定事業者に対する立入検査（法第 40 条） <p>○経済産業局の具体的な業務概要： 経済産業局において、事業者からの報告内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、事業内容、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>67 人の内数</p>
<p>事務量 （アウトプット）</p>	<p>19 年度（報告徴収 0 件、立入検査 0 件） 20 年度（定期報告 293 件、報告徴収 0 件、立入検査 0 件） 21 年度（定期報告 285 件、報告徴収 1 件、立入検査 0 件）</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管（全国知事会見解 H22. 7. 15）</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>① 対象となる特定事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省）との調整が必要。</p>

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（32-2）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査
----------------	--

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等に対する家電リサイクル法に基づく報告徴収（法第52条）及び立入検査（法第53条）（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等からの特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬、再商品化等の実施状況に関する報告徴収 ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・一般消費者等から、法違反が疑われる情報が寄せられた場合 ・その他法律違反等の可能性がある小売業者又は製造業者等 ・毎年一定数の小売業者又は製造業者等に対する定期的な立入検査等、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） ・当該事務は、国も引き続き実施することとしており、また、法の全国一律の運用を行う観点から、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としている。（併行権限） ・さらに、当該事務は、廃棄物処理法等の廃棄物行政についての知見のみならず、家電リサイクル法そのものの理解に加え、法の義務履行のため製造業者等が自主的に整備しているリサイクルシステムや家電リサイクル券の運用についての知見等が必要であることから、それらに熟知した職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	67人の内数
事務量（アウトプット）	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>立入検査 21年度 520件、20年度 459件、19年度 460件 報告徴収 21年度 0件、20年度 0件、19年度 0件</p> <p>※経済産業局が実施した件数であり、一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等に係る件数は内数。</p>
備考	環境省と共管であり、調整が必要。

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的：小売業者及び製造業者等の行う特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等の適正性の確保 ○根拠法令：特定家庭用機器再商品化法 ○経済産業局の具体的な業務内容：小売業者又は製造業者等からの報告徴収を（特定家庭用機器再商品化法（以下「法」）第 52 条）、小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査（法第 53 条）を実施。 ・報告徴収 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬、再商品化等の実施状況に関する報告徴収、内容確認 ・立入検査 立入検査の計画策定、検査先の選定、検査・指導・フォローアップ、本省への報告・相談 ※法第 56 条及び同施行令 7 条により、経済産業局長に委任（但し、主務大臣が自ら行うことも妨げていない）</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>67 人の内数</p>
<p>事務量 （アウトプット）</p>	<p>立入検査 21 年度 520 件（速報値） 20 年度 459 件 19 年度 460 件 報告徴収 21 年度 0 件（速報値） 20 年度 0 件 19 年度 0 件 ※経済産業局が実施した件数</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管（全国知事会見解 H22. 7. 15）</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p></p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>出先機関改革にかかる工程表（H 2 1. 3. 2 4 地方分権改革推進本部決定）： 一の都道府県内等のみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a 報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>① 都道府県域を超えて活動する小売業者及び製造業者等の全国の店舗・事務所等における取扱いの把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、国民の財産の回復（支払ったリサイクル料金の返還等）や法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>環境省と共管であり、調整が必要。</p>

事務・権限概要シート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（32-3）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県にのみ事業所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する食品リサイクル法に基づく報告徴収（法第24条第1項）及び立入検査（法第24条第2項及び第3項）（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用を促進するため、事業者に対し、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等についての責務や目標を定めている。 当該事務は、法律の施行に必要な限度において行うことができる、食品関連事業者、登録再生利用事業者、再生利用事業計画認定事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立ち入り、帳簿、書類等の検査等の実施。</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・事業者における食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用の実施状況が不適切である又はその可能性がある旨、一般消費者、他の事業者、自治体等から情報提供があった場合 ・その他法律違反等の可能性がある事業者等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） ・当該事務は、国も引き続き実施することとしており、また、法の全国一律の運用を行う観点から、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としている。（併行権限）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	67人の内数
事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。 19年度（実績なし） 20年度（実績なし） 21年度（実績なし）
備考	共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省、国土交通省）との調整が必要。

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用を促進するため、事業者に対し、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等についての責務や目標を定めている。</p> <p>○根拠法令 食品リサイクル法に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受付（法第 9 条第 1 項） ・登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知（法第 11 条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項） ・登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示（法第 15 条第 1 項及び第 2 項） ・登録再生利用事業者の登録の取消し（法第 17 条第 1 項及び第 2 項） ・食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項） <p>○経済産業局の具体的な業務内容 経済産業局において、事業者からの報告・申請内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、食品廃棄物等の発生量、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>67 人の内数</p>
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<p>19 年度（登録受付 6 件、その他の事務は実績なし） 20 年度（登録受付 4 件、料金届出 4 件、その他の事務は実績なし） 21 年度（定期報告 89 件、登録受付 5 件、その他の事務は実績なし）</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>—</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>① 対象となる事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（併行権限）することを検討。（主管省庁である、農林水産省との調整が必要。）</p>
<p>備考</p>	<p>共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省、国土交通省）との調整が必要。</p>

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（ 32-4 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査
----------------	---

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県にのみ事業所等がある指定表示事業者に対する資源有効利用促進法に基づく報告徴収及び立入検査（法第37条第2項）（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 資源有効利用促進法では、分別回収を促進するため、容器包装等の製造事業者等に対して、全国統一的な表示の標準を示して、その遵守を求めている。 当該事務は、表示制度に関する相談・問い合わせ対応等を行うとともに、必要に応じて、事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施するもの。</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・当省が実施している資源有効利用促進法の施行状況調査（アンケート及び店舗調査）において、識別表示の実施状況が不適切である又はその可能性があることが判明した場合 ・指定表示事業者における識別表示の実施状況が不適切である又はその可能性がある旨、一般消費者、他の事業者、自治体等から情報提供があった場合 ・その他法律違反等の可能性がある事業者等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） 当該事務は、国も引き続き実施することとしており、また、法の全国一律の運用を行う観点から、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としている。（併行権限）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	55人の内数
事務量（アウトプット）	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>19年度（報告徴収0件、立入検査0件） 20年度（報告徴収0件、立入検査0件） 21年度（報告徴収0件、立入検査0件）</p>
備考	共管省庁（農林水産省、財務省、厚生労働省）との調整が必要。

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的 資源有効利用促進法では、分別回収を促進するため、容器包装等の製造事業者等に対して、全国統一的な表示の標準を示して、その遵守を求めている。</p> <p>○根拠法令 資源有効利用促進法に基づく指定表示事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第 37 条第 2 項）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 経済産業局において、表示制度に関する相談・問い合わせ対応等を行うとともに、必要に応じて、事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施することとしている。</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>－</p>
<p>関係職員数</p>	<p>55 人の内数</p>
<p>事務量 （アウトプット）</p>	<p>19 年度（報告徴収 0 件、立入検査 0 件） 20 年度（報告徴収 0 件、立入検査 0 件） 21 年度（報告徴収 0 件、立入検査 0 件）</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>－</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>－</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>－</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>① 対象となる指定表示事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、全国統一的な識別表示及び分別回収の促進による資源の有効利用、廃棄物の発生抑制といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>共管省庁（農林水産省、財務省、厚生労働省）との調整が必要。</p>

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局		整理番号（35）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	エネルギーの使用合理化に関する事務 ・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収 等	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への措置に関する事項（指導・助言（法第6条）、報告徴収・立入検査（法第87条3項）等） （併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 省エネ法では、エネルギーを使用して事業を行う者がエネルギーの使用の合理化を実施する際の目安となるべき判断基準を示して、当該事業者によるその遵守を求めている。 権限の付与を検討するのは、現在、経済産業局において、必要に応じて実施している、エネルギー使用合理化の状況等に関する指導・助言、報告徴収・立入検査等である。</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・民間団体等に委託して実施している工場現地調査の結果から、判断基準の遵守状況が不十分であると判断した場合 ・定期報告書の内容から、判断基準の遵守状況が不十分であると判断した場合 ・その他法律違反等の可能性がある場合 等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） 事業者は都道府県を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、エネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し立入検査等を実施する必要性に鑑み、当該事務は引き続き経済産業局も実施する。（併行権限） その上で、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、国が作成した統一的な指導方針に基づき、都道府県において、省エネ法の趣旨に即した的確な業務実施体制が整備される場合に限り、都道府県への併行権限の付与を検討していく。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	107人の内数
事務量（アウトプット）	<p>※ 当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>平成19年度 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 2,237件 等（内数）</p> <p>平成20年度 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 約530件 等（内数）</p> <p>平成21年度 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 約480件 等（内数）</p>
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○目的：内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与すること</p> <p>○根拠法令：エネルギーの使用の合理化に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定事業者等の指定に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) エネルギー使用状況届出書の受理 (2) 特定事業者等の指定 2. 特定事業者等からの報告に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) エネルギー統括責任者・企画推進者及び管理者（員）選任届出書の受理 (2) 定期報告書の受理 (3) 中長期計画書の受理 3. 特定事業者等への措置に関する事項 <p>指導・助言、報告徴収・立入検査 等</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	107人の内数
事務量 (アウトプット)	<p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 496件 ・中長期計画書等の提出 21,553件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 8,254件 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 2,237件 等 <p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 576件 ・中長期計画書等の提出 22,419件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 約8,500件 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 約530件 等 <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 478件 ・中長期計画書等の提出 22,580件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 約8,600件 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 約480件 等
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	<p>第2次勧告（地方分権改革推進委員会 平成20年12月8日）</p> <p>平成22年4月からの改正法施行後の状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。</p>

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <p>A-a (平成22年4月施行の改正法の執行状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。ただし、国・出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p>	<p>①</p> <p>本法の目的であるエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するためには、本法に基づく定期報告書等により事業者のエネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し指導、立入検査等を実施する必要があるが、都道府県や広域の実施体制ではかかる情報の一元的管理に著しい支障が生じ、全体的視点からの対応が困難である。特に自発的な広域の実施体制を構築し本法に基づく事務を実施することについては、あるブロックでは広域の実施体制が整備されているが、他のブロックでは整備されていないといった事態が想定され、本法の執行に著しい支障が生じるのみならず、ブロックを超えた対応が必要な場合に支障が生じる。</p> <p>また、改正法では規制対象を従来の「事業所単位」から「事業者単位」に変更したところであるが、これは事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から我が国事業者のエネルギー使用状況をより幅広く把握するとともに、事業者が複数の所在地に設置している全ての工場等について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務づけるための措置であり、都道府県、広域の実施体制単位で本法を執行することはかかる法改正の主旨と相反する。</p> <p>他方事業者にとっては、都道府県、広域の実施体制による実施とした場合、県・ブロック外への事業所の新設等により、本法に基づく各種の届出・報告書等の提出先が変わることとなり、事業者側に著しい混乱、負担を生じさせる。</p> <p>以上のとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域の実施体制のみでは対応できず、国による執行が必要である。</p> <p>なお、事業者は全国に展開することから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当であるが、改正法の執行状況を踏まえつつ、近接性の観点から一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与することとし、その詳細について検討する。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局		整理番号（38-1）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際 の事務・権限名	品確法の施行に関する事務 等 ・揮発油（ガソリン）販売業者等の報告徴収、立入検査	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲するを検討する事務・権限名） 給油等事業所が一の都道府県内にある揮発油（ガソリン）販売業者等に対する揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく報告徴収、立入検査等（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） ○目的： 国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益を保護する。</p> <p>○対象：揮発油販売業者、軽油販売事業者及び灯油販売事業者</p> <p>○業務内容：揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油（ガソリン）販売業者等に対する報告徴収（法第20条第1項）、立入検査（法第20条第2項）</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、規格不適合の揮発油等が、販売されたまたはその可能性がある旨情報を得た場合 ・規格不適合の揮発油等が販売されたまたはその可能性がある旨事業者や元売事業者等々から報告があった場合 ・一般消費者等から、品質に関する苦情が寄せられた場合 ・その他法律違反等の可能性がある場合 等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） ・品確法及び揮発油（ガソリン）等の危険物の品質に関する知識を持った職員を最低2名以上充てる必要がある（立ち入り検査を実施に当たっては、ダブルチェックや客観性の担保等の観点から最低2名の職員が必要）。</p> <p>・揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示が必要であること等から、引き続き局も実施する。（併行権限）</p> <p>・立入検査・報告徴収は、経済産業大臣が品確法違反者に対する事業停止命令等を科すかどうか等の判断を下すのに必要な情報の収集を目的とするものであることから権限移譲に当たっては、全国一律の基準の下、経済産業省又は経済産業局に事前の連絡や結果の報告を行うなど緊密な連携体制を構築することが必要。</p> <p>・また、改善策などの事業者との調整に基づく当面の措置・指導に関しては、全国で事業を展開する石油元売企業や複数都道府県で事業を展開する大手特約店の経営判断とも密接に関連する場合等には、経済産業省と当該企業との連絡調整の結果を適切に反映することが必要。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	68人の内数

事務量(アウトプット)	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。 ○平成 19 年 揮発油販売業者への立入検査：713 件 ○平成 20 年 揮発油販売業者への立入検査：699 件 ○平成 21 年 揮発油販売業者への立入検査：598 件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	○目的：国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益を保護する。 ○根拠法：揮発油等の品質の確保等に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容：揮発油（ガソリン）販売業者等の報告徴収、立入検査 等
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	68 人の内数
事務量 (アウトプット)	○平成 19 年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：26,160 件 立入検査：713 件 ○平成 20 年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：32,129 件 立入検査：699 件 ○平成 21 年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：21,824 件 立入検査：598 件
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解 H22. 7. 15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】	②、③ 揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示等が必要となるが、都道府県のみが行う場合、全国的に緊急的な指示等の実施に著しい支障が生じる。また、原因の究明においても、同様に輸入された港から事業所までの広範囲に渡る調査を早急に行う必要があることから、揮発油の品質確保に係る業務は引き続き国が行わなければ、迅速な対応に著しい支障が生じる。 ただし、例えば、経済産業局と都道府県との間で報告等を行う仕組みとするなど、併行権限とすることにより事業者の追加的負担が生じることのないよう制度的に担保することを前提に、給油所等事業所が一の都道府県にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査権限（指示等の処分は除く）については、当該給油所等事業所が所在する都道府県に付与することを検討する。
備考	

A-a
(給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないように担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与（併行権限）することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)

C-c
※上記以外のもの

事務・権限概要シート

出先機関名：地方整備局

整理番号（2-2）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務（地方移譲に係るもの）
----------------	----------------------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約等に関する事務（具体的な内容） 地方整備局の行う入札及び契約に関すること。
予算の状況（単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	【根拠法令】 地方整備局組織規則 【業務内容】 ・地方整備局の行う入札及び契約に関すること。
予算の状況（単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	地方に移管される事務に対応する入札及び契約等に関する事務は地方において行うべきである。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方整備局	整理番号（7）
-------------	---------

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	事業評価及び費用の縮減に関する事務（地方自治体事業に係るもの）

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>地方自治体に移管される直轄事業に係る事業評価及び費用の縮減に関する事務（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事に係る評価の適正化に係る技術基準に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。 ・ 公共工事に係る費用の縮減に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	—
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成 22 年 7 月 15 日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方整備局

整理番号（8-2）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	技術的審査、検査及び調査に関する事務（地方移譲に係るもの）
----------------	-------------------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>地方自治体に移管される直轄事業に係る技術的審査、検査及び調査に関する事務（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約の技術的審査に関する事務 ・入札及び契約の制度の技術的事項その他の事業に関する技術及び管理の改善に関する事務 ・土木工事の検査に関する事務 等
予算の状況（単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【根拠法令】</p> <p>地方整備局組織規則</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約の技術的審査に関する事務 ・入札及び契約の制度の技術的事項その他の事業に関する技術及び管理の改善に関する事務 ・土木工事の検査に関する事務 等
予算の状況（単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。
	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: 50px; margin: 0 auto;"> <p>A - a</p> </div>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方整備局

整理番号（9-2）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	入札及び契約制度の技術的事項に関する事務（地方移譲に係るもの）
----------------	---------------------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約制度の技術的事項に関する事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約の制度の技術的事項その他の事業に関する技術及び管理の改善に関する事務 ・入札及び契約の技術的審査に関する事務 等
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【根拠法令】</p> <p>地方整備局組織規則</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約の制度の技術的事項その他の事業に関する技術及び管理の改善に関する事務 ・入札及び契約の技術的審査に関する事務 等
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体の実施することが適切。
	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: 50px; margin: 0 auto;"> <p>A - a</p> </div>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方整備局	整理番号（10-2）
-------------	------------

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	積算基準に関する事務（地方移譲に係るもの）

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名） 地方自治体に移管される直轄事業に係る積算基準に関する事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算基準に関する事務 ・土木工事の統計及び報告に関する事務 ・建設工事に係る労働力及び資材の需給動向の調査に関する事務 等
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【根拠法令】 地方整備局組織規則</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算基準に関する事務 ・土木工事の統計及び報告に関する事務 ・建設工事に係る労働力及び資材の需給動向の調査に関する事務 等
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。
	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">A - a</div>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方整備局

整理番号（11-2）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（地方移譲に係るもの）
----------------	--

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 地方自治体に移管される直轄事業に係る建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務 （具体的な内容） ・建設機械類の整備及び運用 ・電気通信施設の整備及び管理 ・情報システムの整備及び管理
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	【根拠法令】 地方整備局組織規則 【具体的な業務内容】 ・建設機械類の整備及び運用 ・電気通信施設の整備及び管理 ・情報システムの整備及び管理
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方整備局

整理番号（13-2）

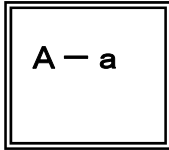
事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	防災業務計画等の策定に関する事務（地方移譲に係るもの）
----------------	-----------------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>地方自治体に移管される直轄事業に係る防災業務計画等の策定に関する事務（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の規定による防災業務計画の策定 ・大規模地震対策特別措置法の規定による地震防災強化計画の策定 ・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定による東南海・南海地震防災対策推進計画の策定 等
予算の状況（単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【根拠法令】</p> <p>地方整備局組織規則、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法 等</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の規定による防災業務計画の策定 ・大規模地震対策特別措置法の規定による地震防災強化計画の策定 ・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定による東南海・南海地震防災対策推進計画の策定 等
予算の状況（単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体の実施することが適切。
【仕分け結果】	
	
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方整備局

整理番号（45-2）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務（地方移譲に係るもの）
----------------	--

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務 （具体的な内容） ・道路、河川、ダム、砂防、海岸、公園事業等に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転等に関する事 ・上記に掲げる事務に伴う損失補償に関する事
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	【根拠法令】道路法、河川法等 地方整備局組織規則 【業務内容】 ・直轄事業（道路、河川、ダム、砂防、海岸、公園事業）に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転等に関する事 ・上記に掲げる事務に伴う損失補償に関する事 【具体的な業務内容】 公共用地取得事務の流れ 損失補償基準の策定→用地取得計画の策定→説明会の開催→土地や建物の権利者の調査→土地の測量・建物の調査→調書等の作成→補償金額の算定→用地交渉→契約→補償金の支払→取得した土地の管理 （任意取得が困難な場合は、土地収用法による手続きにより取得）
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方に移譲する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	

自己仕分け 【仕分け結果】 <div data-bbox="197 286 363 430" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">A - a</div>	用地取得は事業実施の一段階であり、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方自治体を実施することが適切である。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方整備局

整理番号（46-2）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務（地方移譲に係るもの）
----------------	--

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務 （具体的な内容） 道路、河川、ダム、砂防、海岸、公園事業等に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転等を実施するための、土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準に関すること
予算の状況（単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	【根拠法令】道路法、河川法等 地方整備局組織規則 【業務内容】 直轄事業（道路、河川、ダム、砂防、海岸、公園事業）に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転等を実施するための、土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準に関すること 【具体的な業務内容】 国土交通省の公共用地取得に伴う損失補償金等の全国一律の基準に基づき、地域の実情や特性を踏まえた適正かつ公平な損失補償金額を算定するため、地域ごとの細則や単価等を調査・策定
予算の状況（単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方に移譲する事務と整理されている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>A - a</p> </div>	<p>公共用地取得に伴う損失補償の補償基準等は、事業主体が地域の実情を踏まえ策定及び運用することが必要であるため、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方自治体を実施することが適切である。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

	出先機関名：北海道開発局	整理番号 (2)
事務・権限概要シート (個票)		
自己仕分けの際の事務・権限名	北海道開発局の行う入札及び契約に関する事務 (物品及び役務に関するもの)	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	(移譲する事務・権限名) 地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約に関する事務 (物品及び役務に関するもの) (具体的な内容) 北海道開発局の行う入札及び契約に関すること。
予算の状況 (単位:百万円)	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量 (アウトプット)	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	○北海道開発局が行う入札及び契約事務 【根拠法令】 北海道開発局組織規則 【業務内容】 経費の決算及び会計並びに収入の予算、決算及び会計に関すること。 ○開発建設部が行う入札及び契約事務 【根拠法令】 北海道開発局開発建設部組織規則 【業務内容】 開発建設部の行う入札及び契約に関すること
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	321 人の内数
事務量 (アウトプット)	北海道開発局物品契約件数 19,483 件 (124 億円) (H19~H21 平均) 北海道開発局役務契約件数 22,688 件 (235 億円) (H19~H21 平均)
地方側の意見	平成 22 年 7 月 15 日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>A - a 及び C - c</p> </div>	<p>北海道開発局が担う事務に対応する入札及び契約等に関する事務は国において行い、地方に移管される事務に対応する入札及び契約等に関する事務は地方において行うべきである。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

	出先機関名：北海道開発局	整理番号 (3-2)
事務・権限概要シート (個票)		
自己仕分けの際の事務・権限名	直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務 (地方移譲に係るもの)	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	(移譲する事務・権限名) 地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務 (具体的な内容) ・道路、河川、ダム、砂防、海岸、公園事業等に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転等に関する事 ・上記に掲げる事務に伴う損失補償に関する事
予算の状況 (単位:百万円)	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量 (アウトプット)	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	【根拠法令】道路法、河川法、土地改良法等 北海道開発局組織規則 【業務内容】 ・直轄事業 (道路、河川、ダム、砂防、海岸、公園、農業、港湾事業) に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転等に関する事 ・上記に掲げる事務に伴う損失補償に関する事 【具体的な業務内容】 公共用地取得事務の流れ 損失補償基準の策定→用地取得計画の策定→説明会の開催→土地や建物の権利者の調査→土地の測量・建物の調査→調書等の作成→補償金額の算定→用地交渉→契約→補償金の支払→取得した土地の管理 (任意取得が困難な場合は、土地収用法による手続きにより取得)
予算の状況 (単位:百万円)	
関係職員数	
事務量 (アウトプット)	
地方側の意見	平成 22 年 7 月 15 日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方に移譲する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>A - a</p> </div>	<p>用地取得は事業実施の一段階であり、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方自治体を実施することが適切である。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

	出先機関名：北海道開発局	整理番号（4-2）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務（地方移譲に係るもの）	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>道路、河川、ダム、砂防、海岸、公園事業等に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転等を実施するための、土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準に関すること</p>
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【根拠法令】道路法、河川法、土地改良法等 北海道開発局組織規則</p> <p>【業務内容】 直轄事業（道路、河川、ダム、砂防、海岸、公園、農業、港湾事業）に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転等を実施するための、土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準に関すること</p> <p>【具体的な業務内容】 国土交通省の公共用地取得に伴う損失補償金等の全国一律の基準に基づき、地域の実情や特性を踏まえた適正かつ公平な損失補償金額を算定するため、地域ごとの細則や単価等を調査・策定</p>
予算の状況 （単位：百万円）	
関係職員数	
事務量（アウトプット）	
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方に移譲する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>A-a</p> </div>	<p>公共用地取得に伴う損失補償の補償基準等は、事業主体が地域の実情を踏まえ策定及び運用することが必要であるため、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方自治体を実施することが適切である。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名：北海道開発局	整理番号（10, 24）
--------------	--------------

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	事業評価に関する事務（地方自治体事業に係るもの） 公共工事の費用の縮減に関する事務（地方自治体事業に係るもの）

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 地方自治体に移管される直轄事業に係る事業評価及び費用の縮減に関する事務（具体的な内容） ・公共工事に係る評価の適正化に係る技術基準に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。 ・公共工事に係る費用の縮減に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
予算の状況（単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	－
予算の状況（単位：百万円）	－
関係職員数	－
事務量（アウトプット）	－
地方側の意見	平成 22 年 7 月 15 日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体の実施することが適切。
備考	

事務・権限概要シート

	出先機関名：北海道開発局	整理番号（11-2）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	北海道開発局の行う入札及び契約に関する事務（工事及び業務に関するもの）（地方移譲に係るもの）	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約に関する事務（工事及び業務に関するもの） （具体的な内容） 北海道開発局の行う入札及び契約に関すること。
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	○北海道開発局が行う入札及び契約事務 【根拠法令】 北海道開発局組織規則 【業務内容】 ・北海道開発局の行う直轄工事の入札及び契約に関すること ○開発建設部が行う入札及び契約事務 【根拠法令】 北海道開発局開発建設部組織規則 【業務内容】 ・開発建設部の行う入札及び契約に関すること。
予算の状況 （単位：百万円）	－
関係職員数	－
事務量（アウトプット）	－
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	

自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A - a</div>	地方に移管される事務に対応する入札及び契約等に関する事務は地方において行うべきである。
備考	

事務・権限概要シート

	出先機関名：北海道開発局	整理番号（20-2）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	入札及び契約制度の技術的事項に関する事務（地方移譲に係るもの）	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約制度の技術的事項に関する事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約の制度の技術的事項その他の事業に関する技術及び管理の改善に関する事務 ・入札及び契約の技術的審査に関する事務 等
予算の状況（単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【根拠法令】</p> <p>北海道開発局組織規則</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約の制度の技術的事項その他の事業に関する技術及び管理の改善に関する事務 ・入札及び契約の技術的審査に関する事務 等
予算の状況（単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。
	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: 50px; margin: 0 auto;"> <p>A - a</p> </div>
備考	

事務・権限概要シート

	出先機関名：北海道開発局	整理番号（21-2）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	技術的審査、検査及び調査（地方移譲に係るもの）	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 地方自治体に移管される直轄事業に係る技術的審査、検査及び調査 （具体的な内容） ・入札及び契約の技術的審査に関する事務 ・入札及び契約の制度の技術的事項その他の事業に関する技術及び管理の改善に関する事務 ・土木工事の検査に関する事務 等
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	【根拠法令】 北海道開発局組織規則 【業務内容】 ・入札及び契約の技術的審査に関する事務 ・入札及び契約の制度の技術的事項その他の事業に関する技術及び管理の改善に関する事務 ・土木工事の検査に関する事務 等
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。
備考	

事務・権限概要シート

	出先機関名：北海道開発局	整理番号（22-2）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	積算基準に関する事務（地方移譲に係るもの）	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 地方自治体に移管される直轄事業に係る積算基準に関する事務 （具体的な内容） ・積算基準に関する事務 ・土木工事の統計及び報告に関する事務 ・建設工事に係る労働力及び資材の需給動向の調査に関する事務 等
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	【根拠法令】 北海道開発局組織規則 【業務内容】 ・積算基準に関する事務 ・土木工事の統計及び報告に関する事務 ・建設工事に係る労働力及び資材の需給動向の調査に関する事務 等
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">A - a</div>	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：北海道開発局

整理番号 (25-2)

事務・権限概要シート (個票)

自己仕分けの際の事務・権限名 防災業務計画等の策定 (地方移譲に係るもの)

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	(移譲する事務・権限名) 地方自治体に移管される直轄事業に係る防災業務計画等の策定 (具体的な内容) ・災害対策基本法の規定による防災業務計画の策定 ・大規模地震対策特別措置法の規定による地震防災強化計画の策定 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定等
予算の状況 (単位:百万円)	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量 (アウトプット)	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	【根拠法令】 北海道開発局組織規則、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法 等 【業務内容】 ・災害対策基本法の規定による防災業務計画の策定 ・大規模地震対策特別措置法の規定による地震防災強化計画の策定 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定 等
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	—
事務量 (アウトプット)	—
地方側の意見	平成 22 年 7 月 15 日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。
備考	

事務・権限概要シート

	出先機関名：北海道開発局	整理番号（26-2）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（地方移譲に係るもの）	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>地方自治体に移管される直轄事業に係る建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械類の整備及び運用 ・電気通信施設の整備及び管理 ・情報システムの整備及び管理
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【根拠法令】</p> <p>北海道開発局組織規則</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄事業に係る機械類の整備及び運用に関すること ・直轄事業に係る電気通信施設の整備及び管理に関すること ・情報システムの整備及び管理に関すること
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側 의견	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。
	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">A - a</div>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方運輸局

整理番号（ 10 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	旅客自動車運送事業の許認可等
----------------	----------------

【移譲対象となる事務・権限】

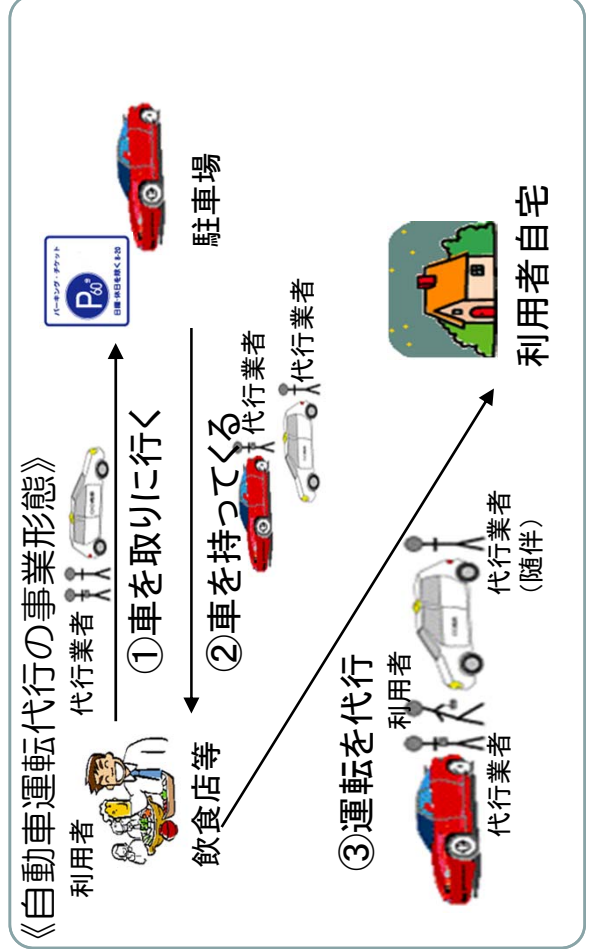
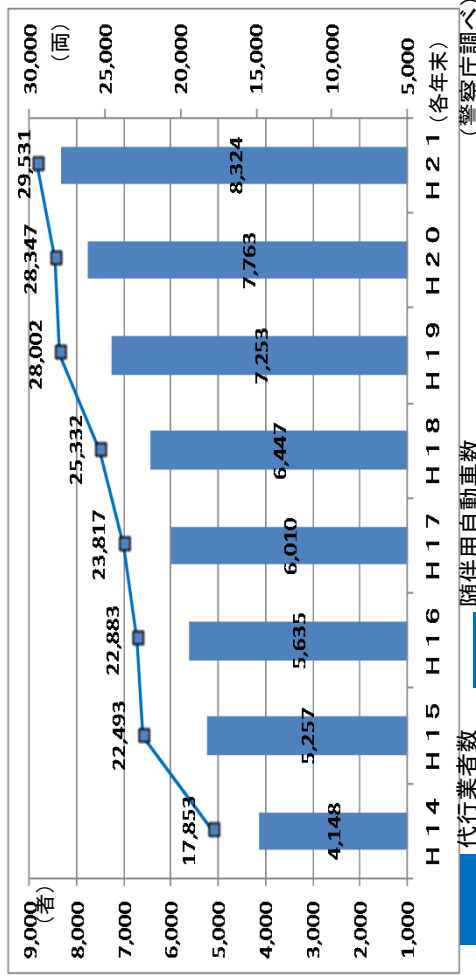
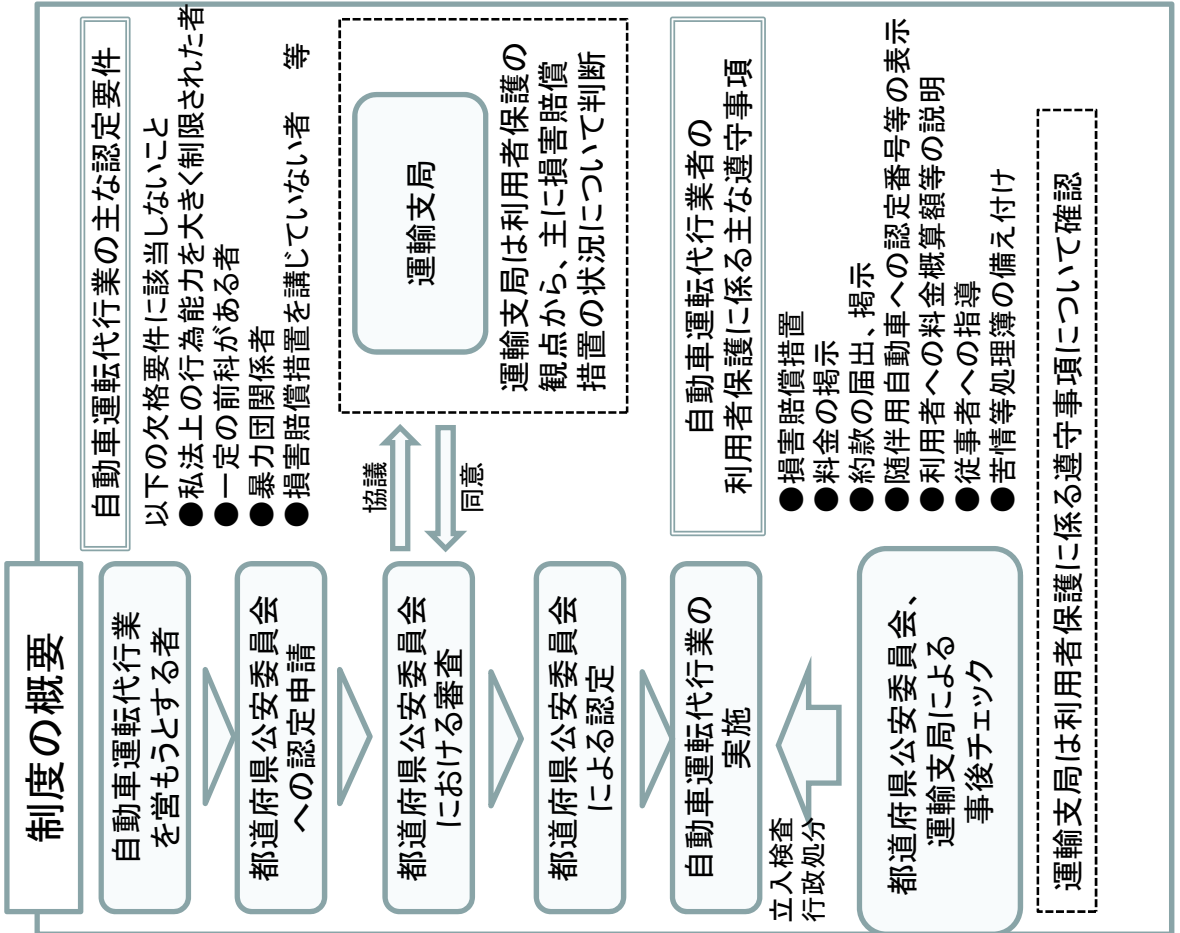
自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 自動車運転代行業の認定業務 （具体的な内容） <ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会からの認定・認定取り消し協議に対する同意 ・公安委員会からの変更届出に関する通知の受理 ・公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理 ・約款届出の受理 ・公安委員会への営業停止命令の要請 ・公安委員会が行った指示に関する通知の受理 ・自動車運転代行業者への立入検査 ・自動車運転代行業者への指示等の行政処分 ・指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知 等 		
予算の状況 （単位：百万円）	-		
関係職員数	輸送部門366人の内数		
事務量（アウトプット）	事業種別		平均業務量
	公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数	協議件数	1,245
	公安委員会からの変更届出に関する通知の受理	受理件数	15,110
	公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理	受理件数	647
	約款届出の受理	受理件数	1.6
	公安委員会への営業停止命令の要請	要請件数	1.4
	公安委員会が行った指示に関する通知の受理	受理件数	50
	自動車運転代行業者への立入検査	検査件数	454
	自動車運転代行業者への指示等の行政処分	処分件数	117
	指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知	通知件数	117
	（平均業務量は平成17年度～平成21年度実績の平均）		
備考	上記の事務・権限は、地方自治法第2条第8項に規定する自治事務として移譲する。		

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>【目的】 旅客自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、輸送の安全を確保し、道路運送事業の健全な発達を図る。</p> <p>【根拠法令】 ・地方運輸局組織規則 ・道路運送法 等</p> <p>【関係する計画・通知等】 ・市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について ・過疎地有償運送の登録に関する処理方針について ・福祉有償運送の登録に関する処理方針について ・一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針 ・一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針 ・一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針 等</p> <p>【具体的な業務内容】 ・道路運送車両による旅客の運送及び旅客自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること。 ・自家用自動車の使用に関すること</p>																																													
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>－</p>																																													
<p>関係職員数</p>	<p>輸送部門 366 人の内数</p>																																													
<p>事務量（アウト プット）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th></th> <th>平均業務量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用有償旅客運送（平成 18 年度～平成 20 年度平均）</td> <td>登録件数</td> <td>1,419</td> </tr> <tr> <td>一般乗合自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）</td> <td>許認可件数</td> <td>3,521</td> </tr> <tr> <td>一般貸切自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）</td> <td>許認可件数</td> <td>2,111</td> </tr> <tr> <td>一般乗用自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）</td> <td>許認可件数</td> <td>29,166</td> </tr> <tr> <td>自動車道事業（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>事務処理件数</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>協議件数</td> <td>1,245</td> </tr> <tr> <td>公安委員会からの変更届出に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>受理件数</td> <td>15,110</td> </tr> <tr> <td>公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>受理件数</td> <td>647</td> </tr> <tr> <td>約款届出の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>受理件数</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>公安委員会への営業停止命令の要請（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>要請件数</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>公安委員会が行った指示に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>受理件数</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>自動車運転代行業者への立入検査（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>検査件数</td> <td>454</td> </tr> <tr> <td>自動車運転代行業者への指示等の行政処分（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>処分件</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>通知件数</td> <td>117</td> </tr> </tbody> </table>	事業種別		平均業務量	自家用有償旅客運送（平成 18 年度～平成 20 年度平均）	登録件数	1,419	一般乗合自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	3,521	一般貸切自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	2,111	一般乗用自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	29,166	自動車道事業（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	事務処理件数	67	公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	協議件数	1,245	公安委員会からの変更届出に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	15,110	公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	647	約款届出の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	1.6	公安委員会への営業停止命令の要請（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	要請件数	1.4	公安委員会が行った指示に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	50	自動車運転代行業者への立入検査（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	検査件数	454	自動車運転代行業者への指示等の行政処分（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	処分件	117	指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	通知件数	117
事業種別		平均業務量																																												
自家用有償旅客運送（平成 18 年度～平成 20 年度平均）	登録件数	1,419																																												
一般乗合自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	3,521																																												
一般貸切自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	2,111																																												
一般乗用自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	29,166																																												
自動車道事業（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	事務処理件数	67																																												
公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	協議件数	1,245																																												
公安委員会からの変更届出に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	15,110																																												
公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	647																																												
約款届出の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	1.6																																												
公安委員会への営業停止命令の要請（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	要請件数	1.4																																												
公安委員会が行った指示に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	50																																												
自動車運転代行業者への立入検査（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	検査件数	454																																												
自動車運転代行業者への指示等の行政処分（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	処分件	117																																												
指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	通知件数	117																																												
<p>地方側の意見</p>	<p>7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。</p>																																													
<p>その他各方面の意見</p>	<p>－</p>																																													

既往の政府方針等	出先機関改革に関する工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="color: red;">A-a （運 転 代 行 業）</p> <p>A-b- ① （ 自 家 用 有 償 運 送、一 府 旅 客 運 送、一 道 道 道 都 県 に 自 道 車 業）</p> <p>C-c</p> </div>	<p>民間事業者が営利目的で旅客サービスを提供できない公共交通空白地域の解消や交通弱者のための福祉輸送の確保など地域のニーズに応じて市町村等が行っている旅客運送（自家用有償旅客運送）について、市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する。</p> <p>また、自動車道事業は、観光道路など地域に密着した輸送サービスとして利用されていることから、一の都道府県にある自動車道事業の権限については、希望する都道府県に権限を移譲する方向で検討する。</p> <p>さらに、運転代行業に関する権限は、都道府県公安委員会が事業者の認定などの業務を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際して保険加入等を確認するために協議を受けているが、運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつより総合的に実施できるようにするため、地方運輸局から都道府県に権限を移譲する方向で検討する。</p> <p>一方、その他のバス・タクシー事業に関する許認可等は、従来から国が一元的に運用しており、地方公共団体との二重行政は生じていない。これらの業務は、バス・タクシー事業の安全確保等に関わるものであり国民の生命・身体にも直接関わること、事業ネットワークが広域にわたることに加えて、①国による制度・基準の策定、事業計画、施設や安全関係職員が基準に合致しているかの審査・検査・監査、事業改善命令等及び個別事案の発生による問題点を踏まえた制度・基準の改正等の一連のサイクルを通じて一体的に実施される必要があること（大綱②に該当）、②事故等の被害拡大・再発防止を図る観点から、安全に係る基準・制度・検査の項目等は全国のいずれかの事業で起こった事故等をもとに逐次見直される必要があること（大綱②に該当）、③同様の観点から、重大事故や悪質事案等に係る情報の全国的な即時共有や類似事案の防止対策の即時展開をするために国による一元的な指揮命令系統が不可欠であること（大綱①、③に該当）、④全国同一の制度・基準・行政処分等によりバス・タクシー事業の安全性を確保する必要があること（大綱②に該当）、⑤豊富な経験と高度な技術的見識を有する職員を効率的に全国に配置する必要があること（大綱④に該当）などから、引き続き国で実施していくことが必要不可欠であり、その運用に地域差はあるべきでなく、地方公共団体への移管は適当でない。</p>
備考	

◆平成14年6月の「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」の施行後、自動車運転代行業の事業者数及び随伴用自動車の車両数は年々増加。



事務・権限概要シート

	出先機関名：地方環境事務所	整理番号 (01, 02, 03, 04)
事務・権限概要シート (個票)		
自己仕分けの際の事務・権限名	個別リサイクル法に基づく、報告徴収・立入検査等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法 ・容器包装リサイクル法 ・食品リサイクル法 ・自動車リサイクル法 	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>○容器包装リサイクル法 (移譲する事務・権限名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する報告徴収 (法第 39 条) ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する立入検査 (法第 40 条) <p>(具体的な内容)</p> <p>法第 39 条及び第 40 条に基づき、法律の施行に必要な限度において、一の都道府県内等内にのみ事務所等がある特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対する特定容器を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関する報告徴収、事務所、工場等への立入り及び帳簿、書類等の検査を実施するもの。</p> <p>当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしているが、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討することとしている。</p> <p>○家電リサイクル法 (移譲する事務・権限名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等からの報告徴収 (法第 52 条) ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査 (法第 53 条) <p>(具体的な内容)</p> <p>法第 52 条及び第 53 条に基づき、法律の施行に必要な限度において、一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等に対する特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関する報告徴収、事務所、工場等への立入り、及び帳簿、書類等の検査を実施するもの。</p> <p>当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしているが、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討することとしている。</p> <p>○食品リサイクル法 (移譲する事務・権限名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県内にのみ事務所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び
-----------------------------	--

	<p>認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第24条第1項、第2項及び第3項） （具体的な内容）</p> <p>法第24条第1項、第2項及び第3項に基づき、法律の施行に必要な限度において、一の都道府県内にのみ事務所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者又は再生利用事業計画認定事業者に対する、食品廃棄物等の発生量、食品循環資源の再生利用等の状況、再生利用事業の実施状況又は食品循環資源の再生利用等の状況に関する報告徴収、事務所、工場等への立入り及び帳簿、書類等の検査を実施するもの。</p> <p>なお、当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしているが、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討することとしている。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	<p>3,655百万円の内数</p> <p>※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費」の合計</p>
関係職員数	<p>廃棄物・リサイクル対策課定員 52名の内数</p>
事務量（アウト プット）	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>○立入検査件数</p> <p>H19：482件</p> <p>H20：495件</p> <p>H21：530件</p>
備考	<p>自動車リサイクル法については、法第130条第3項及び第131条第2項に基づいて、主務大臣が法律の施行に必要な限度において、自動車製造事業者等又はその委託を受けた者に対する特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等の実施状況に関する報告徴収、事務所、工場等への立入り及び帳簿、書類等の検査を実施することができることとされているが、自動車製造事業者等の委託を受けた者に対する報告徴収及び立入検査にあたっては、当該事業者と自動車製造事業者等の委託契約関係を確認する必要がある、また、当該事業者に委託を行った自動車製造事業者等に対する指導、勧告等の法的措置と一体となった対応が不可欠となる。</p> <p>自動車製造事業者等は全て全国規模で事業活動を行っていることから、引き続き、当該事務は国で行うこととする。</p>

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○家電リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者又は製造業者等に対する、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関する報告徴収。（第52条） ・小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。（第53条） <p>○容器包装リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対する、特定容器を用いる事業、特定容器の製造等の事業又は特定包装を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関する報告徴収。（第39条） ・特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。（第40条） <p>○食品リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者、登録再生利用事業者、認定事業者に対する報告徴収、又はその事務所、工場、事業場若しくは倉庫への立入検査。（第24条第1項から第3項）
----------	---

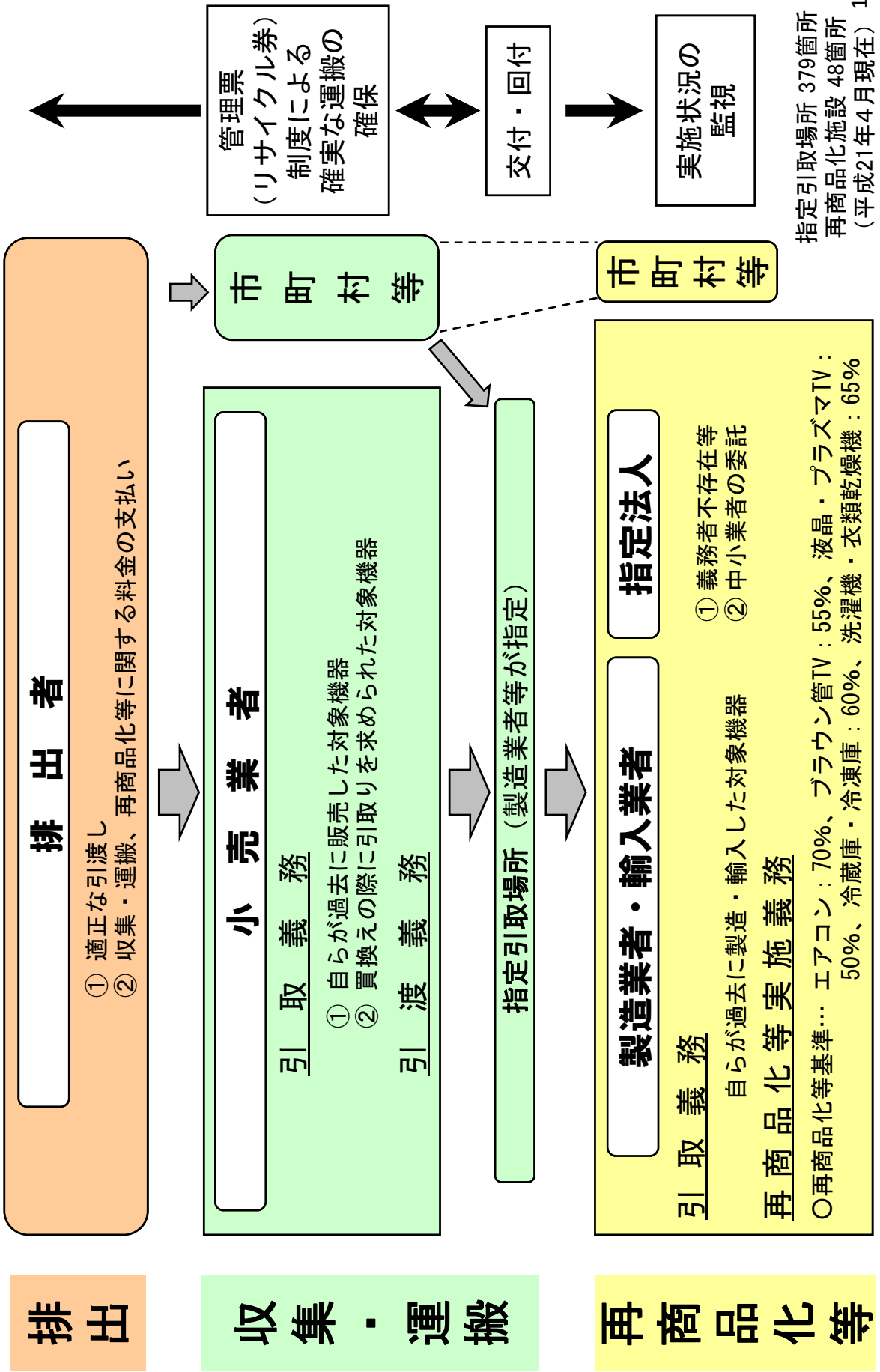
	<p>○自動車リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対する、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等の実施の状況に関する報告徴収。(第130条第3項) ・自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。(第131条第2項)
予算の状況 (単位:百万円)	3,655百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	廃棄物・リサイクル対策課定員 52名の内数
事務量(アウト プット)	○立入検査件数 H19:677件 H20:707件 H21:812件
地方側の意見	家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、自動車リサイクル法は、「地方」(全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(p.64)、平成22年7月15日)
その他各方面の 意見	<p>○家電リサイクル法</p> <p>「小売業者が消費者から引き取った廃家電が、メーカー以外の者に、リユース品としてではなく引き渡されるといった引渡義務違反事例が続発している。その防止のためには、立入検査や報告徴収などを通じた行政による取締りを引き続き行う必要がある。」(「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」中環審・産構審合同会合、平成20年2月)</p> <p>○廃棄物・リサイクル制度については、国が広い視点に立って全国統一的な運用を行うことが重要であり、各地方自治体任せでは必ずしも適切に管理できないことも考えられる。例えば、リサイクル法制においては地方自治体ごとにバラバラな運用がなされると資源の有効活用ができないし、事業者の負担も増える。資源の輸出入が進んでいることから、国がしっかり取り組む必要がある。(「出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング」平成22年8月)</p>
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> (一つの都道府県を超える場合) C-c (一つの都道府県を超えない場合) A-a </div>	<p>全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。</p> <p>また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限として付与することを検討。</p>
備考	共管省庁(経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省)も同様に都道府県に権限付与する必要がある。

家電リサイクル法の仕組み

対象機器：エアコン、テレビ（ブラウン管テレビ、液晶テレビ（※）・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

（平成10年6月公布、平成13年4月完全施行）

（※）携帯テレビ、カーテレビ及び浴室テレビ等を除く。



○食品リサイクル法について

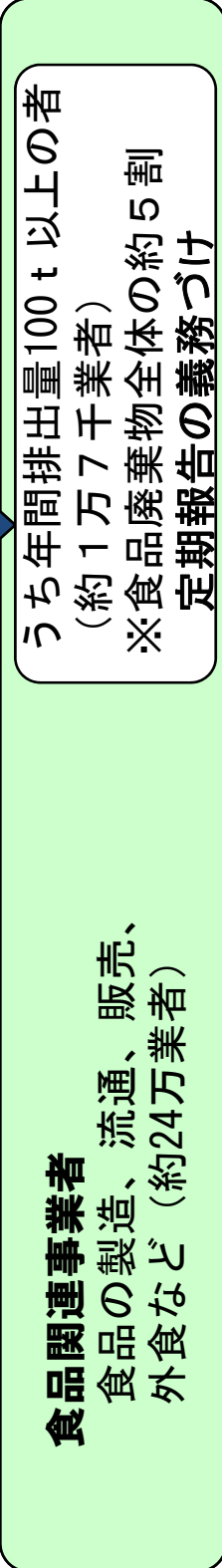
食品リサイクル法の仕組み

(平成12年6月公布、平成13年5月施行、平成19年6月一部改正、同年12月施行)

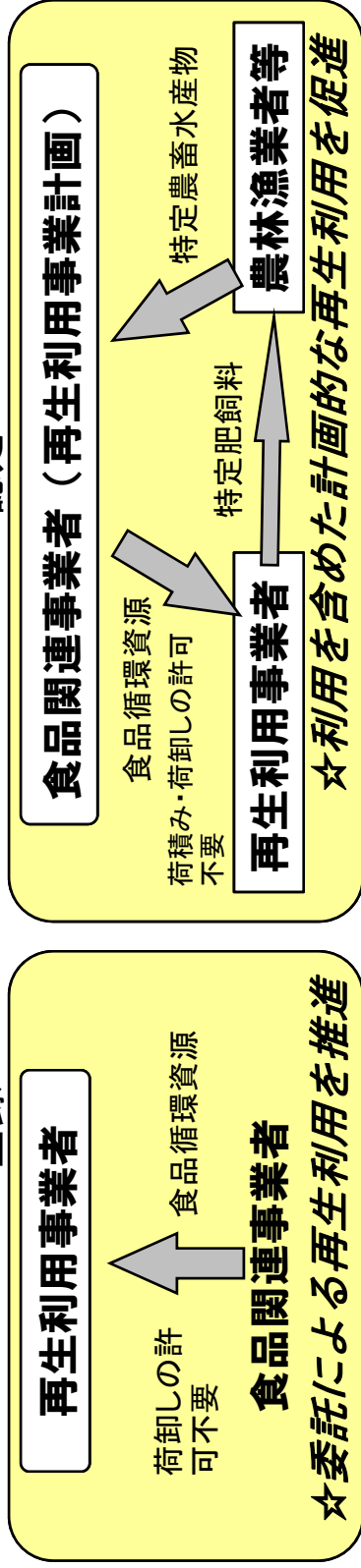
主務大臣（農林水産大臣、環境大臣等）

- 基本方針の作成
 - ・数値目標（平成24年度までに業種別の目標値を達成）
 - ・再生利用等の方策等
- 事業者の判断基準の策定
 - ・発生抑制の基準
 - ・減量の基準
 - ・再生利用の基準等

(実効確保措置) 指導・助言 勧告・命令等 (取組が著しく不十分)



(促進のための措置) 登録



- ・廃棄物処理法の特例
- ・肥料取締法・飼料安全法の特例（農林水産大臣への届出不要）

容器包装リサイクル法の概要

◆ 法律の趣旨

家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定（法案提出は厚生省）、平成9年4月から本格施行。法律の所管は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省の5省共管。

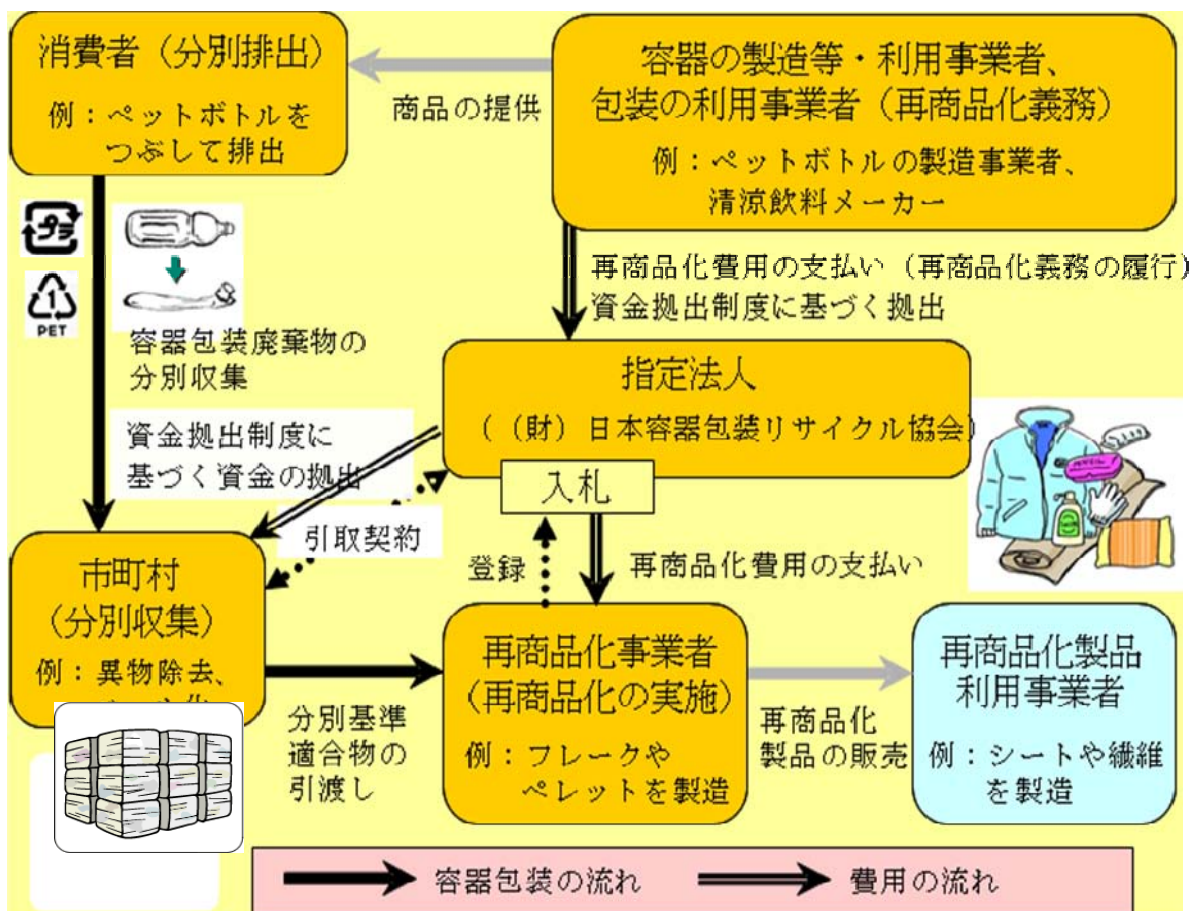
ごみについて市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を改め、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等に一定の役割を担わせることとした。

◆ 対象容器包装

容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっている。

※ 事業者の再商品化義務の対象は、ガラスびん・ペットボトル（平成9年4月から）、紙製容器包装・プラスチック製容器包装（平成12年4月から）の4種類。

◆ 容器包装廃棄物の分別収集・再商品化の流れ（指定法人ルート）



事務・権限概要シート

出先機関名：地方環境事務所 整理番号（ 06 ）

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>法第 29 条の報告聴取・立入検査のうち、環境省地方環境事務所が使用者に対して行うものを権限移譲の対象とする。これは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく型式届出特定特殊自動車等に係る技術基準適合性・均一性を、使用過程において確認することにより、特定特殊自動車全体の排出ガス抑制性能の維持を図るための事務である。</p> <p>① 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行は通報等による。 <p>② 立入場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国各地の工事現場、事業所、資機材拠点等、検査対象車の所在する場所 <p>③ 検査内容</p> <p>i 使用者、車名・型式、製造番号、製造年月日、燃料の種類、定格出力等の確認</p> <p>a 基準適合表示・少数特例表示・確認証、各種契約書（販売、賃貸借、保険等）、検査記録表、点検整備帳、取扱説明書等の閲覧・確認</p> <p>b 目視による実機の確認</p> <p>ii 実機を用いる排出ガス試験</p> <p>a 試験方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディーゼル車： 無負荷急加速黒煙試験 ・ ガソリン車： アイドリング排出ガス試験 <p>b 試験用機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黒煙測定器、CO/HC 測定器、発動発電機、空気圧縮機等 ・ 検査する側が購入・維持し、職員が立入場所へ持参。機材の操作・測定も当該職員自らが実施。 <p>④ 業務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 1 の事務実施フロー参照 <p>⑤ 留意点</p> <p>i 基準適合命令対象車の広域移動に関し、地方公共団体間での連携が必要となる場合がある。</p>
-----------------------------	---

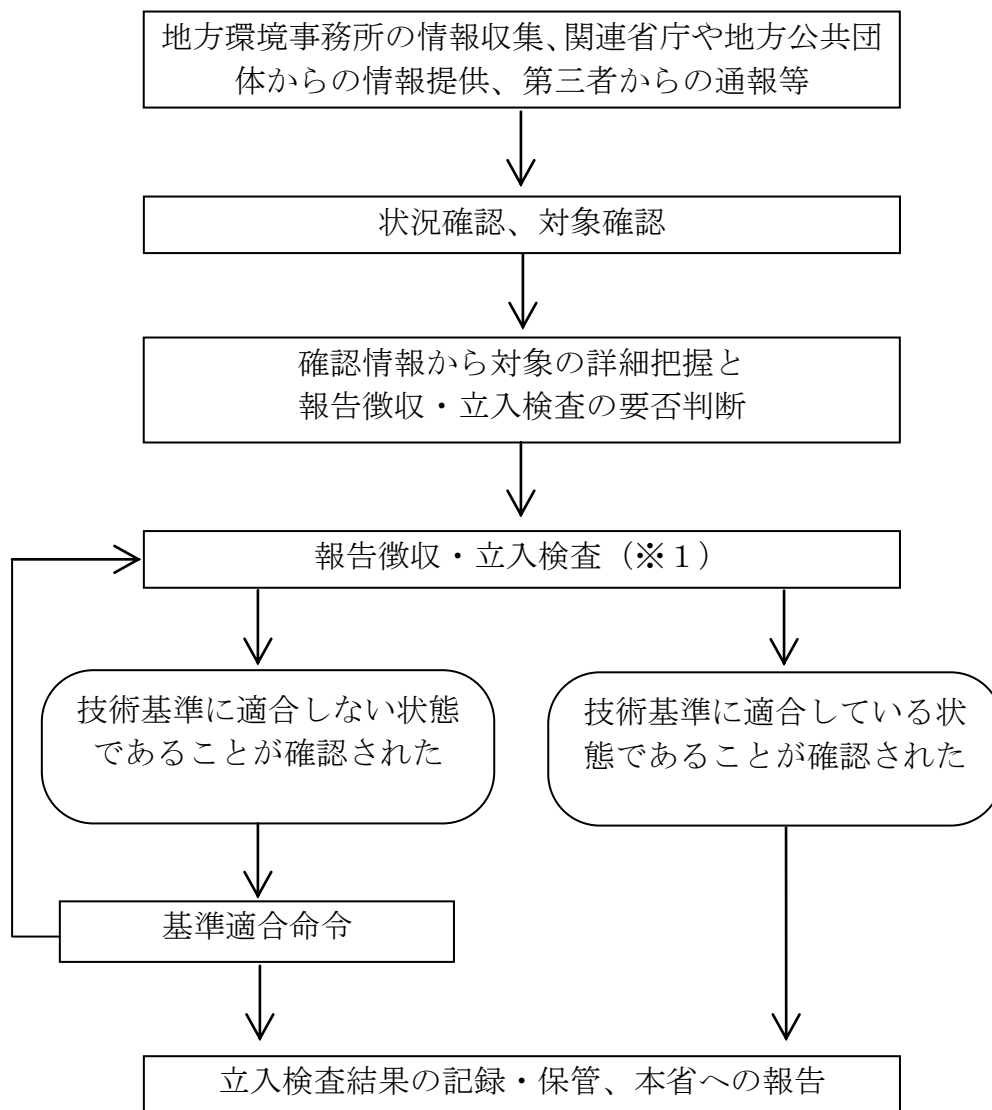
	<p>ii 使用者への立入検査情報は、環境省本省との情報共有が必要。 （移譲対象外の本省権限である特定特殊自動車製作等事業者等の届出事業者への改善命令に繋がる可能性があるため）</p> <p>iii 別紙2の環境省と関係省庁との役割分担のとおり、環境省のほか、検査対象車の使用事業の事業所管省庁も、各所管事業の使用者に対する技術基準適合命令権限等を有する。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	
関係職員数	
事務量（アウト プット）	<p>現行は通報等による都度対応となっているため、事務量は不定である。 検査対象車の今後の普及進捗状況に伴い、検査の定量化/定期化等の検討が必要と思 慮。</p>
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

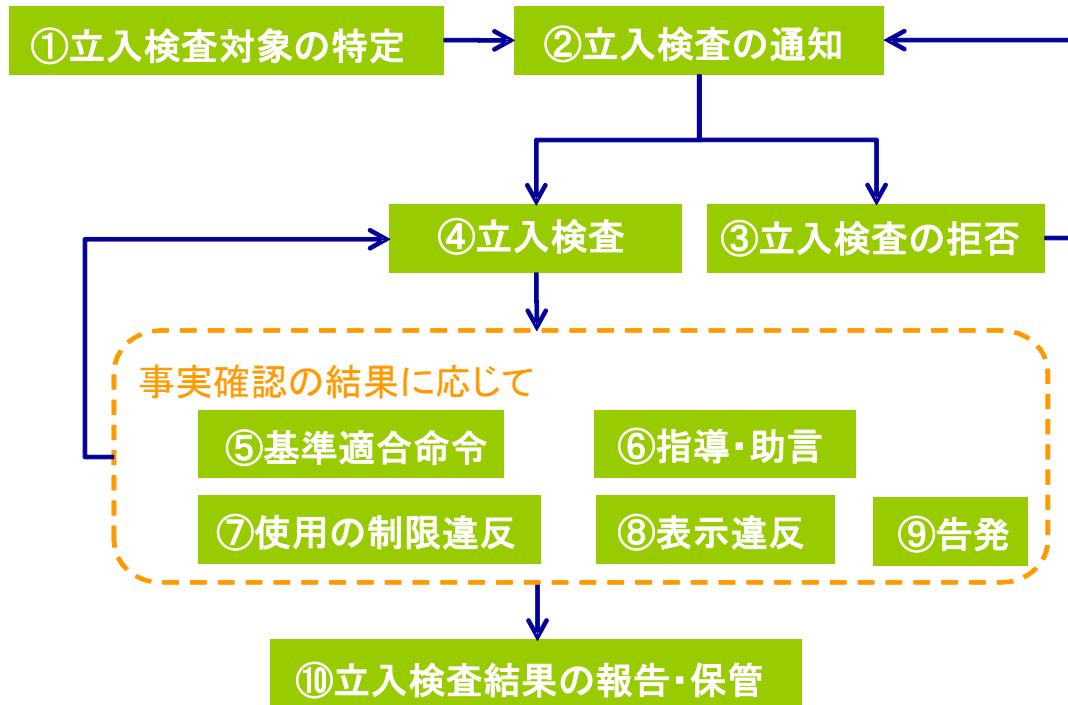
事務・権限の概 要	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）第18条に 基づく技術基準適合命令を行うため、同法第29条に基づき、当該命令の対象とな る特定特殊自動車の使用者に対して、特定特殊自動車の使用状況その他の必要事項 に関する報告、特定特殊自動車の所在すると認められる場所への立入、特定特殊自 動車等の検査等（以下「報告徴収・立入検査」という。）ができることとなっている。 なお、この報告徴収・立入検査に関する規定については、条文上、法第13条に 規定する届出事業者に対する改善命令、法第14条に規定する表示の禁止の措置を 講じるため、法第6条第1項の規定による特定原動機の型式指定を受けた者、届出 事業者、法第12条第3項の規定による少数生産車の承認を受けた者に対する報告 徴収・立入検査に関する規定と一体として規定されている。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	<p>3,757百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土 壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環 境政策基盤整備等に必要な経費」の合計</p>
関係職員数	環境対策課定員 52名の内数
事務量（アウト プット）	
地方側の意見	「地方」（全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（p.64）、 平成22年7月15日）
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>A - a</p> </div>	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する権限については、地方環境事務所の事務から外し、地方公共団体に移管する。ただし、本省で行っている製造業者等への規制（法第13条の改善命令等）については、国際的な商品である特定特殊自動車に対するものであるため、引き続き本省において実施することとなる。本省がこの事務を行うためには、使用者に対する報告徴収及び立入検査を通じた実態調査が必要不可欠であり、自治体の域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしても、本省による迅速かつ効率的な実態把握が困難となり、その実態把握の結果に基づく本省の事務である製造業者等への規制を実施することに著しい支障を生じる。このことから、本省の事務である製造業者等への規制のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において事務を行うこととする。</p>
<p>備考</p>	

◎特定特殊自動車の利用者に対する報告徴収・立入検査事務実施フロー



※1 立入検査の事務実施フロー

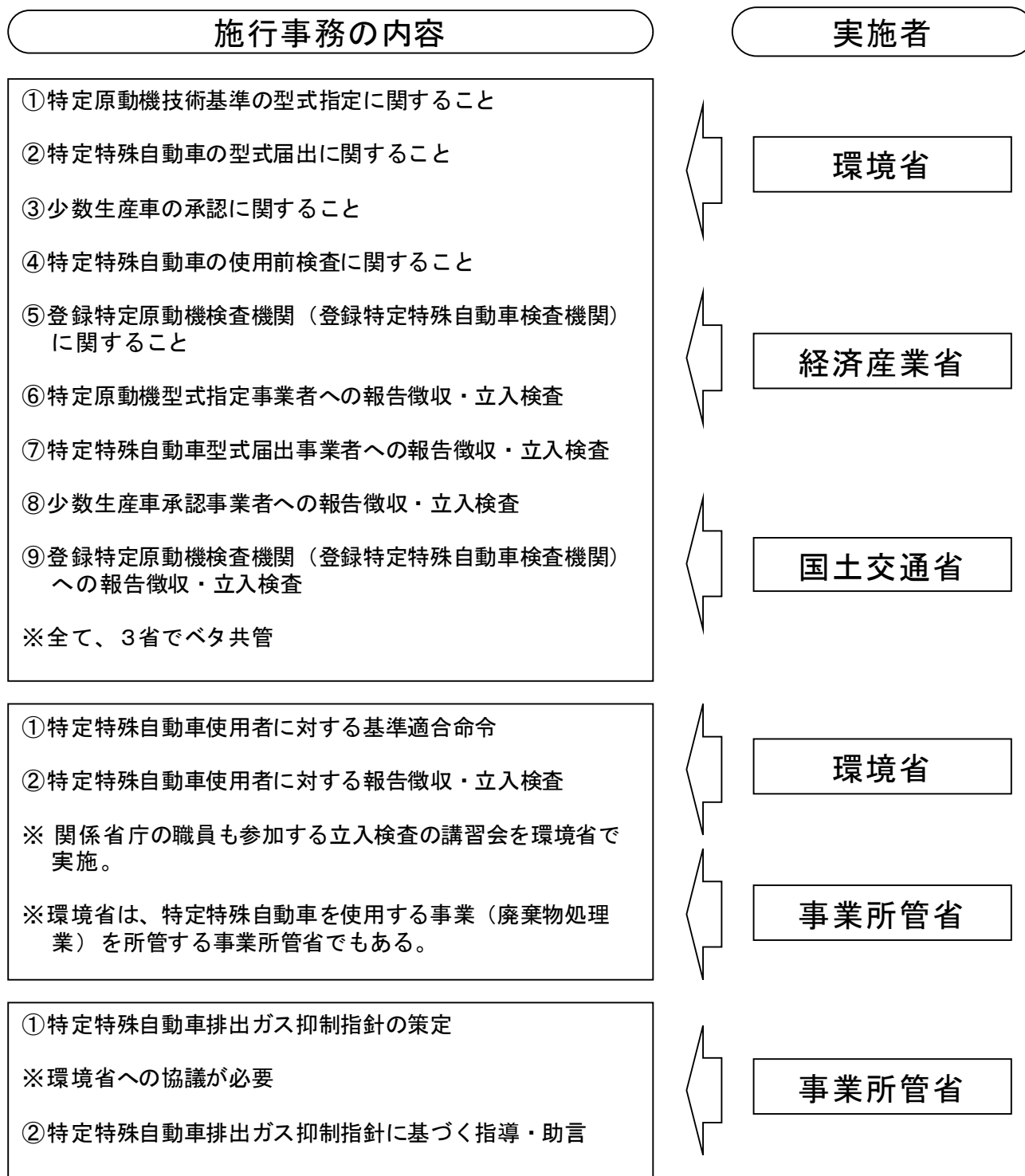


(参考) 排出ガス試験の実施状況



「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(オフロード法)に基づく
技術基準適合命令並びに特定特殊自動車の使用者に対する
報告徴収及び立入検査に関する事務

◆環境省と関係省庁との役割分担



事務・権限概要シート

出先機関名：地方環境事務所 整理番号（ 07 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督
----------------	-------------------------

【移譲対象となる事務・権限】

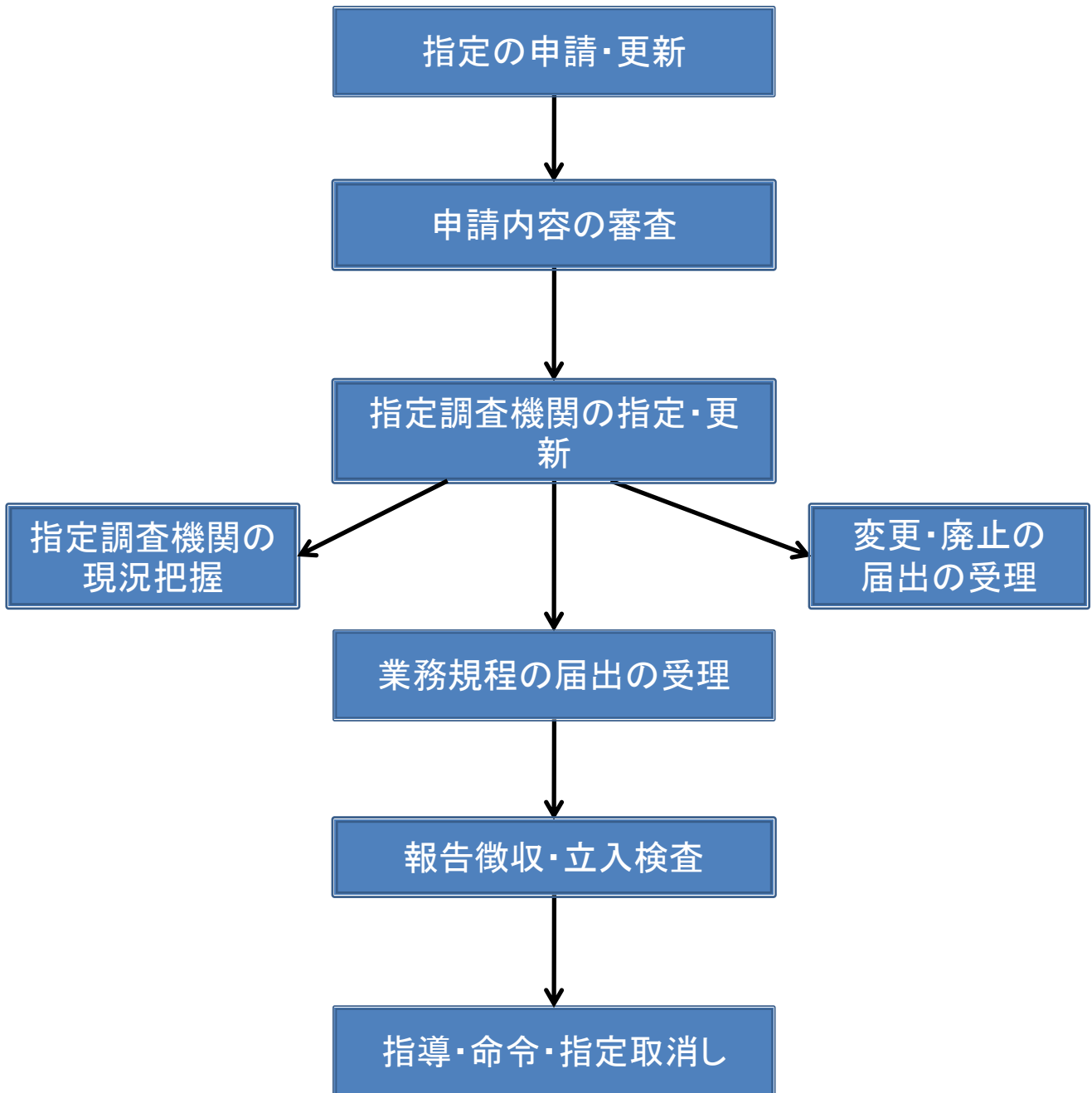
自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督に関する事務のうち、一の都道府県内で調査業務を行う指定調査機関に関するもの</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定調査機関の指定及び更新の事務（法第 3 条第 1 項） ・ 変更届出書の受理（法第 35 条） ・ 指定調査機関に対する業務改善命令（法第 36 条第 3 項） ・ 業務規程の受理（法第 37 条第 1 項） ・ 指定調査機関に対する適合命令（法第 39 条） ・ 業務廃止届出書の受理（法第 40 条） ・ 指定調査機関の指定の取消しの事務（法第 42 条） ・ 指定調査機関の指定等の公示の事務（法第 43 条） ・ 指定調査機関に対する報告徴収及び立入検査（法第 54 条第 5 項） <p>一の都道府県内のみで調査業務を行う者が否かの判別については、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第 1 条第 1 項に規定する申請書に記載された土壤汚染状況調査等を行おうとする都道府県の区域が一であるかどうかによる。なお、ここでいう「都道府県」は全国 47 都道府県を指し、土壤汚染対策法施行令第 8 条に規定する市を含めない。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	
関係職員数	
事務量（アウトプット）	移譲対象機関数は 201 機関（平成 22 年末現在）。当該機関について、平成 21 年度に地方環境事務所が行った事務件数は 228 件。なお、平成 22 年 4 月より施行されている改正土壤汚染対策法により法第 35 条に基づく変更届出事項が増えたため、実際の事務量は増加することが見込まれる。
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>土壤汚染の調査は、試料の採取地点の選定、試料採取方法等により結果が大きく左右されるため、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染の調査を行う者は、一定の技術的能力を有すると認められる者として土壤汚染対策法（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の環境大臣が指定した者（指定調査機関）のみに限るとともに、この指定調査機関が行う調査業務の適性を確保するために、環境大臣は、法第 39 条による適合命令、法第 42 条による指定の取消し、法第 54 条第 5 項による報告徴収・立入検査等必要な監督や現況把握を実施している。現行では、指定調査機関が二以上の地方環境事務所の管轄区域に土壤汚染状況調査を行う事務所を置く場合には本省で、事業所が一つの管轄区域のみにある場合には地方環境事務所、それぞれ指定及び監督に係る事務を実施している。</p>
----------	---

予算の状況 (単位:百万円)	3,757百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計
関係職員数	環境対策課定員 52名の内数
事務量 (アウトプット)	21年度に行った地方環境事務所での事務件数 1,908件
地方側の意見	「地方」(全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告 (p.64)、平成22年7月15日)
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>A-a (一の都道府県 内で調査業務を 行う場合)</p> <p>C-b (複数の都道府 県内で調査業務 を行う場合)</p> </div>	<p>複数の都道府県内で広域的に調査業務を行う指定調査機関の場合、その指定・監督を都道府県が行うとすると、事業者は調査を行うすべての都道府県から指定・監督を受けることとなる。指定調査機関が一の都道府県において、土壌汚染対策法第42条の取消要件に該当することとなった場合、当然に他の都道府県でも指定の取消を行う必要があるが、そういった情報に関し、都道府県間及び都道府県と国との間での連絡調整に時間を要することになり、迅速かつ効率的な監督処分をすることが困難になることが予想され、例えば、他県において取消処分を受けた事業者が別の都道府県では指定を受け続けるような事態が生じてしまう可能性がある。また、事業者が各都道府県に指定の申請をすることとなると事業者に対して著しい負担を強いることとなる。</p> <p>従って、一の都道府県内で調査業務を行う場合は、地方公共団体に事務を移管。複数の都道府県内で調査業務を行う場合には、本省において事務を行うこととする。</p>
備考	

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に係る業務フロー



事務・権限概要シート

出先機関名：地方環境事務所	整理番号（ 08 ）
---------------	------------

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年環境省令第3号）第25条第1項に規定する申請等の経由に係る事務

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名） 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第25条第1項に規定する申請等の経由に係る事務 （具体的な内容） 石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）に基づき、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族は、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）に対して、認定の申請や給付の請求をすることができる。 申請等に当たっては、機構に対して関係書類の提出を行う必要があるが、窓口が全国一箇所だけでは、申請者の利便性の観点から問題がある。このため、全国の地方環境事務所や保健所、一部の市区町村においても、機構に代わって申請者からの書面等の提出を受け付けている。</p> <p>なお、既にすべての保健所と一部の市区町村が当該事務を実施しており、地方環境事務所でも毎年受け付けている件数は年間100件強である。地方自治体に委譲された場合、この件数分の業務が各地方自治体に分配されることとなる。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	3,757百万円の内数（申請書の経由に係る移送料等） ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計
関係職員数	各地方環境事務所につき1名が、職務の一部として実施
事務量（アウトプット）	○申請・請求受付件数 H20 114件
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>石綿健康被害救済制度に基づき、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族は、(独)環境再生保全機構(機構)に対して、認定の申請や給付の請求をすることができる。</p> <p>この申請等の受付事務は、機構及び全国の保健所等に加え、石綿健康被害救済法施行規則第25条第1項の規定に基づき、申請者の利便性の確保のため、地方環境事務所でも実施しているところ。その際、地方環境事務所を経由して提出した場合は、地方環境事務所長が受理した時に機構に提出されたものと見なされる。</p>
----------	---

予算の状況 (単位:百万円)	3,757百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計	
関係職員数	環境対策課定員 52名の内数	
事務量 (アウト プット)	○申請・請求受付件数 H20 114件	
地方側の意見	「地方」(全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(p.64)、平成22年7月15日)	
その他各方面の 意見		
既往の政府方針 等		
自己仕分け 【仕分け結果】 <table border="1" data-bbox="197 824 363 967"> <tr> <td>A - a</td> </tr> </table>	A - a	地方公共団体に移管
A - a		
備考		

事務・権限概要シート

出先機関名：沖縄総合事務局 整理番号（ 10 ）

事務・権限概要シート（個票）


自己仕分けの際の事務・権限名	農林水産省の地方農政局が所掌する業務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する業務の一部
----------------	--

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>① 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 ※農産物検査を行う区域が一都道府県域内である登録検査機関の登録、都道府県域内の関係業者等に対する立入調査等の業務について、都道府県へ権限を移譲・付与</p> <p>② 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成、民間に対する広報啓発） 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 ※一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与</p>																																																
予算の状況 （単位：百万円）	—																																																
関係職員数	<p>① 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 ・ 3名の内数</p> <p>② 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 ・ 2名の内数</p>																																																
事務量（アウトプット）	<p>① 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録検査機関の登録・更新 ⇒登録検査機関：2 機関（22年度） ・ 登録検査機関からの検査結果報告取りまとめ ⇒登録検査機関：2 機関（22年度） （検査結果の報告回数：米20回（22年度）） ・ 農林水産大臣による改善命令、適合命令、登録取消し等（平成13年度以降0件） ⇒登録検査機関等に対する立入調査等：年間8回（21年度） ・ 農産物検査法違反業者の告発（平成13年度以降0件） <p>② 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 省エネ法関係…</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>指導件数</td> <td>【工場】</td> <td>19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19年度</td> <td>—</td> <td>20年度</td> <td>—</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>【工場】</td> <td>19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19年度</td> <td>—</td> <td>20年度</td> <td>—</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>【工場】</td> <td>19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19年度</td> <td>—</td> <td>20年度</td> <td>—</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> </table>	指導件数	【工場】	19年度	0	20年度	0	21年度	0		【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0	報告徴収件数	【工場】	19年度	0	20年度	0	21年度	0		【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0	立入検査件数	【工場】	19年度	0	20年度	0	21年度	0		【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0
指導件数	【工場】	19年度	0	20年度	0	21年度	0																																										
	【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0																																										
報告徴収件数	【工場】	19年度	0	20年度	0	21年度	0																																										
	【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0																																										
立入検査件数	【工場】	19年度	0	20年度	0	21年度	0																																										
	【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0																																										

	<p>※ 荷主に係る指導、報告徴収及び立入検査は21年度から実施。</p> <p>容り法関係…</p> <table> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>: 19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>4</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>食り法関係…</p> <table> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>: 19年度</td> <td>5</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>※ 定期報告は20年度から実施。</p>	報告徴収件数	: 19年度	0	20年度	4	21年度	0	立入検査件数	: 19年度	0	20年度	0	21年度	0	報告徴収件数	: 19年度	5	20年度	0	21年度	0	立入検査件数	: 19年度	0	20年度	0	21年度	0
報告徴収件数	: 19年度	0	20年度	4	21年度	0																							
立入検査件数	: 19年度	0	20年度	0	21年度	0																							
報告徴収件数	: 19年度	5	20年度	0	21年度	0																							
立入検査件数	: 19年度	0	20年度	0	21年度	0																							
備考	<p>① 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務</p> <p>国の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物検査規格の設定・改廃（銘柄設定・改廃を含む） ・ 農産物検査規格の品位規格における検査標準品の作製・配布 ・ 複数の都道府県を区域とする登録検査機関に係る登録等の業務 <p>② 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等</p> <p>事務・権限の付与にあたっては、関係省庁も同様の対応が必要となる。</p>																												

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>(具体的な業務内容)</p> <p>農林水産省の地方農政局が所掌する事務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する事務</p>
予算の状況 (単位:百万円)	平成22年度予算額：35,076百万円(22年7月末示達額。「林野庁」分及び「漁業調整事務所以外の水産庁」分を除く。)
関係職員数	254名
事務量(アウトプット)	平成21年度執行額：36,597百万円
地方側の意見	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)
その他各方面の意見	—
既往の政府方針等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 	地方農政局及び漁業調整事務所が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：沖縄総合事務局

整理番号（ 13 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際
の事務・権限名

経済産業省の経済産業局が所掌する業務

【移譲対象となる事務・権限】

<p>自己仕分けで 移譲すると整理した事務・権限の具体的な 内容</p>	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 景気動向等に関する統計調査の実施 経済産業省生産動態統計調査のうち、都道府県が既に調査を実施している業種であってその規模等に応じ局も分担して実施しているものに係るもの（法定受託事務） ② 商工会議所に係る許認可・監督に関する事務 商工会議所法に基づく定款変更の認可 ③ 工業標準化法（JIS法）に基づく事業所への立入検査等の事務 一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等に対するJIS法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限） ④ 中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 下請代金法に基づく報告・検査（併行権限） ⑤ 中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等 ⑥ 割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する割賦販売法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限） ⑦ 消費生活用製品安全法等に基づく消費生活用製品等の製造・輸入業者への立入検査等の事務 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する消費生活用製品等の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査（消費生活用品、電気用品、ガス用品、液化石油ガス器具等、家庭用品）（併行権限） ⑧ 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内にのみ事業所等のある特定事業者等に対する容器包装リサイクル法等に基づく報告徴収及び立入検査（容器包装・家電・食品リサイクル、資源有効利用）（併行権限） ⑨ エネルギーの使用合理化に関する事務 一の都道府県内にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への措置に関する事項（指導助言、報告徴収・立入検査等）（併行権限） ⑩ 品確法の施行に関する事務等 給油等事業所が一の都道府県内にある揮発油（ガソリン）販売業者等に対する揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく報告徴収、立入検査等（併行権限）
--	---

予算の状況 (単位:百万円)	—																																																																								
関係職員数	61名(経産本省定員の1名を含む)の内数																																																																								
事務量(アウト プット)	<p>① 経済産業省生産動態統計調査の実施 調査対象数 35 調査票配布数 19/月 回収・審査数 18/月 督促数 12(延べ数/年)</p> <p>② 商工会議法に基づく定款変更の認可</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定款変更の認可</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ JIS法に基づく事業所への立入検査等の事務 認証製造業者等に対する立入検査数 5件/年(19~21年度の平均)</p> <p>④ 下請代金法に基づく検査、勧告等(事業者に対する報告・検査の権限)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下請事業者からの申告</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査等</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>改善指導</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等の権限 所管組合数:協業組合0件、商工組合2件、商工組合連合会0件(平成21年度末) 手続き件数:19年度3件 20年度5件 21年度4件(うち決算関係書類などの受理2件、役員変更届出の受理2件 定款変更認可0件)</p> <p>⑥ 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限 包括クレジット業者に関する事務(報告徴収**2件、立入検査*0件) 個別クレジット業者に関する事務(報告徴収***4件、立入検査****1件) ※19~21年度平均、**22年4月~23年1月末の数値、***22年6月~23年1月末の数値</p> <p>⑦ 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する消費生活用品等の製造業者・輸入業者等への報告徴収・立入検査(消費生活用品、電気用品、ガス用品、液化石油ガス器具等、家庭用品)</p> <p>1)消費生活用製品安全法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>2)電気用品安全法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>3)ガス事業法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>5)家庭用品品質表示法</p>		19年度	20年度	21年度	定款変更の認可	0	1	2		19年度	20年度	21年度	下請事業者からの申告	1	0	0	立入検査等	4	4	5	改善指導	3	2	5		19年度	20年度	21年度	報告徴収	0	0	0	立入検査	0	0	0		19年度	20年度	21年度	報告徴収	0	0	0	立入検査	0	0	0		19年度	20年度	21年度	報告徴収	0	0	0	立入検査	0	0	0		19年度	20年度	21年度	報告徴収	0	0	0	立入検査	0	0	0
	19年度	20年度	21年度																																																																						
定款変更の認可	0	1	2																																																																						
	19年度	20年度	21年度																																																																						
下請事業者からの申告	1	0	0																																																																						
立入検査等	4	4	5																																																																						
改善指導	3	2	5																																																																						
	19年度	20年度	21年度																																																																						
報告徴収	0	0	0																																																																						
立入検査	0	0	0																																																																						
	19年度	20年度	21年度																																																																						
報告徴収	0	0	0																																																																						
立入検査	0	0	0																																																																						
	19年度	20年度	21年度																																																																						
報告徴収	0	0	0																																																																						
立入検査	0	0	0																																																																						
	19年度	20年度	21年度																																																																						
報告徴収	0	0	0																																																																						
立入検査	0	0	0																																																																						

	19年度	20年度	21年度
報告徴収	0	0	0
立入検査	0	0	0

⑧ 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査（容器包装・家電・食品リサイクル、資源有効活用）

1) 容器包装リサイクル
(19年度) 報告徴収 0 立入検査 0
(20年度) 報告徴収 0 立入検査 0
(21年度) 報告徴収 0 立入検査 0

2) 家電リサイクル
(19年度) 報告徴収 0 立入検査 14
(20年度) 報告徴収 0 立入検査 12
(21年度) 報告徴収 0 立入検査 17

3) 食品リサイクル
(19年度) 報告徴収 0 立入検査 0
(20年度) 報告徴収 0 立入検査 0
(21年度) 報告徴収 0 立入検査 0

4) 資源有効利用促進法
(19年度) 報告徴収 0 立入検査 0
(20年度) 報告徴収 0 立入検査 0
(21年度) 報告徴収 0 立入検査 0

⑨ 一の都道府県内で完結する事業者に対する省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収等

	20年度	21年度
報告徴収・立入検査等	14	2

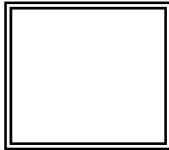
⑩ 給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査

	19年度	20年度	21年度
揮発油販売業者からの登録／変更登録、廃止等の届出受付業務	259	291	1744
立入検査(件／年)	8	4	4

備考

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	(具体的な業務内容) 経済産業省の経済産業局が所掌する業務
予算の状況 (単位:百万円)	平成22年度予算額：1,158百万円(22年7月末示達額)
関係職員数	61名(経産本省定員の1名を含む)

事務量（アウト プット）	平成 21 年度執行額：1,916 百万円
地方側の意見	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）
その他各方面の 意見	－
既往の政府方針 等	－
自己仕分け 【仕分け結果】 	経済産業局が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：沖縄総合事務局	整理番号（ 16 ）
---------------	------------


事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	国土交通省の地方整備局が所掌する業務

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>地方自治体に移管される直轄事業に係る下記の事務</p> <p>①地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務</p> <p>②事業評価及び費用の縮減に関する事務</p> <p>③技術的審査、検査及び調査に関する事務</p> <p>④入札及び契約制度の技術的事項に関する事務</p> <p>⑤積算基準に関する事務</p> <p>⑥建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務</p> <p>⑦防災業務計画等の策定に関する事務</p> <p>⑧土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務</p> <p>⑨土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務</p>
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>（具体的な業務内容）</p> <p>国土交通省の地方整備局が所掌する業務</p>
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額：82,668百万円（22年7月末示達額）

関係職員数	395名
事務量（アウト プット）	平成21年度執行額：78,374百万円
地方側の意見	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）
その他各方面の 意見	－
既往の政府方針 等	－
自己仕分け 【仕分け結果】 	地方整備局が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：沖縄総合事務局	整理番号（ 18 ）
---------------	------------

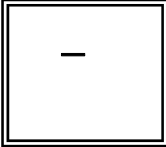
事務・権限概要シート（個票）	
事務・権限名	国土交通省の地方運輸局が所掌する業務

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 旅客自動車運送事業の許認可等（自動車運転代行業の認定業務に限る） （具体的な内容） <ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会からの認定・認定取り消し協議に対する同意 ・公安委員会からの変更届出に関する通知の受理 ・公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理 ・約款届出の受理 ・公安委員会への営業停止命令の要請 ・公安委員会が行った指示に関する通知の受理 ・自動車運転代行業者への立入検査 ・自動車運転代行業者への指示等の行政処分 ・指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知 等 		
予算の状況 （単位：百万円）	—		
関係職員数	87名（国交本省定員の4名を含む）の内数		
事務量（アウトプット）	事業種別		平均業務量
	公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数	協議件数	97
	公安委員会からの変更届出に関する通知の受理	受理件数	254
	公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理	受理件数	28
	約款届出の受理	受理件数	0
	公安委員会への営業停止命令の要請	要請件数	0
	公安委員会が行った指示に関する通知の受理	受理件数	0
	自動車運転代行業者への立入検査	検査件数	6
	自動車運転代行業者への指示等の行政処分	処分件数	20.8
	指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知	通知件数	20.8
	（平均業務量は平成17年度～平成21年度実績の平均）		
備考	上記の事務・権限は、地方自治法第2条第8項に規定する自治事務として移譲する。		

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	（具体的な業務内容） 国土交通省の地方運輸局が所掌する業務
----------	----------------------------------

予算の状況 (単位:百万円)	平成 22 年度予算額 : 176 百万円 (22 年 7 月末示達額)
関係職員数	87 名 (国交本省定員の 4 名を含む)
事務量 (アウト プット)	平成 21 年度執行額 : 178 百万円
地方側の意見	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 	地方運輸局が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。
備考	